

写

宮行評委第5号  
平成22年7月21日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会

委員長 星 宮 望

宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 堀切川 一男

平成22年度政策評価・施策評価について（答申）

平成22年6月2日付け政第17号で諮問されたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第1号及び同条第7項の規定に基づき、政策評価部会において調査審議を行った結果を別紙のとおり取りまとめたので、答申します。

平成 2 2 年度

政策評価・施策評価について

宮城県行政評価委員会

# 目 次

|                          |   |
|--------------------------|---|
| I 答申に当たって                | 1 |
| II 調査審議の方法               | 2 |
| III 調査審議の結果              | 5 |
| 宮城県行政評価委員会政策評価部会 審議結果一覧表 | 7 |

## IV 宮城県行政評価委員会政策評価部会の意見

### 政策推進の基本方向1 富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 政策番号 1 育成・誘致による県内製造業の集積促進         | 9  |
| 政策番号 2 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 | 17 |
| 政策番号 3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化        | 23 |
| 政策番号 4 アジアに開かれた広域経済圏の形成           | 29 |
| 政策番号 5 産業競争力の強化に向けた条件整備           | 35 |

### 政策推進の基本方向2 安心と活力に満ちた地域社会づくり

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 政策番号 6 子どもを生き育てやすい環境づくり           | 43 |
| 政策番号 7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり        | 49 |
| 政策番号 8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築         | 57 |
| 政策番号 9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実    | 71 |
| 政策番号 10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり | 75 |

政策推進の基本方向3 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり

|      |    |                                |       |    |
|------|----|--------------------------------|-------|----|
| 政策番号 | 11 | 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立            | ..... | 81 |
| 政策番号 | 12 | 豊かな自然環境, 生活環境の保全               | ..... | 87 |
| 政策番号 | 13 | 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成          | ..... | 91 |
| 政策番号 | 14 | 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり | ..... | 95 |

## I 答申に当たって

宮城県では、県民の視点に立って成果を重視する県政を推進することを目的として、平成14年4月1日から、「行政活動の評価に関する条例」に基づき行政評価を実施している。

このうち政策評価・施策評価については、県が自ら、施策に設定された目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、社会経済情勢、事業の実績及び成果等を踏まえて政策・施策の成果を評価するとともに、政策・施策を推進する上での課題等と対応方針を示すことになっている。

この県が自ら行う評価の透明性や客観性を確保するため、学識者や有識者で構成される宮城県行政評価委員会に、知事の諮問に応じて、政策評価・施策評価に関する調査審議を行う組織として政策評価部会が置かれている。

当委員会では、今年6月2日に、宮城の将来ビジョンで定めた14政策とそれを構成する33施策を対象とした県の評価原案「政策評価・施策評価基本票」について、知事から諮問を受けた。

政策評価部会では、6月上旬から中旬にかけて「第1分科会」「第2分科会」「第3分科会」の3つの分科会に分かれ、延べ10回にわたり、県の評価原案の妥当性について、専門的な立場や県民の視点から調査審議を行った。調査審議の結果の詳細については、後記のとおりである。

当委員会の答申を通じて、県の行政運営の向上が図られ、「宮城の将来ビジョン」で描く将来の宮城の姿、目標が着実に実現されることを願っている。

平成22年7月21日

宮城県行政評価委員会

委員長 星 宮 望

宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 堀切川 一男

## II 調査審議の方法

宮城県行政評価委員会政策評価部会は、県から諮問を受けた平成22年度政策評価・施策評価に関し、県の自己評価原案である「政策評価・施策評価基本票」に基づき、調査審議を行った。

### 1 調査審議の対象

諮問を受けた政策評価・施策評価は、宮城の将来ビジョン及び同第1期行動計画（計画期間：平成19年度～平成21年度）で定められた14政策33施策である。

その全てについて、調査審議を行った。

### 2 調査審議の進め方

当部会では、宮城の将来ビジョンに定められた3つの政策推進の基本方向ごとに、第1分科会、第2分科会、第3分科会の3分科会を置き、県の担当部局職員の説明のもと、各基本票の記載内容について施策評価、政策評価の順に調査審議を行った。

政策評価は、基本票の政策評価シートに基づいて、政策の成果（進捗状況）及び政策を推進する上での課題等と対応方針を評価するものである。当部会では、施策評価との整合性等を念頭におき、その記載内容を検証した。

施策評価は、基本票の施策評価シートに基づいて、施策の成果（進捗状況）及び施策を推進する上での課題等と対応方針を評価したものである。当部会では、政策評価との整合性等を念頭におき、その記載内容を検証した。

## 【分科会の開催状況】

### 第1分科会

〔担当委員〕

(5政策12施策)

**堀切川一男委員** (分科会長／東北大学大学院工学研究科教授)

**足立千佳子委員** (特定非営利活動法人まちづくり政策フォーラム理事)

**成田由加里委員** (成田由加里公認会計士事務所代表)

|     | 開催日        | 審議政策 (審議施策数) |   |
|-----|------------|--------------|---|
| 第1回 | 平成22年6月9日  | 政策1<br>政策2   | ・育成・誘致による県内製造業の集積促進 (3施策)<br>・観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 (2施策) |
| 第2回 | 平成22年6月14日 | 政策4<br>政策5   | ・アジアに開かれた広域経済圏の形成 (2施策)<br>・産業競争力の強化に向けた条件整備 (3施策)              |
| 第3回 | 平成22年6月15日 | 政策3          | ・地域経済を支える農林水産業の競争力強化 (2施策)                                      |

### 第2分科会

〔担当委員〕

(5政策14施策)

**小坂健委員** (分科会長／東北大学大学院歯学研究科教授)

**折腹実己子委員** (特別養護老人ホームパルシア施設長)

**本図愛実委員** (宮城教育大学准教授)

**安藤朝夫委員** (東北大学大学院情報科学研究科教授) ※政策9のみ

|     | 開催日        | 審議政策 (審議施策数) |   |
|-----|------------|--------------|---|
| 第1回 | 平成22年6月10日 | 政策10         | ・だれもが安全に, 尊重し合いながら暮らせる環境づくり (2施策)                         |
| 第2回 | 平成22年6月11日 | 政策6<br>政策9   | ・子どもを生き育てやすい環境づくり (2施策)<br>・コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 (1施策) |
| 第3回 | 平成22年6月17日 | 政策7          | ・将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり (3施策)                                |
| 第4回 | 平成22年6月18日 | 政策8          | ・生涯現役で安心して暮らせる社会の構築 (6施策)                                 |

### 第3分科会

〔担当委員〕

(4政策7施策)

**安藤 朝夫委員** (分科会長／東北大学大学院情報科学研究科教授)

**井上 千弘委員** (東北大学大学院環境科学研究科教授)

**山本 玲子委員** (尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科教授)

|     | 開催日        | 審議政策 (審議施策数) |   |
|-----|------------|--------------|---|
| 第1回 | 平成22年6月11日 | 政策11<br>政策12 | ・経済・社会の持続的発展と環境保全の両立 (2施策)<br>・豊かな自然環境, 生活環境の保全 (1施策) |
| 第2回 | 平成22年6月14日 | 政策14         | ・宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり (3施策)                 |
| 第3回 | 平成22年6月16日 | 政策13         | ・住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 (1施策)                          |

### Ⅲ 調査審議の結果

政策評価・施策評価に関する各分科会及び部会での審議を経て、県の評価項目「政策・施策の成果（進捗状況）」及び「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性について判定（3区分）を行うとともに、各々に意見を付した。

判定結果は次のとおりである。

#### 【県の政策評価に対する判定】

| 判定<br>評価項目             | 適 切            | 概ね適切            | 要 検 討          |
|------------------------|----------------|-----------------|----------------|
| 政策の成果（進捗状況）            | 9 政策<br>(2 政策) | 4 政策<br>(11 政策) | 1 政策<br>(1 政策) |
| 政策を推進する上での<br>課題等と対応方針 | 7 政策<br>(なし)   | 4 政策<br>(12 政策) | 3 政策<br>(2 政策) |

※（ ）は前年度実績

#### 【県の施策評価に対する判定】

| 判定<br>評価項目             | 適 切              | 概ね適切             | 要 検 討          |
|------------------------|------------------|------------------|----------------|
| 施策の成果（進捗状況）            | 20 施策<br>(12 施策) | 11 施策<br>(19 施策) | 2 施策<br>(2 施策) |
| 施策を推進する上での<br>課題等と対応方針 | 14 施策<br>(4 施策)  | 15 施策<br>(26 施策) | 4 施策<br>(3 施策) |

※（ ）は前年度実績

参考1：「政策・施策の成果（進捗状況）」に対する判定区分

適 切：県の評価原案について、評価の理由が十分であり、「政策・施策の成果（進捗状況）」の評価は妥当であると判断されるもの

概ね適切：県の評価原案について、評価の理由に一部不十分な点が見られるものの、「政策・施策の成果（進捗状況）」の評価は妥当であると判断されるもの

要 検 討：県の評価原案について、評価の理由が不十分で、「政策・施策の成果（進捗状況）」の評価の妥当性を認めることができず、県が最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断されるもの

参考2：「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定区分

適 切：県の評価原案について、内容が十分であり、県が示す「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断されるもの

概ね適切：県の評価原案について、内容に一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断されるもの

要 検 討：県の評価原案について、内容が不十分で、県が示す「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができないもの

各政策評価・施策評価の調査審議結果は、「宮城県行政評価委員会政策評価部会審議結果一覧表」のとおりである。

## 1 全体的事項

各政策評価・施策評価に付した主な意見は次のとおりである。

### (1) 政策・施策の成果（進捗状況）について

#### （各目標指標等が表す意味の吟味）

成果の評価にあたっては、各目標指標等の持つ特性や適用の限界を意識しながら、分析を行い、その数値の持つ意味を正確かつ分かりやすく示す必要がある。

#### （補足データ等による目標指標等の補完）

設定されている目標指標等のみでは成果を適切に評価することが難しい場合には、実態を把握できるデータ等により、目標指標等を補完しながら評価することが必要である。

#### （長年にわたる施策等の成果に係る評価）

短期間では必ずしも成果が見えてこない施策等については、その全体計画の中でどのような段階であるかを明確にした上で評価を行うなどの工夫が必要である。

#### （成果が上がった施策の主因の明示）

成果が上がった施策については、その主因となった具体的事例や数値等を用い、成果をできるだけ分かりやすく示すことが必要である。

### (2) 政策・施策を推進する上での課題等と対応方針について

#### （評価結果を踏まえた的確な課題の設定）

施策を推進する上での課題等は、評価結果を踏まえ、的確に論点を抽出して設定するとともに、設定された課題に即して、具体的で分かりやすく対応方針を示す必要がある。

#### （協働型施策における課題の整理）

住民の参画や市町村との協働が必要となる施策については、その施策の確実な実現を図る観点からも、施策の目的に即して、県としての考え方をより具体的かつ分かりやすく示していく必要がある。

#### （組織横断的な取組みの必要性）

施策の中には、組織横断的な取組みが必要と思われるものもあるので、そうした視点も意識しながら、具体的な対応を行っていく必要がある。

#### （県民への積極的な情報発信）

先駆的な取組み等で成果のあった事例についても、積極的に情報発信し、県政の成果の一つとして、広く県民に周知していく必要がある。

## 2 個別的事項

各政策評価・施策評価に付した意見は、「IV 宮城県行政評価委員会政策評価部会の意見」のとおりである。

宮城県行政評価委員会政策評価部会 審議結果一覧表

| 政策番号                               | 政策名                        | 県の自己評価<br>(評価原案)                  | 県の自己評価(評価原案)に係る<br>宮城県行政評価委員会の判定 |  | 施策番号 | 施策名                           | 県の自己評価<br>(評価原案)                  | 県の自己評価(評価原案)に係る<br>宮城県行政評価委員会の判定 |  |
|------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|--|------|-------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|--|
|                                    |                            | 政策評価<br>(総括)<br>「政策の成果<br>(進捗状況)」 | 「政策の成果<br>(進捗状況)」<br>に対する判定      | 「政策を推進<br>する上での課題<br>等と対応方針」<br>に対する判定 |      |                               | 施策評価<br>(総括)<br>「施策の成果<br>(進捗状況)」 | 「施策の成果<br>(進捗状況)」<br>に対する判定      | 「施策を推進<br>する上での課題<br>等と対応方針」<br>に対する判定 |
| 政策推進の基本方向1 富県宮城の実現 ～県内総生産10兆円への挑戦～ |                            |                                   |                                  |  |      |                               |                                   |                                  |  |
| 1                                  | 育成・誘致による県内製造業の集積促進         | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(概ね適切)                     | 概ね適切<br>(概ね適切)                         | 1    | 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興  | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(適切)                       | 適切<br>(適切)                             |
|                                    |                            |                                   |                                  |  | 2    | 産学官の連携による高度技術産業の集積促進          | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 概ね適切<br>(概ね適切)                   | 概ね適切<br>(概ね適切)                         |
|                                    |                            |                                   |                                  |  | 3    | 豊かな農林水産資源と結びつけた食品製造業の振興       | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 概ね適切<br>(適切)                     | 概ね適切<br>(概ね適切)                         |
| 2                                  | 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(適切)                       | 適切<br>(概ね適切)                           | 4    | 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興    | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 概ね適切<br>(概ね適切)                   | 適切<br>(概ね適切)                           |
|                                    |                            |                                   |                                  |  | 5    | 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現        | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(適切)                       | 概ね適切<br>(概ね適切)                         |
| 3                                  | 地域経済を支える農林水産業の競争力強化        | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(適切)                       | 適切<br>(概ね適切)                           | 6    | 競争力ある農林水産業への転換                | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 概ね適切<br>(適切)                     | 適切<br>(概ね適切)                           |
|                                    |                            |                                   |                                  |  | 7    | 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保    | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(適切)                       | 適切<br>(概ね適切)                           |
| 4                                  | アジアに開かれた広域経済圏の形成           | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(概ね適切)                     | 適切<br>(概ね適切)                           | 8    | 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進  | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(適切)                       | 適切<br>(概ね適切)                           |
|                                    |                            |                                   |                                  |  | 9    | 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成 | 順調<br>(順調)                        | 概ね適切<br>(概ね適切)                   | 適切<br>(概ね適切)                           |
| 5                                  | 産業競争力の強化に向けた条件整備           | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(概ね適切)                     | 概ね適切<br>(概ね適切)                         | 10   | 産業活動の基礎となる人材の育成・確保            | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(概ね適切)                     | 適切<br>(概ね適切)                           |
|                                    |                            |                                   |                                  |  | 11   | 経営力の向上と経営基盤の強化                | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(概ね適切)                     | 適切<br>(概ね適切)                           |
|                                    |                            |                                   |                                  |  | 12   | 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備              | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(適切)                       | 概ね適切<br>(適切)                           |
| 政策推進の基本方向2 安心と活力に満ちた地域社会づくり        |                            |                                   |                                  |  |      |                               |                                   |                                  |  |
| 6                                  | 子どもを生み育てやすい環境づくり           | やや遅れている<br>(やや遅れている)              | 適切<br>(概ね適切)                     | 適切<br>(概ね適切)                           | 13   | 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | やや遅れている<br>(やや遅れている)              | 適切<br>(概ね適切)                     | 適切<br>(概ね適切)                           |
|                                    |                            |                                   |                                  |  | 14   | 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成       | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(概ね適切)                     | 概ね適切<br>(適切)                           |
| 7                                  | 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり        | やや遅れている<br>(やや遅れている)              | 適切<br>(概ね適切)                     | 適切<br>(概ね適切)                           | 15   | 着実な学力向上と希望する進路の実現             | やや遅れている<br>(やや遅れている)              | 適切<br>(概ね適切)                     | 概ね適切<br>(概ね適切)                         |
|                                    |                            |                                   |                                  |  | 16   | 豊かな心と健やかな体の育成                 | やや遅れている<br>(やや遅れている)              | 適切<br>(適切)                       | 適切<br>(概ね適切)                           |
|                                    |                            |                                   |                                  |  | 17   | 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり    | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 概ね適切<br>(適切)                     | 概ね適切<br>(概ね適切)                         |

| 政策番号                            | 政策名                            | 県の自己評価<br>(評価原案)                  | 県の自己評価(評価原案)に係る<br>宮城県行政評価委員会の判定 |  | 施策番号 | 施策名                            | 県の自己評価<br>(評価原案)                  | 県の自己評価(評価原案)に係る<br>宮城県行政評価委員会の判定 |  |
|---------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|--|------|--------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|--|
|                                 |                                | 政策評価<br>(総括)<br>「政策の成果<br>(進捗状況)」 | 「政策の成果<br>(進捗状況)」<br>に対する判定      | 「政策を推進<br>する上での課題<br>等と対応方針」<br>に対する判定 |      |                                | 施策評価<br>(総括)<br>「施策の成果<br>(進捗状況)」 | 「施策の成果<br>(進捗状況)」<br>に対する判定      | 「施策を推進<br>する上での課題<br>等と対応方針」<br>に対する判定 |
| 8                               | 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築             | やや遅れている<br>(やや遅れている)              | 適切<br>(概ね適切)                     | 適切<br>(概ね適切)                           | 18   | 多様な就業機会や就業環境の創出                | やや遅れている<br>(やや遅れている)              | 適切<br>(適切)                       | 概ね適切<br>(概ね適切)                         |
|                                 |                                |                                   |                                  |  | 19   | 安心できる地域医療の充実                   | やや遅れている<br>(やや遅れている)              | 適切<br>(適切)                       | 概ね適切<br>(概ね適切)                         |
|                                 |                                |                                   |                                  |  | 20   | 生涯を豊かに暮らすための健康づくり              | やや遅れている<br>(やや遅れている)              | 適切<br>(概ね適切)                     | 適切<br>(概ね適切)                           |
|                                 |                                |                                   |                                  |  | 21   | 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり           | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(概ね適切)                     | 概ね適切<br>(概ね適切)                         |
|                                 |                                |                                   |                                  |  | 22   | 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現        | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(概ね適切)                     | 適切<br>(概ね適切)                           |
|                                 |                                |                                   |                                  |  | 23   | 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興         | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(概ね適切)                     | 概ね適切<br>(概ね適切)                         |
| 9                               | コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実        | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 要検討<br>(要検討)                     | 概ね適切<br>(概ね適切)                         | 24   | コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実        | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 要検討<br>(要検討)                     | 概ね適切<br>(概ね適切)                         |
| 10                              | だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり      | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(概ね適切)                     | 適切<br>(概ね適切)                           | 25   | 安全で安心なまちづくり                    | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(概ね適切)                     | 概ね適切<br>(概ね適切)                         |
|                                 |                                |                                   |                                  |  | 26   | 外国人も活躍できる地域づくり                 | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 適切<br>(概ね適切)                     | 適切<br>(概ね適切)                           |
| 政策推進の基本方向3 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり |                                |                                   |                                  |  |      |                                |                                   |                                  |  |
| 11                              | 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立            | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 概ね適切<br>(概ね適切)                   | 要検討<br>(要検討)                           | 27   | 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献  | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 要検討<br>(要検討)                     | 概ね適切<br>(概ね適切)                         |
|                                 |                                |                                   |                                  |  | 28   | 廃棄物等の3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正処理の推進 | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 概ね適切<br>(概ね適切)                   | 要検討<br>(要検討)                           |
| 12                              | 豊かな自然環境、生活環境の保全                | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 概ね適切<br>(概ね適切)                   | 要検討<br>(概ね適切)                          | 29   | 豊かな自然環境、生活環境の保全                | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 概ね適切<br>(概ね適切)                   | 要検討<br>(概ね適切)                          |
| 13                              | 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成          | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 概ね適切<br>(概ね適切)                   | 要検討<br>(要検討)                           | 30   | 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成          | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 概ね適切<br>(概ね適切)                   | 要検討<br>(要検討)                           |
| 14                              | 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 概ね適切<br>(概ね適切)                   | 概ね適切<br>(概ね適切)                         | 31   | 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実     | 順調<br>(順調)                        | 適切<br>(概ね適切)                     | 概ね適切<br>(概ね適切)                         |
|                                 |                                |                                   |                                  |  | 32   | 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進         | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 概ね適切<br>(適切)                     | 適切<br>(適切)                             |
|                                 |                                |                                   |                                  |  | 33   | 地域ぐるみの防災体制の充実                  | 概ね順調<br>(概ね順調)                    | 概ね適切<br>(概ね適切)                   | 要検討<br>(要検討)                           |

※宮城県行政評価委員会の判定は、県の自己評価(評価原案)の妥当性について「適切」「概ね適切」「要検討」の3区分により判定したものです。

※「県の自己評価(評価原案)」の( )内は、昨年度の評価結果を記載しています。また、「県の自己評価(評価原案)に係る宮城県行政評価委員会の判定」の( )内は、昨年度の判定結果を記載しています。

# IV 宮城県行政評価委員会政策評価部会の意見

## 1 富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～

### 政策番号 1

| 施策体系  | 評価原案                        |  |
|---|-----------------------------|--|
| <b>政策番号1: 育成・誘致による県内製造業の集積促進</b>  | 政策の成果<br>(進捗状況)             | 評価の理由  |
| <p><b>(政策の概要)</b><br/>           今後の宮城県経済の成長のためには、県外の需要を獲得することが重要であり、製造業を中心として強い競争力のある産業を創出する必要がある。このため、県内企業と関係機関の連携を強化し、技術・経営革新を一層促進する。<br/>           特に、県内製造業の中核である電気機械製造業を中心に、基盤技術力の向上や関連企業の誘致、産学官の密接な連携のもとで、県内の学術研究機関の持つ技術力や研究開発力を活用した高度技術産業の育成を推進し、国際的にも競争力のある産業集積を図る。<br/>           また、自動車関連産業においては、岩手・山形両県などの東北各県と連携しながら、これまで培ってきた我が県の強みを生かして集積を促進する。<br/>           食品製造業は、個々の事業者の競争力の向上が課題となっており、今後豊富な第一次産品や、水産加工業を中心としたこれまでの関連産業の集積などの強みを生かした高付加価値な製品の開発を促進し、食品製造業を成長軌道に乗せる。<br/>           こうした取組により、平成28年度までに、電機・電子、自動車関連、食品製造業の製造品出荷額の2割以上の増加を目指す。<br/>           さらに、次代を担う新たな産業については、我が県の特性や製造業の成長過程を踏まえて、可能性の高い分野を見極め、将来の集積形成に向けた取組を行っていく。</p> | <p>政策評価（総括）</p> <p>概ね順調</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成・誘致による県内製造業の集積促進に向けて、3つの施策で取り組んだ。</li> <li>・平成22年1月にパナソニックEVエナジー新工場が稼働、また、工場立地動向調査では立地件数32件(全国8位)、立地総面積が2年連続で全国第2位になるなど、「富県宮城の実現」に向けた成果が現れつつある。</li> <li>・施策1の地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興については、平成20年の世界同時不況の影響を受け、「製造品出荷額(食料品製造業を除く)」「企業立地件数」ともに目標値を下回ったものの、パナソニックEVエナジーの操業開始やセントラル自動車・東京エレクトロンの操業開始に向けた動きが本格化しており、製造業の振興に向けて概ね順調に進捗している。</li> <li>・施策2の産学官の連携による高度技術産業の集積促進については、「知的財産の支援(相談・活用)件数」が目標値を下回ったものの、KCみやぎによる「産学官連携数」の技術相談件数・セミナー開催件数が年々増加傾向にあり、県内企業の競争力強化や経営の持続的発展に寄与している。</li> <li>・施策3の豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興については、「1事業所当たり粗付加価値額(食料品)」は減少したものの、当該事業所数や「製造品出荷額(食料品)」は増加しており、今後の成長可能性が見られる。</li> <li>・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。</li> </ul> |
|   | <p>政策を推進する上での課題等と対応方針</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策1について、県外からの企業誘致、誘致関連企業の集積、誘致企業と県内企業の取引拡大を図る必要があるため、「みやぎ自動車産業振興協議会」や「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」などを活用した誘致企業と県内企業の取引拡大のための取組を引き続き推進する。</li> <li>・施策2について、一貫した支援体制の構築や企業ニーズの把握・対応の強化などが課題となっているため、地域企業の技術相談から商品化に至るまでの支援活動の重点化、企業訪問による情報収集の強化などを図り、産学官連携で地域企業の取引拡大に向けた取組を支援していく。</li> <li>・施策3について、施策を進める上で食品関連事業者との連携が重要であり、事業者への本施策の周知をさらに進めることが必要であるため、情報発信やニーズの把握に継続して取り組み、個々の事業者の競争力の向上を図るとともに、引き続き施策の成果を広く県民に周知していく。</li> </ul>   |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:概ね適切】**

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・構成施策2については、具体的成果が出なかったものについても、なぜ成果が出なかったかということを課題等と対応方針に示す必要があると考える。

| 施策体系   | 評価原案                                  |  |   |
|--|---------------------------------------|--|---|
| 政策1: 育成・誘致による県内製造業の集積促進  |                                       |  |   |
| <p><b>施策番号1: 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>                     高度電子機械産業、自動車関連産業など経済波及効果の高い業種の企業誘致や、市場拡大が期待される分野での新製品開発や取引拡大等の支援に取り組み、県内製造業の振興を目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>                     ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 66.9%<br/>                     ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 43.4%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>                     ・製造品出荷額(食料品製造業を除く) 達成度C<br/>                     現況値 29,249億円(平成20年度)<br/>                     目標値 31,762億円(平成20年度)<br/>                     初期値 29,965億円(平成17年度)<br/>                     ・企業立地件数(うち半導体関連企業) 達成度C<br/>                     現況値 32(4)件(平成21年度)<br/>                     目標値 50(2)件(平成21年度)<br/>                     初期値 51(1)件(平成17年度)</p> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等について、平成20年下期からの世界的な景気減速の影響を受け、全体では目標額を下回っているものの、製造品出荷額の実績値は鉄鋼業等の13業種では増加している。また、企業立地件数では、目標値を下回っているものの、全国都道府県中8位であり、敷地面積ベースでは全国2位の実績となっている。</li> <li>・県民意識調査結果では、「重視」の割合が高く、この施策に対する県民の期待が高いことがうかがえる。平成21年県民意識調査実施時は、世界的な金融危機と景気失速により企業の設備投資が減少したことも、施策に対する満足度の減少に影響したと思われる。</li> <li>・社会経済情勢等では、半導体製造装置の東京エレクトロン宮城新工場の着工決定やセントラル自動車宮城工場の操業に向けた準備が本格化している。また、平成22年1月には、ハイブリッド車用電池の生産を行うパナソニックEVエナジー新工場が操業を開始した。東北経済産業局発表による平成22年3月の景況は、「低迷しているものの一部に持ち直しが見られる」とされ、経済を取り巻く環境は回復の兆しが見られる。</li> <li>・施策を構成する事業の全てで成果が出ており、事業の実績及び成果等からこの施策は、概ね順調に推移していると思われる。</li> <li>・以上により、施策の目的である「育成・誘致による県内製造業の集積促進」は概ね順調に推移していると判断されるので、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。</li> </ul> |   |
|  |                                       | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p>  | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業の集積を図るため、企業立地(導入)と地域企業の育成と新産業の創出(内発)の取組を一体的かつ総合的に推進しており、今後も継続的な取組が必要である。</li> <li>・半導体関連産業等経済波及効果の高い業種等、地域経済の核となる拠点企業等の戦略的な誘致の推進に関しても、継続的な取組が必要である。</li> </ul> |
|  | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景気低迷により企業の設備投資が減少しているが、景気回復時を想定した誘致や県内企業の受注機会拡大促進に関する取組が必要である。</li> <li>・企業を今後も誘致していくために、市町村等と連携し、企業ニーズにあった事業用地を迅速かつ適切に確保する必要がある。</li> <li>・セントラル自動車の移転完了を控え、関連企業の集積に対応する施策及び県内企業との取引拡大のための施策を講じていく必要がある。</li> </ul>   |   |
|  |                                       | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度電子機械産業分野における産業界や関係機関・団体等を構成機関として設立された「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」を活用した県内企業の取引拡大のためのプロジェクトを引き続き推進する。</li> <li>・企業立地促進法に基づく基本計画策定の次段階として企業誘致に取り組み、新たな工場用地の造成及び新たな企業誘致のための基盤整備を促進する。</li> <li>・自動車関連産業分野においては、セントラル自動車の移転並びにトヨタグループが東北を国内第3の拠点にする旨を表明しており、自動車関連産業への新規参入に意欲のある県内企業に対し積極的な情報提供等を行い、県内企業の自動車産業への新規参入を促進する。</li> </ul>   |   |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が充分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が充分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系  | 評価原案  |  |             |        |         |   |
|---|---|--|-------------|--------|---------|---|
| 政策1: 育成・誘致による県内製造業の集積促進   |   |  |             |        |         |   |
| <p><b>施策番号2: 産学官の連携による高度技術産業の集積促進</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>高度技術産業の創出を目指した企業と大学等との連携による技術開発を活性化するとともに、特許等の活用促進・新製品の開発支援を行うことにより、競争力の高い製品を持つ企業や独自技術を持つ企業の集積促進を目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 55.3%<br/>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 35.0%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>・産学官連携数<br/>達成度A<br/>現況値 863件(平成21年度)<br/>目標値 840件(平成21年度)<br/>初期値 20件(平成17年度)<br/>・知的財産の支援(相談・活用)件数<br/>達成度C<br/>現況値 836件(平成21年度)<br/>目標値1,000件(平成21年度)<br/>初期値 906件(平成17年度)</p>   | <p><b>施策評価(総括)</b></p>  | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="651 259 794 320">施策の成果(進捗状況)</th> <th data-bbox="794 259 1474 320">評価の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="651 320 794 967">概ね順調</td> <td data-bbox="794 320 1474 967"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等について、KCみやぎによる産学官連携数は、技術相談件数及びセミナー開催件数が年々増加傾向にあり、地域企業の基盤技術高度化等のニーズは高い。一方で、知的財産活用の支援件数については目標値に達していない。</li> <li>・県民意識調査結果からは、「重視」の割合ではある程度の期待がうかがえるものの、「満足」の割合では、それを下回る結果となっているが、これは「わからない」の回答の割合が高いためであり、本施策は県民から一定の評価を得られていると考えられる。</li> <li>・社会経済情勢等からは、東京エレクトロンの宮城新工場立地決定等により、新たなビジネスチャンスへの地元企業の期待が高まっているものの、平成20年度から続く未曾有の経済危機への対応とも併せ、県内企業のQCD(Quality:品質, Cost:コスト, Delivery:納期)への対応や技術レベルの向上の重要性、緊急性が高まっている。</li> <li>・最終の商品化までには時間を要する面もあるが、事業実施により、県内企業の競争力強化や経営の持続的発展に寄与していると認められる。</li> <li>・以上のことから、産学官の連携や知的財産の活用等による企業活動の活発な展開などの施策の目的に向けて、概ね順調に推移していると判断する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> | 施策の成果(進捗状況) | 評価の理由  | 概ね順調    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等について、KCみやぎによる産学官連携数は、技術相談件数及びセミナー開催件数が年々増加傾向にあり、地域企業の基盤技術高度化等のニーズは高い。一方で、知的財産活用の支援件数については目標値に達していない。</li> <li>・県民意識調査結果からは、「重視」の割合ではある程度の期待がうかがえるものの、「満足」の割合では、それを下回る結果となっているが、これは「わからない」の回答の割合が高いためであり、本施策は県民から一定の評価を得られていると考えられる。</li> <li>・社会経済情勢等からは、東京エレクトロンの宮城新工場立地決定等により、新たなビジネスチャンスへの地元企業の期待が高まっているものの、平成20年度から続く未曾有の経済危機への対応とも併せ、県内企業のQCD(Quality:品質, Cost:コスト, Delivery:納期)への対応や技術レベルの向上の重要性、緊急性が高まっている。</li> <li>・最終の商品化までには時間を要する面もあるが、事業実施により、県内企業の競争力強化や経営の持続的発展に寄与していると認められる。</li> <li>・以上のことから、産学官の連携や知的財産の活用等による企業活動の活発な展開などの施策の目的に向けて、概ね順調に推移していると判断する。</li> </ul> |
|   |   | 施策の成果(進捗状況)  | 評価の理由       |        |         |   |
|   | 概ね順調  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等について、KCみやぎによる産学官連携数は、技術相談件数及びセミナー開催件数が年々増加傾向にあり、地域企業の基盤技術高度化等のニーズは高い。一方で、知的財産活用の支援件数については目標値に達していない。</li> <li>・県民意識調査結果からは、「重視」の割合ではある程度の期待がうかがえるものの、「満足」の割合では、それを下回る結果となっているが、これは「わからない」の回答の割合が高いためであり、本施策は県民から一定の評価を得られていると考えられる。</li> <li>・社会経済情勢等からは、東京エレクトロンの宮城新工場立地決定等により、新たなビジネスチャンスへの地元企業の期待が高まっているものの、平成20年度から続く未曾有の経済危機への対応とも併せ、県内企業のQCD(Quality:品質, Cost:コスト, Delivery:納期)への対応や技術レベルの向上の重要性、緊急性が高まっている。</li> <li>・最終の商品化までには時間を要する面もあるが、事業実施により、県内企業の競争力強化や経営の持続的発展に寄与していると認められる。</li> <li>・以上のことから、産学官の連携や知的財産の活用等による企業活動の活発な展開などの施策の目的に向けて、概ね順調に推移していると判断する。</li> </ul>  |             |        |         |   |
|   | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>  | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="651 967 794 1028">事業構成の方向性</th> <th data-bbox="794 967 1474 1028">方向性の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="651 1028 794 1258">現在のまま継続</td> <td data-bbox="794 1028 1474 1258"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性、有効性、効率性ともに、一定の評価ができることから、現在のまま継続することが妥当と考える。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>  | 事業構成の方向性    | 方向性の理由 | 現在のまま継続 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性、有効性、効率性ともに、一定の評価ができることから、現在のまま継続することが妥当と考える。</li> </ul>   |
| 事業構成の方向性  |   | 方向性の理由   |             |        |         |   |
| 現在のまま継続   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性、有効性、効率性ともに、一定の評価ができることから、現在のまま継続することが妥当と考える。</li> </ul> |  |             |        |         |   |
| <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の進捗状況は概ね順調であるが、県民意識調査結果では、「重視」の割合に比べて「満足」の割合が低い結果となっている。この調査での乖離を少なくするためには、当該施策を構成する各事業の状況、実績や成果等に関して、一層の周知などが必要となる。</li> <li>・構成する8事業においては、一貫した支援体制の構築、企業ニーズの把握・対応、新たなシーズの探索などの課題があり、そのため、情報の収集・共有化、コーディネート機能の強化などが課題となっている。</li> </ul>  |   |  |             |        |         |   |
| <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会経済環境の変化や、「産」や「学」からのニーズなどに迅速に対応した有効で効率的な事業を展開し、県民に向けての成果等の周知に努める。</li> <li>・「KCみやぎ(基盤技術高度化支援センター)推進事業」においては、地域企業の技術相談から共同研究、共同プロジェクト、商品化に至るまでの一貫した支援及び他の支援施策や産業支援機関と連携した支援等に活動内容を重点化していく。</li> <li>・「地域イノベーション創出型研究開発支援事業」においては、新事業創出の可能性と経済的インパクトの高い企業への支援を可能とするため、関係機関との情報共有化や企業訪問等による情報収集等の強化を図る。</li> <li>・「知的財産活用推進事業」においては、関係者間の連携を密にし、情報の共有化を図る。</li> <li>・「起業家等育成支援事業」においては、国の補助施策を入居者に周知し、活用できるよう支援していく。</li> <li>・「大学等シーズ実用化促進事業」においては、実用化に近く、県内企業への利用が見込まれる新たなシーズを探索する。</li> </ul> |   |  |             |        |         |   |

## 評価原案に係る行政評価委員会の意見

### 【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・目標指標等の中で知的財産に関する相談件数は減少しているものの、指標に表れない全体的な相談件数は増加していることから、具体的な成果として、施策の成果にも示す必要があると考える。

### 【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・具体的成果が出なかったものについても、なぜ成果が出なかったかということ課題等と対応方針に示す必要があると考える。

| 施策体系  | 評価原案                                  |   |  |
|---|---------------------------------------|---|--|
| 政策1: 育成・誘致による県内製造業の集積促進   |                                       |   |  |
| <p><b>施策番号3: 豊かな農林水産資源と結びつけた食品製造業の振興</b></p> <p><b>【施策の概要】</b><br/>                     県内で生産される豊富な農林水産物や水産加工業を中心とした産業の集積を生かし、付加価値の高い製品の開発を支援するとともに、食品製造業を成長軌道に乗せ、出荷額の増加を目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>                     ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 79.8%<br/>                     ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 50.0%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>                     ・製造品出荷額(食料品)<br/>                     達成度A<br/>                     現況値 6,138億円(平成20年度)<br/>                     目標値 5,935億円(平成20年度)<br/>                     初期値 5,737億円(平成17年度)<br/>                     ・1事業所当たり粗付加価値額(食料品)<br/>                     達成度C<br/>                     現況値 20,804万円(平成20年度)<br/>                     目標値 22,349万円(平成20年度)<br/>                     初期値 21,674万円(平成17年度)</p> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等については、「製造品出荷額(食料品)」が増加し、目標値を達成したものの、「1事業所当たり粗付加価値額(食料品)」は減少しており、商品の高付加価値化という、事業の目指す方向が足踏み状態となっていると考えられる。</li> <li>・「1事業所当たり粗付加価値額(食料品)」が減少したものの、当該事業所数や「製造品出荷額(食料品)」は増加しており、今後の成長可能性が見られる。</li> <li>・県民意識調査結果については、本施策を重視する人が概ね8割で推移しており、期待は高いものの、満足している人は概ね5割にとどまっております。施策実現のための事業推進が依然として必要となっている。</li> <li>・社会経済情勢等については、平成20年、「農工商等連携促進法」が施行され、中小企業と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発、販売促進等の取り組みを国も支援することとなり、施策実現の追い風となっている。</li> <li>・事業の実績及び成果等については、いずれも事業実績を着実に積み上げており、成果があった。</li> <li>・以上のことから、施策の進捗状況は「概ね順調」と判断する。</li> </ul> |  |
|   | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p> | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業分析の結果は、「成果があった」という評価となっている。</li> <li>・県民意識調査結果は、現在の事業構成は、本施策において優先すべき項目に即しているものである。[①消費者が求める商品づくり(25.1%)、②県産品のイメージアップ(16.5%)、③新商品開発のため農工商業者が協力する体制づくりへの支援(14.2%)ほか]</li> <li>・目標指標等は、「1事業所当たり粗付加価値額(食料品)」が減少したものの、当該事業所数や「製造品出荷額(食料品)」は増加しており、今後の成長可能性が見られると考えられる。</li> <li>・以上のことから、現在の事業構成は妥当であり、見直す必要はないと考えられる。</li> </ul>  |  |
|   | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策を進める上で、事業対象者(食品関連事業者)との連携が重要であるが、事業者への施策周知をさらに進める必要がある。</li> <li>・地方振興事務所(地域事務所)、市町村、関係団体との連携強化についてもさらに進める必要がある。</li> <li>・最大の消費地首都圏におけるニーズの受信、首都圏消費者への本県情報の発信についてさらに強化をする必要がある。</li> </ul>   |  |
|   | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業については一定の成果を上げている(又は上げつつある)ところであり、さらに事業者や消費者への情報発信・ニーズの受信に継続的に取り組んでいく。</li> <li>・農工商等連携事業とともに制度周知に努めるほか、地方振興事務所の企業訪問や県庁内外組織との連携を図りながら制度のPRと案件の掘り起こしを行う。</li> <li>・首都圏のニーズに対しては、宮城ふるさとプラザ活動強化5か年プラン(平成22年度から平成26年度)を推進してアンテナ機能の強化に努め、本県食産業のさらなる振興につなげていく。</li> </ul>  |  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:概ね適切】**

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・農商工連携の推進について、良い成果が出ているので、施策の成果に具体的な事例を示す必要があると考える。

**【判定:概ね適切】**

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・アンテナショップでの売れ筋商品など、極めて有用なニーズ情報を有していることから、事業者のみならず、広く情報発信をしていく必要があると考える。

政策番号 2

| 施策体系   | 評価原案                                   |   |
|--|--|---|
| <p><b>政策番号2: 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化</b></p> <p><b>(政策の概要)</b><br/>                     商業・サービス産業は、宮城県経済において最も規模の大きな産業であり、その需要の創出・拡大と生産性の向上は重要な課題となっている。その中でも、観光関連産業は、経済波及効果の大きい分野であり、今後の宮城県経済の成長のカギとなる。このため新たな集客交流資源の創造や既存の資源の磨き上げ、顧客ニーズを意識した情報発信を行うなど、「観光王国」としての体制整備を東北各県などと連携しながら戦略的に進める。<br/>                     また、情報関連産業、環境関連産業、広告・物流等の「対事業所サービス業」や、高齢社会の到来に伴い市場の拡大が見込まれる健康福祉サービス業に代表される「対個人サービス業」においても、数多くの事業者が参入し、新たな高付加価値サービスが創出されるよう、新事業創出支援の基盤を強化する。<br/>                     さらに、地域商業についても、安定して事業が継続できるよう時代に対応した経営力の強化を支援するとともに、まちづくりと連携した地域活性化につながる商店街づくりを推進する。<br/>                     こうした取組により、平成28年度までに、商業・サービス産業全体の付加価値額の2割増を目指す。特に、観光客入込数は2割増、情報関連産業は売上げの3割増、さらには健康福祉サービス業の大幅な成長を目指す。</p> | <p><b>政策の成果 (進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化に向けて、2つの施策で取り組んだ。</li> <li>・施策4の高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興については、「サービス業の付加価値額」が目標値を上回り、また、「情報関連産業売上高」、「企業立地件数」ともに目指す目標値に向けて推移しているなど、サービス経済化やIT産業の進展の傾向を踏まえており、概ね順調に進捗している。</li> <li>・施策5の地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現については、世界同時不況や岩手・宮城内陸地震の影響を受け、「観光客入込数」、「宿泊観光客数」ともに目標値を下回ったものの、「都市と農村の交流人口」では目標値を達成し、みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会や宮城県子ども農山漁村交流プロジェクト推進協議会の設立を契機に、グリーン・ツーリズムと観光行政、教育機関との連携が進んできている。</li> <li>・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。</li> </ul>  |
|  | <p><b>政策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策4について、県民意識調査結果では、「地域や生活に密着したサービス業を行う場合の支援」や「地域商業の活性化支援」への取組を優先すべきとの意見が高いため、「サービス産業創出・高付加価値化促進事業」や「商店街にぎわいづくり戦略事業」などの実施により、地域の実情に応じたサービス産業の創出・育成、地域商店街の活性化の支援に引き続き取り組む。</li> <li>・情報産業については、自社商品開発・促進、首都圏などからの業務獲得、波及効果の高い開発系IT企業の誘致及び人材育成への支援により情報産業の売上高を伸ばしていく必要があるため、市場獲得、人材確保・育成、企業立地など各段階に応じた支援に引き続き取り組む。</li> <li>・施策5について、観光キャンペーンの実施などにおいては、市町村・関係機関との連携強化や効果的な情報発信・PRを図る必要があるため、引き続き大型観光キャンペーンの実施などにより市町村・関係機関と一体となった取組を展開し、宮城県の知名度向上と誘客促進を図っていくほか、平成22年度に策定する予定の「みやぎ観光戦略プラン」の後継計画に基づき、目標の達成を目指していく。</li> <li>・グリーン・ツーリズムについては、活動実践者の所得確保、後継者不足、活動継続などに課題があるため、みやぎ型グリーン・ツーリズム行動計画に基づき、「集落」ぐるみのグリーン・ツーリズムの推進、市町村単位の地域推進組織の設立・育成に向けた支援体制の強化を図っていく。</li> </ul> |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系   | 評価原案                                  |  |  |
|--|---------------------------------------|--|--|
| 政策2: 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化   |                                       |  |  |
| <p><b>施策番号4: 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>高付加価値型サービスの創出, まちづくりと連携した地域商業の活性化, 情報関連産業の集積に向けた商品開発や人材の育成を目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合)<br/>50.7%<br/>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合)<br/>28.8%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>・サービス業の付加価値額<br/>達成度A<br/>現況値 23,360億円(平成19年度)<br/>目標値 22,624億円(平成19年度)<br/>初期値 21,976億円(平成16年度)<br/>・情報関連産業売上高<br/>達成度B<br/>現況値 2,321億円(平成20年度)<br/>目標値 2,560億円(平成20年度)<br/>初期値 1,960億円(平成17年度)<br/>・企業立地件数(ソフトウェアハウス・コールセンター・BPOオフィス)<br/>達成度B<br/>現況値 28社(平成21年度)<br/>目標値 29社(平成21年度)<br/>初期値 19社(平成17年度)</p> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等について, サービス業の付加価値額が目標を上回った。企業立地件数及び情報関連産業売上高は目標は達成できなかったが, 指標が目指す数値の変化と同方向に推移している。</li> <li>・県民意識調査結果について, 施策に対する重視度では, 重視の割合が概ね5割で比較的高いにもかかわらず, 満足度では「わからない」との回答が概ね4割台半ばであり, 事業内容や成果の周知方法等を検討する必要がある。</li> <li>・社会経済情勢等について, サービス経済化やIT産業の進展の傾向を踏まえた施策であり, 成果が着実に発現されている。</li> <li>・事業の実績及び成果等からみると, 施策構成事業は順調に実施されており, ある程度の成果があった。</li> <li>・以上のことから, 本施策の進捗状況は「概ね順調」と判断する。</li> </ul>  |  |
|  | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p> | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の進捗状況は「概ね順調」であることから, 事業構成を見直す必要性は低いものと思われる。</li> </ul>  |  |
|  | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民意識調査の結果, 満足度において「わからない」と回答した割合が高いことから, 施策の成果等の積極的な情報発信に努めていく必要がある。</li> <li>・県民意識調査の結果, 「地域や生活に密着したサービス業を行う場合の支援」や「地域商業の活性化支援」への取組を優先すべきとの意見が比較的高いことから, これらに対応する事業を強化することが必要である。</li> <li>・情報産業については, 県民意識調査の結果, 「成長が期待される分野での市場占有率獲得を目指した」取組を優先すべきとの意見が比較的高いことから, 自社商品開発・促進, 首都圏・中部圏から業務獲得, IT企業に波及効果の高い開発系IT企業の誘致及び人材育成への支援が必要であると思われる。</li> </ul> <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施策の成果等について, ホームページ等を活用し, 積極的な情報発信に努めていく。</li> <li>・「サービス産業創出・高付加価値化促進事業」の実施により, 地域に密着したサービス産業の創出・育成をより効果的に行う。</li> <li>・地域商業については, 「商店街にぎわいづくり戦略事業」, 「コンパクトで活力あるまちづくり支援事業」などを実施し, 地域の実情に応じたまちづくりと連携した地域商業の活性化を支援します。</li> <li>・情報産業の売上高を伸ばしていくため, 経済状況を踏まえながら, 起業, 市場獲得, 人材確保・育成, 企業立地など各ステージに応じた支援を引き続き実施していく。</li> </ul> |  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:概ね適切】**

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・企業立地件数のみならず、それに伴う雇用者数を記載するなどし、施策の成果をできるだけ具体的に示す必要があると考える。

**【判定:適切】**

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系  | 評価原案  |  |             |        |         |   |
|---|---|--|-------------|--------|---------|---|
| 政策2: 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化  |   |  |             |        |         |   |
| <p><b>施策番号5: 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>                     全国大型観光キャンペーン(仙台・宮城デスティネーションキャンペーンなど)の実施や観光資源の磨き上げ, 人材の育成, 外国人観光客の誘致など, 観光客の増加に向けた諸施策に積極的に取り組み, 観光王国みやぎの実現を目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>                     ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 73.3%<br/>                     ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 52.6%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>                     ・観光客入込数<br/>                     達成度B<br/>                     現況値 5,679万人(平成20年度)<br/>                     目標値 5,847万人(平成20年度)<br/>                     初期値 5,441万人(平成17年度)<br/>                     ・宿泊観光客数<br/>                     達成度B<br/>                     現況値 804万人(平成20年度)<br/>                     目標値 962万人(平成20年度)<br/>                     初期値 792万人(平成17年度)<br/>                     ・都市と農村の交流人口<br/>                     達成度A<br/>                     現況値 2,894万人(平成20年度)<br/>                     目標値 2,865万人(平成20年度)<br/>                     初期値 2,702万人(平成17年度)</p> | <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策評価(総括)</p>           | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="651 259 798 313">施策の成果(進捗状況)</th> <th data-bbox="798 259 1474 313">評価の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="651 313 798 851">概ね順調</td> <td data-bbox="798 313 1474 851"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等について、「観光客入込数」及び「宿泊観光客数」は岩手・宮城内陸地震の影響等によりいずれも前年度より減少し、目標値に達しなかった。目標指標のうち、「都市と農村の交流人口」は、前年度より減少したものの、引き続き目標値を上回った。</li> <li>・県民意識調査結果からは、施策の満足度において「満足」の割合が過半数を超えている。</li> <li>・社会経済情勢等からは、世界不況や内陸地震の影響が大きかったが、観光関連産業は、経済波及効果の大きい分野であり、今後の県経済の成長の鍵となっている。</li> <li>・事業の実績及び成果等からは、みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会や宮城県子ども農山漁村交流プロジェクト推進協議会の設立を契機に、グリーン・ツーリズムと観光行政、さらには教育機関との連携が進んできている。</li> <li>・以上のことから、本施策の進捗状況は、「概ね順調」であると判断する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> | 施策の成果(進捗状況) | 評価の理由  | 概ね順調    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等について、「観光客入込数」及び「宿泊観光客数」は岩手・宮城内陸地震の影響等によりいずれも前年度より減少し、目標値に達しなかった。目標指標のうち、「都市と農村の交流人口」は、前年度より減少したものの、引き続き目標値を上回った。</li> <li>・県民意識調査結果からは、施策の満足度において「満足」の割合が過半数を超えている。</li> <li>・社会経済情勢等からは、世界不況や内陸地震の影響が大きかったが、観光関連産業は、経済波及効果の大きい分野であり、今後の県経済の成長の鍵となっている。</li> <li>・事業の実績及び成果等からは、みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会や宮城県子ども農山漁村交流プロジェクト推進協議会の設立を契機に、グリーン・ツーリズムと観光行政、さらには教育機関との連携が進んできている。</li> <li>・以上のことから、本施策の進捗状況は、「概ね順調」であると判断する。</li> </ul> |
|   |   | 施策の成果(進捗状況)  | 評価の理由       |        |         |   |
|   | 概ね順調  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等について、「観光客入込数」及び「宿泊観光客数」は岩手・宮城内陸地震の影響等によりいずれも前年度より減少し、目標値に達しなかった。目標指標のうち、「都市と農村の交流人口」は、前年度より減少したものの、引き続き目標値を上回った。</li> <li>・県民意識調査結果からは、施策の満足度において「満足」の割合が過半数を超えている。</li> <li>・社会経済情勢等からは、世界不況や内陸地震の影響が大きかったが、観光関連産業は、経済波及効果の大きい分野であり、今後の県経済の成長の鍵となっている。</li> <li>・事業の実績及び成果等からは、みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会や宮城県子ども農山漁村交流プロジェクト推進協議会の設立を契機に、グリーン・ツーリズムと観光行政、さらには教育機関との連携が進んできている。</li> <li>・以上のことから、本施策の進捗状況は、「概ね順調」であると判断する。</li> </ul>  |             |        |         |   |
|   | <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策を推進する上での課題等と対応方針</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="651 851 798 907">事業構成の方向性</th> <th data-bbox="798 851 1474 907">方向性の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="651 907 798 1142">現在のまま継続</td> <td data-bbox="798 907 1474 1142"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の進捗状況は、世界不況や地震の影響が大きく、好調であるとは言えない結果となったが、各事業において成果があった。</li> <li>・県民意識調査結果では、DCのような全国向けの大型観光キャンペーンなどの催事等を活用した積極的な観光客誘致や「もてなしの心」向上のための取組強化について、優先的に取り組むべきとする回答が多いことから、継続して事業を実施すべきである。</li> <li>・都市住民のグリーン・ツーリズムに対する需要が引き続き高いため、事業を継続する必要がある。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>  | 事業構成の方向性    | 方向性の理由 | 現在のまま継続 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の進捗状況は、世界不況や地震の影響が大きく、好調であるとは言えない結果となったが、各事業において成果があった。</li> <li>・県民意識調査結果では、DCのような全国向けの大型観光キャンペーンなどの催事等を活用した積極的な観光客誘致や「もてなしの心」向上のための取組強化について、優先的に取り組むべきとする回答が多いことから、継続して事業を実施すべきである。</li> <li>・都市住民のグリーン・ツーリズムに対する需要が引き続き高いため、事業を継続する必要がある。</li> </ul>   |
| 事業構成の方向性  |   | 方向性の理由   |             |        |         |   |
| 現在のまま継続   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の進捗状況は、世界不況や地震の影響が大きく、好調であるとは言えない結果となったが、各事業において成果があった。</li> <li>・県民意識調査結果では、DCのような全国向けの大型観光キャンペーンなどの催事等を活用した積極的な観光客誘致や「もてなしの心」向上のための取組強化について、優先的に取り組むべきとする回答が多いことから、継続して事業を実施すべきである。</li> <li>・都市住民のグリーン・ツーリズムに対する需要が引き続き高いため、事業を継続する必要がある。</li> </ul>  |             |        |         |   |
| <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光キャンペーンの実施や地域産業振興等においては、市町村や関係機関等との連携を一層強化するとともに、県民の機運の醸成を図る必要がある。</li> <li>・近年増加している外国人観光客等への対応も含め、施策に関する効果的かつきめ細かな情報発信・PRを図るための工夫が必要である。</li> <li>・グリーン・ツーリズムについては、活動実践者が、十分な所得確保の困難さ、後継者不足、支援体制の弱さ等から、活動継続における不安要素を抱えている一方で、三省(総務省、農林水産省、文部科学省)連携による子ども農山漁村交流プロジェクト等の新たな施策への対応を見据えた支援が必要になっている。</li> </ul>  |   |  |             |        |         |   |
| <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度に策定する予定の「みやぎ観光戦略プラン」の後継計画に基づき、着実に施策を推進し、目標の達成を目指す。</li> <li>・「仙台・宮城デスティネーション・キャンペーン」による取組成果を発展させ、宮城の一層の知名度向上と誘客促進を図るため、引き続き大型観光キャンペーンを市町村・関係団体と一体となって展開していく。また、県広報、ホームページ、地元紙、公共交通機関内広告等を活用し、県民に対するキャンペーンの告知を充実させる。</li> <li>・「岩手・宮城内陸地震」で甚大な被害を被った栗駒山麓の観光復興に向け、レストハウス等施設の再整備をはじめ、民間観光施設の再建支援、首都圏向けPRや旅行商品の造成支援などによる誘客促進等の取組を展開していく。</li> <li>・近年、減少を続ける農業所得の確保対策という面も含め、みやぎ型グリーン・ツーリズム行動計画(第2期:平成21年度から平成24年度)に基づき、各種農村振興施策を活用した「集落」ぐるみのグリーン・ツーリズムの推進、市町村単位の地域推進組織の設立及び育成に向けた支援体制の強化を図る。</li> <li>・宮城県子ども農山漁村交流プロジェクト推進協議会の取組を積極的に推進する。</li> </ul>  |   |  |             |        |         |   |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

**【判定:概ね適切】**

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上で  
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・課題として記載されている外国人観光客誘致について, 対応方針を具体的に示す必要があると考える。

政策番号 3

| 施策体系   | 評価原案                               |   |
|--|------------------------------------|---|
| <p><b>政策番号3: 地域経済を支える農林水産業の競争力強化</b></p> <p><b>(政策の概要)</b><br/>                     農林水産業は、取り巻く環境は厳しいものの、地域経済を支える基幹的な産業として、時代の変化に即した構造転換が求められている。このため、市場ニーズを重視した生産・流通構造への転換や経営力の向上等を進め、農林水産物のブランド化の推進や、食品製造業・観光関連産業等の他産業との連携を図るとともに、意欲的に事業展開に取り組む個々の経営体を支援し、東北各県や北海道とともに、食の基地としての将来展望に立ち、競争力ある農林水産業への転換を図る。さらに、成長著しい東アジア市場なども視野に入れた、グローバルな視点に立った農林水産業の展開にも取り組んでいく。<br/>                     また、宮城の食材・食品の安全性に対する消費者の信頼にこたえられる生産体制の確立等に取り組むとともに、県内での消費拡大・県内供給力の向上を図るため、身近な販売拠点などによる供給体制とそれにこたえる生産・流通体制を整備する。<br/>                     こうした取組により、地域経済を支える農林水産業が次代に引き継がれていけるよう競争力の強化を図る。</p> | <p><b>政策の成果<br/>(進捗状況)</b></p>     | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済を支える農林水産業の競争力強化に向けて、2つの施策で取り組んだ。</li> <li>・施策6では、米価など生産物価格の低迷や遠洋漁業の低迷による漁獲量の減少などにより、産出額は目標値に達することはできなかったものの、アグリビジネス経営体数の増加や香港等への輸出に挑戦する企業数の増加など、企業の経営体についてはある程度の成果がみられており、競争力のある農林水産業への転換に向けた取組は、概ね順調に進行していると判断できる。</li> <li>・施策7では、県内木材需要に占める県産材シェアや肥料や農薬の使用を半分以上削減した栽培への取組農家戸数や取組面積、認定エコファーマー数などは前年度実績を上回っており、環境に配慮した農業生産活動が推進されているなど、地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保に関する取組は、概ね順調に推移していると判断できる。</li> <li>・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。</li> </ul> |
|  | <p><b>政策評価（総括）</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>政策を推進する上での課題等と対応方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策6については、「食材王国みやぎ」の浸透や農林水産物のブランド化の確立、優良みやぎ材の利用拡大を一層推進し、付加価値向上にむけた農工商連携の促進に力をいれるとともに、引き続き、高い経営感覚をもった経営体の育成や東アジアへの輸出を強化していく必要がある。</li> <li>・施策7については、地産地消の普及や食の安全安心の構築に向けて、食料自給率の向上に向けた県民運動の推進や県内農産物の学校給食における利用拡大、「優良みやぎ材」をはじめとする県産木材の利用推進を図り、みやぎの食の安全安心県民総参加運動については検討会を開催し、新たに事業展開をしていく予定である。</li> </ul>  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系  | 評価原案            |  |  |
|---|-----------------|--|--|
| 政策3：地域経済を支える農林水産業の競争力強化   |                 |  |  |
| <p><b>施策番号6：競争力ある農林水産業への転換</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>消費者の声を重視した生産・流通構造への転換や経営力の向上等を進め、農林水産物のブランド化や他産業との連携を進めていくとともに、意欲的に事業展開に取り組む経営体を支援し、競争力ある農林水産業への転換を目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 65.0%<br/>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 39.8%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>・農業産出額<br/>達成度C<br/>現況値 1,875億円(平成20年度)<br/>目標値 2,099億円(平成20年度)<br/>初期値 2,101億円(平成16年度)<br/>・林業産出額<br/>達成度B<br/>現況値 86億円(平成20年度)<br/>目標値 109億円(平成20年度)<br/>初期値 79億円(平成16年度)<br/>・漁業生産額<br/>達成度B<br/>現況値 829億円(平成20年度)<br/>目標値 974億円(平成20年度)<br/>初期値 817億円(平成16年度)<br/>・アグリビジネス経営体数<br/>達成度A<br/>現況値 71経営体(平成21年度)<br/>目標値 49経営体(平成21年度)<br/>初期値 40経営体(平成17年度)<br/>・優良品やぎ材の出荷量<br/>達成度A<br/>現況値 19,300㎥(平成21年度)<br/>目標値 18,000㎥(平成21年度)<br/>初期値 12,000㎥(平成17年度)<br/>・漁船漁業構造改革実践経営体数<br/>達成度B<br/>現況値 6経営体(平成21年度)<br/>目標値 9経営体(平成21年度)<br/>初期値 0経営体(平成18年度)</p> | <p>施策評価(総括)</p> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等については、農業産出額は約44%を占める米の価格が長期的に下落し、かつ米の生産量も減少傾向にあること、林業産出額は素材生産量が増加傾向にあるものの木材価格が下落傾向にあること、また漁業生産額についても遠洋漁業の低迷などによる水揚げ量の減少が主な要因となり、それぞれ目標値に達しなかった。</li> <li>・年間販売額1億円以上のアグリビジネス経営体数や漁船漁業構造改革実践経営体数が増加しており、効率的な生産体制や企業の経営感覚を有した生産者数が増加するなどの成果が現れている。</li> <li>・また、県産木材のブランド化については、県産材利用住宅や木造公共施設への支援を実施したことにより、一般消費者や住宅建設業界等へ「県産材」や「優良品やぎ材」の認知度が高まってきている。</li> <li>・農林水産物のブランド確立については、全国的にブランドとして認知されている商品は多くないため、平成22年3月に「食材王国みやぎ「食」ブランド化推進方針」を策定し、ブランド化についての方針や取組を整理した。</li> <li>・そのほか、東アジア等への輸出の強化など、グローバルな視点にたった農林水産業の展開では、香港等への新規輸出企業数の増加や香港・台湾での商談件数の増加など本県の輸出促進重点地域として位置づけている香港・台湾を中心とする程度の成果がみられた。</li> <li>・県民意識調査結果からは、「重視」の割合が65%であり、県民の期待がある程度高いことがうかがえる一方で、「満足」の割合が40%弱とやや低く、満足度の向上に努める必要がある。</li> <li>・事業の実績及び成果等からは、多くの事業で着実に成果が認められ、また効率的に実施されており、各事業は概ね順調に推移している。</li> <li>・以上より、総合的に判断して、競争力のある農林水産業への転換に向けた取組は、概ね順調に進捗している。</li> </ul> |  |
|   |                 | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p>  | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の進捗状況は概ね順調であり、目標達成に向けて事業構成は現在のまま継続していくことが必要である。また、県民意識調査結果より、安全・安心及び信頼性の高い農林水産物の供給に対する消費者ニーズは高く、県産農林水産物の生産拡大及び販売促進に向けた取組は必要である。そこで、より効率性が高く、成果の期待できる事業内容への見直し等を行いながら、目標達成に向けて継続して行っていく。</li> </ul>  |
|   |                 | <p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>  | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国規模で認知度の高い県産農林水産物の数が多いとはいえず、首都圏を中心に他県との競争が激しくなっている。</li> <li>・厳しい経営環境にある中で、省力化・低コスト化など効率的な生産体制の確立、実需者や消費者が求めるニーズに対応した生産・販売などの取組を行う必要がある。</li> <li>・農林水産業と食品製造業、外食産業等との情報交換やビジネスマッチングが十分に行われておらず、連携による付加価値の高い商品や農林水産物の生産拡大につなげられていない。</li> <li>・香港・台湾は貿易障壁が低く、日本から近いこともあり、都道府県間の競争が起きているので、実際の取引は容易ではない。また現地の多様なニーズに対応するとともに、スポット的な輸出で終わらないようにする必要がある。</li> </ul>  |
|   |                 |  | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の農林水産物の知名度を高めるため、「食材王国みやぎ」の普及・浸透が必要であり、メディア等の活用とともに、これまでのホテル等だけでなく、量販店や百貨店等でもフェア等を開催し、普及・浸透を図っていく。個々の商品については、マーケティングの導入等により、商品価値を高めるとともに、継続した情報発信を行い、ブランドの確立を推進する。また県産木材については、木材生産における一層の低コスト化を進め収益性の向上を図るとともに、優良品やぎ材の一層の利用拡大を図っていく。</li> <li>・効率的な生産体制の確立に向けて、流通や販売に取り組むアグリビジネス経営体の育成を加速化するほか、集落営農組織の経営強化、漁船漁業の構造改革等を推進する。また安全で安心できる農林水産物や加工・業務用など、消費者や実需者が求めるニーズに対応した農林水産物の生産・供給体制を支援する。</li> <li>・農林水産業と食品製造業者等とのマッチングフェアや連携コーディネート等を行い、農商工連携の取組を加速化し、新たな商品・サービスや付加価値の高い農林水産物を創出する。特に水産加工品については、県内水産都市への漁船誘致の取組を支援し、原料を確保すると共に、各種支援施策の積極的活用や店頭販売への支援を図り、付加価値の向上や販売力の強化に努める。</li> <li>・商談会開催や見本市への出展を継続し、ビジネス機会を提供するとともに知名度の向上を図る。また、輸出を志向する事業者の掘り起こしに努めるとともに、事前の現地企業ニーズの把握、情報提供、商談会後のフォローまでの一貫した取組により、事業者が継続して輸出ができるように支援していく。</li> <li>・本施策の内容が県民の理解を得られるようホームページや出前講座などを活用して周知に努めていく。</li> </ul> |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:概ね適切】**

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・アグリビジネスについては、良い成果が出ているので、その取組み事例についても、施策の成果に具体的に示す必要があると考える。

**【判定:適切】**

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系  | 評価原案                                  |  |  |
|---|---------------------------------------|--|--|
| <b>政策3：地域経済を支える農林水産業の競争力強化</b>  |                                       |  |  |
| <p><b>施策番号7：地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>県内産農林水産物や食品の県内での消費・供給力を向上させるため、生産・供給・流通体制の整備を進めるとともに、食に関する情報の提供に努め、食品の安全性に対する消費者の信頼にこたえられる生産体制の確立を目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 75.7%<br/>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 45.4%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>・学校給食の地場産野菜などの利用品目数の割合<br/>達成度B<br/>現況値 30.8%(平成21年度)<br/>目標値 31.0%(平成21年度)<br/>初期値 23.8%(平成16年度)<br/>・県産主要水産物の仙台市中央卸売市場における販売額シェア<br/>達成度C<br/>現況値 24.6%(平成21年度)<br/>目標値 29.0%(平成21年度)<br/>初期値 28.3%(平成17年度)<br/>・県内木材需要に占める県産材シェア<br/>達成度A<br/>現況値 50.4%(平成21年度)<br/>目標値 45.0%(平成21年度)<br/>初期値 37.0%(平成17年度)<br/>・認定エコファーマー数<br/>達成度A<br/>現況値 9,185人(平成21年度)<br/>目標値 9,000人(平成21年度)<br/>初期値 1,496人(平成17年度)<br/>・みやぎ食の安全安心取組宣言者数<br/>達成度B<br/>現況値 3,320事業者(平成21年度)<br/>目標値 6,000事業者(平成21年度)<br/>初期値 2,116事業者(平成17年度)</p> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等の県内木材需要に占める県産材シェアについては、厳しい社会経済情勢の中で、引き続き、住宅着工件数の減少などの影響はあるものの、企業等が県産材利用にシフトしている背景により、県産材の需要割合について目標値を上回っており、着実に成果が上がっているものと判断される。</li> <li>・肥料や農薬の使用を半分以上削減した栽培への取組農家戸数や取組面積、認定エコファーマー数などは前年実績を上回っており、環境に配慮した農業生産活動が推進されていると判断する。</li> <li>・県民意識調査の結果からは、概ね半数が「満足」「やや満足」と答えており、さらに事業の周知を図る必要があるが、ある程度の理解は得られているものと思われる。</li> <li>・社会経済情勢等からは、食の安全安心への関心の高まりや国を挙げたの食料自給率向上に対する施策の推進に伴い、地産地消に取り組む民間企業等が著しく増加していることから、これらと連携による施策の推進がますます重要になってきている。</li> <li>・本施策は14事業で構成され、大部分の事業で成果が認められ、また、効率的に実施されていることから、概ね順調に推移している。</li> <li>・以上のことから、全体として地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保に関する取組は概ね順調に推移しているものと判断される。</li> </ul>  |  |
|   | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p> | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心及び信頼性の高い農林水産物の供給に対する消費者ニーズは高く、県産農産物の生産拡大及び販売促進に向けた取組は必要である。</li> <li>・県民の食の安全安心に対する意識は高く、生産者に対し安全安心を求める傾向にあることから、食育や地産地消、食の安全安心の確保に関する取組は継続して実施する必要がある。</li> <li>・県産木材の利用促進については、県産木材への認識が県民に定着し、実施効果が成果となって現れるのに時間を要する取り組みであることから、引き続き、継続していくことが必要である。</li> </ul>   |  |
|   | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <p><b>【食の安全安心の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑作物のカドミウム含有量の国内基準は3から5年後に再度基準値設定に向けた審議が行われることから、実態把握及びカドミウム吸収低減対策を講じる必要がある。</li> <li>・みやぎ食の安全安心取組宣言者は、大手コンビニチェーンの参加により、大幅に登録者数が伸びたが、他の事業者については伸び悩んでいる現状にあるため、みやぎの食の安全安心県民総参加運動への更なる県民意識の浸透に向けて、生産者・事業者、消費者等の理解と意識の醸成を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>【地産地消や食育を通じた需要の創出】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地や水田不作付地へ麦、大豆、新規需要米を作付することにより、食料自給率の向上を図る必要があるが、耕作放棄地は、高齢化等による労働力不足や農作物価格の低迷が原因となっている場合が多く、解消が進まない要因にもなっている。</li> <li>・児童・生徒の農林水産業への関心を高めると同時に食生活の改善を実践するため、学校給食への地域食材の利用は有効な方法であることは理解されているが、地域食材の安定供給や規格の確保などの課題もあり、年間を通じての提供が実現されている地域が限られている。</li> <li>・地産地消の普及については、民間事業者の活動も活発化しており、さらなる推進が図れるものと考えているが、高校生や大学生などの比較的関心が薄いと思われる層への働きかけが必要と考えている。</li> <li>・県産木材の更なる利用促進に向けて、ユーザーのニーズに対応できる体制を確立する必要がある。また、県民への持続的な意識啓発活動を進めるとともに、関係団体やNPO等、多様な主体との連携が必要である。</li> </ul> |  |
|   | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p>              | <p><b>【食の安全安心の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2か年で実施した県内土壌カドミウム濃度調査及び畑作物カドミウム濃度調査を基に、畑作物カドミウム低減技術の実証試験を行う。</li> <li>・みやぎの食の安全安心県民総参加運動については、より効果的・効率的な事業に転換を図るため平成22年度中に有識者を含むあり方検討会を開催し、平成23年度から新たに事業展開をしていく予定である。</li> </ul> <p><b>【地産地消や食育を通じた需要の創出】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地対策協議会の活動を支援するとともに、協議会が未設置の市町村に対する設置誘導を行い、耕作放棄地の解消を進める。</li> <li>・学校と生産者の話し合いの場を設けることで課題を解決している事例もあり、マッチングなどの支援を行うとともに、引き続き食材月間の実施や食育との連携により、一層の学校給食への地場産物の活用を促進する。</li> <li>・高校生を対象とした地産地消・食育の普及については、平成22年度に新規事業を創設したことから、今後の事業の推移、成果を見ながら引き続き取り組んでいく。</li> <li>・「みやぎの木づかい運動」の拡大展開などの啓発活動を推進していくとともに、各種関係団体や試験研究機関など多様な主体との連携を密にしながら、「優良みやぎ材」をはじめとする木材利用の推進を図る。</li> </ul>   |  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が充分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が充分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系  | 評価原案                                  |   |
|---|---------------------------------------|---|
| <p><b>政策番号4:アジアに開かれた広域経済圏の形成</b></p> <p><b>(政策の概要)</b><br/>                     中国をはじめ成長を続ける東アジアや極東ロシアを中心に海外市場開拓の機会が拡大しており、県内企業の海外販路開拓を積極的に支援する。<br/>                     さらに、県内産業の競争力の強化に向け、工場や研究所などの外資系企業誘致も積極的に進める。<br/>                     また、経済のグローバル化が進む中で、東北地方以外の他の地方との競争に打ち勝ち、自立できる強い経済基盤を持つ地域を作り上げていく必要がある。県を単位とした範囲のみでは限界があることから、東北各県との連携及び機能分担により広域経済圏を形成し、圏域として自律的に発展できる産業構造を構築する。<br/>                     特に、山形県との連携については、仙台、山形の両都市圏を中核とする一体的圏域が高次の学術機能、産業創出機能や広域交流のネットワーク基盤を有することから、グローバルな戦略を進めていく上で、東北の成長・発展をけん引する役割を担うものとして重要である。両県において将来像を共有しながら、岩手県や福島県とも効果的な連携を進め、アジアに開かれた広域経済圏の形成を図る。</p> | <p><b>政策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジアに開かれた広域経済圏の形成に向けて、2つの施策で取り組んだ。</li> <li>・施策8の県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進については、宮城県の貿易額は、世界的な景気減速の影響により目標値を大幅に下回ったものの、多数の取組成果は目標値を大きく上回っており、また、ロシアニジェゴロド州を初めとする本県の経済交流の進捗とともに海外展開を目指す県内企業が増加していることから、今後のグローバルビジネスの推進が大いに期待される。また、企業立地件数は目標値を下回ったものの、今まで実施してきた企業誘致活動の成果が現れ始めた結果、平成21年度については1社の企業が立地となり、また、指標では表れない成果として、海外において現地企業に詳しいキーパーソンと本県進出の有望企業の獲得に成功している。</li> <li>・施策9の自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成については、目標指標等である宮城県の貿易額は大幅に下回ったが、東北各県との間で各産業の連携が促進されているとともに、仙台北部道路の利府しらかし台IC～富谷JCT間の開通によって、北部工業団地と仙台港をつなぐ物流ルートが確立されるなど、自動車関連産業等の広域的な経済活動を支える環境整備が進んでいる。</li> <li>・以上の構成する施策の状況から、本政策の進捗状況は概ね順調と判断される</li> </ul>   |
|   | <p><b>政策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策8の県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進については、平成22年3月に策定した「みやぎ国際戦略プラン(第2期)」において、「本県企業の海外販路開拓・拡大事業」及び「外資系企業の本県進出・活動促進事業」として位置づけ、継続して取り組むこととしており、海外への販路開拓・拡大を図るためには、県内企業の間で海外への販路開拓に対する機運を醸成すること等が必要であるが、海外の富裕層など有力なマーケットに目標を定めるとともに、海外ビジネスに関する情報提供や海外事務所等による県内企業の支援等を行いながら、効果的な商談機会を設け、小さな成功事例を早期に創出する。また、外資系企業の立地に関しては、大規模な生産拠点(工場)や物流拠点の新規誘致は極めて厳しい経済情勢であるため、景気低迷期においても技術開発投資等が活発に行われている太陽光発電や電気自動車など環境・クリーンエネルギー関連分野等、将来の成長分野を対象に、東北大学をはじめとした学術・研究機関や独自の技術を有する県内企業及び海外政府・自治体等と連携しながら、企業の研究開発部門などの誘致活動に取り組む。</li> <li>・施策9の自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成については、世界的な景気低迷により目標指標等の達成が難しくなることが予想されるが、自動車関連産業企業等の本県進出及び仙台港を起点とした仙台都市圏の物流ルートの確立を広域連携の弾みとし、各産業に対する東北各県との関係構築及び既存連携事業の更なる連携強化によって、多少の景気変動に左右されない経済基盤をもつ地域形成に取り組む。</li> </ul> |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が充分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が充分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系  | 評価原案                                  |  |  |
|---|---------------------------------------|--|--|
| 政策4:アジアに開かれた広域経済圏の形成  |                                       |  |  |
| <p><b>施策番号8:県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>中国をはじめ成長を続ける東アジアやロシアなどを中心に、県内企業の海外販路開拓を積極的に支援するとともに、県内産業の競争力の強化に向け、欧米やアジアの外資系企業の工場や研究所などの誘致を目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 38.8%<br/>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 22.3%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>・宮城県の貿易額 達成度C<br/>現況値 7,164億円(平成21年度)<br/>目標値 10,500億円(平成21年度)<br/>初期値 8,400億円(平成17年度)<br/>・企業立地件数(外資系企業数) 達成度B<br/>現況値 14社(平成21年度)<br/>目標値 16社(平成21年度)<br/>初期値 12社(平成18年度)</p> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等の「宮城県の貿易額」については、世界的な景気減速の影響で目標値を下回った。「企業立地件数(外資系企業数)」については、目標値を下回ったものの、新規立地が1件あったとともに、現地企業の情報に詳しいキーパーソン等の獲得及び有望企業の掘り起こしに成功した。</li> <li>・県民意識調査結果からは、事業が「県内企業等」を対象としていたためか、重視度及び満足度において「わからない」とする回答が多かったものの、重視度は「重要」の割合が「重要ではない」の割合を上回っており、本施策に対して、ある程度重視していることがうかがえる。</li> <li>・社会経済情勢等については、世界的な景気減速の影響により企業業績の悪化等が顕在化しているが、本県の国際戦略は、親善を基調とした友好交流から相互の地域活性化を重視した経済交流へと軸足を移していることから、平成22年3月に策定した「みやぎ国際戦略プラン(第2期)」に基づき、引き続き施策を推進していく。</li> <li>・事業の実績・成果等においては、目標値をおおよそ上回る実績となり、必要性、有効性、効率性とも特段の問題は見られず、概ね順調に事業が進捗していると認められた。特に県内企業の海外取引に関するセミナーへの参加やグローバルビジネスセンターへの相談件数及び海外事務所による活動支援件数は目標値を大きく上回っている。</li> <li>・以上のことから、平成18年12月に策定した「みやぎ国際戦略プラン(第1期)」に基づく海外との交流の活発化による本県経済の活性化を目指した取組によって、県内企業の商談会等への参加や輸出に関心を示す事業者も増加しており、また、外資系企業においても立地(1件)の成果のみならず、多数の人的ネットワークの構築や有望企業の獲得に成功しており、一步一步ではあるものの、本施策の基盤となる経済交流が着実に進められていることから、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。</li> </ul> |  |
|   | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>見直しが必要</p>  | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策を構成する各事業の分析結果を見ると、成果と進捗状況は概ね順調であるものの、本施策の成果等には変動の激しい世界の経済情勢等が大きく影響し、事業構成についても常にその変化や状況に応じた見直しが必要である。</li> <li>・また、施策の目的達成には、海外自治体等との交流基盤強化や国際協力活動、多文化共生社会の形成推進など、本施策を下支えする取組を着実に進めていくことが有効である。</li> </ul>   |  |
|   | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内企業のグローバルビジネスを推進するためには、対象となる国や地域等を明確にするとともに、県内企業の間、積極的な海外への販路開拓に取り組む輸出機運の醸成を図っていくことが必要である。また、食材加工などの分野で研究を行う県内大学等の存在を強みとして、海外市場のニーズに対応した商品開発を行うほか、輸出実現に向けた商談機会の創出や既に海外に販路を獲得している国内他地域との連携など、効率的、かつ、効果的な新しい海外ビジネスモデルを構築していくことが必要である。</li> <li>・外資系企業の立地促進を図るためには、現在、そして、将来の成長分野に焦点を当て、企業の研究開発(Research and Development)部門などの誘致を進めていくことが必要である。本県ではこれまで、米国及び欧州を中心に現地の大学や民間企業等とのネットワークを構築してきており、宮城県産業技術総合センターやKCみやぎ推進ネットワーク等の支援による県内企業の技術力強化とともに、この強みを生かし、海外企業と本県の大学等学術・研究機関及び基礎研究との連携支援や、企業同士の関係構築に取り組んでいく必要がある。</li> </ul>  |  |
|   |                                       | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年3月に策定した「みやぎ国際戦略プラン(第2期)」に基づき、経済のグローバル化推進(海外への販路開拓/外資系企業立地促進)とみやぎの国際的知名度向上(国際協力活動の推進/多文化共生社会の形成推進/海外との交流基盤強化)を図る事業構成に見直しを行う。また必要に応じて、社会経済情勢等の変動に柔軟に対応するため、事業の計画(PPLAN)、実行(DO)、評価(SEE)のPDSマネジメントシステムによる評価を行い、事業の効果的な推進を図る。</li> <li>・新興諸国の富裕層など海外の有効なマーケットを対象として、県産食材を中心とした販路開拓等を展開する。また、商標・知的財産権の保護など海外ビジネスの実務などに関する情報提供や貿易コンソーシアムの組成等を通じて輸出機運の醸成を図るほか、海外市場のマーケティングに基づいたニーズに対応する商品・製品開発などを行いながら、海外関係自治体やJETRO等貿易関係機関、商社等と連携した海外市場との新しいマッチングの場を創出する。</li> <li>・県内の大学等学術研究機関や独自の技術を有する企業の存在を本県の強みとして、誘致すべき分野を定める。また、景気低迷期にも活発に行われている企業の継続的な技術開発投資に注目し、企業の研究開発部門やベンチャー企業等に対象を定めるとともに、地元企業の技術開発を進めながら、海外関係機関等とのネットワークを生かしたビジネスマッチングを中心とした取組を展開する。</li> </ul>  |  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が充分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が充分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系   | 評価原案  |  |
|--|---|--|
| 政策4:アジアに開かれた広域経済圏の形成   |   |  |
| <p><b>施策番号9:自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>東北各県が保有する資源や特性を生かした機能分担や協力体制の構築などの連携を進め、自動車関連産業分野をはじめとする各種産業政策を展開し、自律的に発展できる広域経済圏の形成を目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 51.3%</li> <li>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 31.7%</li> </ul> <p><b>□目標指標等及び達成度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県の貿易額達成度C<br/>現況値 7,164億円(平成21年度)<br/>目標値 10,500億円(平成21年度)<br/>初期値 8,400億円(平成17年度)</li> </ul> | <p><b>施策評価(総括)</b></p> <p>順調</p>  | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等については、平成20年下期からの世界的な景気減速の影響を受け、平成21年度においても大幅な落ち込みとなった。</li> <li>・県民意識調査において、「重視」の割合は5割を超え増加傾向である。また、満足の割合は概ね3割で推移している。</li> <li>・社会経済情勢等については、東北経済産業局発表による今年3月の景況は、「低迷しているものの一部に持ち直しが見られる」とされている他、自動車関連産業の県内進出や稼働が相次ぎ、自動車の国内生産台数も底を打っており、経済を取り巻く環境は回復の兆しが見られる。</li> <li>・事業の実績及び成果等は以下のとおり。</li> <li>・山形県との連携については、宮城山形の連携に関する基本構想を着実に推進し、「宮城・山形未来創造会議」における連携事業の実施や、新たなビジネス展開を可能にする女性の新組織を立ち上げるなど、県境を越えた交流が活発に行われている。</li> <li>・自動車関連産業については、景気低迷から単県では実施できなかった展示商談会を東北6県一体で開催した他、進出企業からの設備関連の成約が出るなどしている。</li> <li>・岩手県と連携して運営する中国大連事務所、山形県と連携して運営する韓国ソウル事務所を通じて企業の海外進出支援、商談会を実施しており、隣県との連携により広域経済圏としての認知度向上に貢献している。</li> <li>・三陸縦貫自動車道の登米IC～登米東和IC間、仙台北部道路の利府しらかし台IC～富谷JCT間、常磐自動車道の山元IC～亶理IC間の開通など、着実に整備が進んでいる。</li> <li>・山形県との共催で、食品の仕入企業と納入企業が参加するビジネス商談会を開催し、取引拡大を図ることにより広域経済圏の形成を進めた。</li> <li>・以上のことから、目標指標等である宮城県の貿易額は目標値を大きく下回ったが、施策の目的である東北各県との間で保有する資源を生かして連携が進み、各種産業政策が展開され、広域経済圏の形成が着実に進んでいると考えられるので、本施策の進捗状況は順調であると判断する。</li> </ul> |
|  |   | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>   |
|  | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景気回復の時期が不透明であるため、次年度において計画目標を達成することの困難さが想定される。一方で、太陽光発電やハイブリッド自動車など環境に配慮した商品については消費者の購買意欲も旺盛であることから、今後の推移を注視する必要がある。</li> <li>・自律的に発展できる経済システムを構築していくためには、本県および東北地方に存在する資源を基にすべきであり、製造業においては東北地方で一貫して生産できる体制を作るため、研究・開発機関の誘致・支援、当地方の中小企業の技術力向上に力を入れていく必要があると考えられる。</li> </ul> <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き東北6県共同による自動車関連展示商談会の実施、海外共同事務所を利用した商談会の実施、山形県との連携基本構想を着実に進め、圏域内の資源を有効に活用して、東北全体としての底上げを図る。</li> <li>・広域経済圏を支える交通ネットワークの整備については、社会・経済情勢に配慮しつつ効率的な整備を進める。</li> <li>・広域経済圏における企業の競争力向上のため、人材育成事業や地元企業のレベルアップ、新規参入支援など、隣県との連携を強め効率的かつ広域的な課題への対応を検討する。</li> </ul> |  |

## 評価原案に係る行政評価委員会の意見

### 【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・目標指標等「宮城県の貿易額」からは施策の成果が分かりにくいので、宮城・山形未来創造会議における連携事業数や商談会の実績など、より具体的なデータを用いながら、成果を示していく必要があると考える。

### 【判定:適切】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

政策番号 5

| 施策体系   | 評価原案                                  |  |
|--|---------------------------------------|--|
| <p><b>政策番号5: 産業競争力の強化に向けた条件整備</b></p> <p><b>(政策の概要)</b><br/>                     各産業の今後の成長のためには、技術力や生産技術の向上等を支える人材の育成・確保が最も重要であり、学校教育等と連動した人材育成体系の構築を進める。加えて、女性、高齢者、外国人などの力がこれまで以上に発揮されるとともに、若者などの能力を生かし、起業しやすい魅力ある環境づくりを進め、県内産業を担う人材の育成等を図る。<br/>                     また、事業者の経営力や生産・販売力強化のための支援を充実していくとともに、資金調達環境等の整備を推進する。<br/>                     さらに、県内産業の新たな飛躍のためには、その基盤となる交通・物流基盤の整備が不可欠であり、国内はもとより、アジアとの競争優位に立つため、東北の中核空港である仙台空港、東北唯一の特定重要港湾である仙台塩釜港及び重要港湾の石巻港のより一層の機能強化を図り、県内外にその活用促進を働きかける。併せて地域間の連携・交流促進のため、高規格幹線道路をはじめ、広域道路ネットワークの整備を推進する。</p> | <p><b>政策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業競争力の強化に向けた条件整備に向けて、3つの施策で取り組んだ。</li> <li>施策10の産業活動の基礎となる人材の育成・確保については、「留学生の県内企業への就職者数」が東京など都市圏での就職傾向が強まっていることから目標値を下回ったものの、ライフステージに応じた代表的な人材育成プログラムを推進する「産業人材育成プログラムの実施数」、「認定林業事業主数」が目標値を達成し、「認定農業者数」では目標値に向かって推移しており、講習や研修による産業活動の基礎となる人材育成が進んでいる(「専門的漁業経営体数」は、国の統計が廃止されたことにより計上していない)。</li> <li>施策11の経営力の向上と経営基盤の強化については、世界同時不況や農林水産物の価格低迷など経営環境が厳しいなか、「経営革新計画承認件数」、「認定農業者数」ともに目標値に向かって推移し、事業計画策定や資金面の支援など経営力の向上と基盤強化を図る取組は概ね順調に進捗している。</li> <li>施策12の宮城の飛躍を支える産業基盤の整備については、世界同時不況や新型インフルエンザの影響により、4つの目標指標等で目標値を下回ったものの、セントラル自動車の工場完成や関連企業の立地が進んでいるほか、仙台北部道路と東北縦貫自動車道が接続し、仙台都市圏における環状ネットワークが形成されるなど、施策の目的である産業基盤の整備は順調に進んでいる。</li> <li>以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。</li> </ul> |
|  | <p><b>政策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>施策10について、若年者や新規学卒者の雇用情勢は依然として厳しいことが予想されるため、職業訓練や研修などを引き続き実施・拡充するとともに、地域での人材育成を図る必要があるため、圏域版産業人材育成プラットフォーム(注1)を活用し、「地域の人は地域で育てる」という意識の醸成に努めるほか、青年・女性従事者の資質向上を図るため、青年・女性団体が行う活動の活発化を支援するなど、県内産業を担う人材の育成を図っていく。</li> <li>(注1)産業人材育成プラットフォームとは、富県宮城の実現を担う地域産業の中核的な人材、いわゆる産業人材を育成するための産学官の人材育成機関による協議・調整の場として、平成19年6月設置されたもの。圏域版は平成22年度に設置予定</li> <li>施策11について、施策を構成する各種支援事業や制度融資の利用促進につなげる必要があるため、広報媒体の確保・活用、地方機関との連携強化による施策・事業のPR強化を図っていくとともに、国の機関や産業支援関係団体、学術研究機関などと連携し、企業などの経営基盤の強化に取り組む。</li> <li>施策12について、施設整備には多額の費用と時間を要するため、各事業の推進に当たっては一層のコスト削減と効率化を図るとともに、仙台塩釜港では完成自動車の取扱量の拡大に対応するため、平成20年度に改訂した港湾計画に基づき、計画的・段階的に整備を推進していく。</li> </ul>  |

## 評価原案に係る行政評価委員会の意見

### 【判定:適切】

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

### 【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上で  
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・構成施策12については、道路、港湾、空港等の施設の利用促進の視点も含めた産業  
基盤整備について、より具体的に課題等を整理し、対応方針を示す必要があると考  
える。

| 施策体系  | 評価原案  |  |
|---|---|--|
| 政策5:産業競争力の強化に向けた条件整備  |   |  |
| <p><b>施策番号10:産業活動の基礎となる人材の育成・確保</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>地域の産業を担う人材の育成と確保に向けて取り組むとともに、社会情勢の変化やグローバル化に対応できる人材の育成を進めるほか、学校と地域が一体となった人材の育成を目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 64.2%</li> <li>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 31.8%</li> </ul> <p><b>□目標指標等及び達成度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業人材育成プログラムの実施数<br/>達成度A<br/>現況値 8件(平成21年度)<br/>目標値 7件(平成21年度)<br/>初期値 0件(平成18年度)</li> <li>・留学生の県内企業への就職者数<br/>達成度B<br/>現況値 85人(平成20年度)<br/>目標値 120人(平成20年度)<br/>初期値 83人(平成17年度)</li> <li>・認定農業者数<br/>達成度B<br/>現況値 6,266経営体(平成20年度)<br/>目標値 6,589経営体(平成20年度)<br/>初期値 5,165経営体(平成17年度)</li> <li>・認定林業事業主数<br/>達成度A<br/>現況値 35事業主(平成21年度)<br/>目標値 35事業主(平成21年度)<br/>初期値 34事業主(平成17年度)</li> <li>・専門的漁業経営体数<br/>達成度N<br/>現況値 - (平成20年度)<br/>目標値 3,542経営体(平成20年度)<br/>初期値 3,715経営体(平成17年度)</li> </ul> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p>   | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等について、5つの目標指標等のうち、4つが目標を達成しているか概ね目標を達成している(専門的漁業経営体数は、国の統計が廃止されたことにより実績値は計上していない)。</li> <li>・県民意識調査結果からは、「重視」の割合が6割を超えており期待がある程度高いことがうかがわれる一方、満足の割合が約3分の1にとどまっており、事業の周知を進める必要がある。</li> <li>・社会経済情勢等からは、世界同時不況の影響から厳しい雇用環境が続いており、短期的には人材不足は回避された形になっているが、中長期的には少子・高齢化が進展する中、労働生産性の高い優秀な人材の育成と確保が重要となっている。</li> <li>・産業人材育成プラットフォーム構築事業の中で支援している、「みやぎ自動車関連産業活性化人材養成事業」の研修講座を受講した学生が自動車関連企業に就職するなどの実績及び成果等から概ね目標どおりの成果をあげていると判断する。</li> <li>・以上のことから、施策の目的である、産業活動の基礎となる人材の育成と確保に向け、講習や研修による人材育成が進んでいると判断されるので、施策の進捗状況は概ね順調だと判断する。</li> </ul> |
| <p><b>施策評価(総括)</b></p>  | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p>   | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の進捗状況は、概ね順調であり、事業構成の方向性は現在のまま継続する。</li> <li>・県民意識調査結果では、満足度について「わからない」とする割合が4割と高いことから、事業の周知についてこれまで以上に進める必要がある。</li> <li>・事業の分析結果では、全ての事業で成果があがっているが、厳しい財政状況を踏まえさらなる効率性の向上を図っていく。</li> </ul>  |
| <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>  | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度以降も厳しい雇用情勢が見込まれることから、短期的には離職者等に対する職業訓練等が喫緊の課題となっている。特に、若年者や新規学卒者の雇用情勢は依然として厳しいことが予想され、セーフティーネット対策や雇用に結びつく職業訓練等の充実も喫緊の課題となっている。</li> <li>・また、景気低迷による影響等から、企業内研修等の気運醸成が鈍化していることから、多様な主体による人材育成の取組を誘導し、支援する方策の検討が必要である。</li> <li>・県内の一部地域では、NPOや民間機関による人材育成機関が設立されるなど気運が醸成されつつあるが、全県展開に至っていないため「地域が必要とする人材は地域で育てる」という意識を、学校や企業を含め広く県民一般に理解し支援してもらうための気運醸成策の検討が必要である。</li> <li>・農林水産業の分野では、従事者の減少と高齢化により就業者が急減する可能性があることから、担い手の育成・確保は依然として課題となっており、より効果的な取り組みの検討が必要である。</li> </ul> <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離職者等対策については、引き続き基金を活用して職業訓練等を実施するほか、不景気を人材育成のチャンスと捉え外部競争資金の獲得等に積極的に手を挙げ、研修等を拡充させていく。また、新規学卒未就職者を対象としたセーフティーネット対策等について、産業人材育成プラットフォーム若年者雇用対策部会で検討していく。</li> <li>・企業内研修等の気運醸成については、景気が上向くまでの当面の間、国の公募資金等を獲得して在職者研修等を支援していく。</li> <li>・みやぎ産業人材育成プラットフォームや平成22年度に設置予定の圏域版産業人材育成プラットフォーム等を活用して、「地域の人材は地域で育てる」という意識の醸成に努めていく。</li> <li>・農林水産業の分野の担い手の育成・確保については、青年・女性漁業従事者の資質向上を図るため、より効果的な内容での研修会の開催を検討するほか、青年・女性団体が行う行事への積極的参加を呼びかけ、各団体活動の活発化を支援する。また、未就業者や一般県民を対象とした体験学習を開催し、漁業従事者の担い手の育成・確保に努める。</li> <li>・林業の地域性、参加事業体の経営方針、運営方法の違いに合わせ、これまでの集団研修スタイルから個別又は小集団による研修スタイルへとニーズに見合った柔軟な対応をとっていく。また、業務繁忙期を避け、研修期間を分割するなど、研修期間の設定の仕方を工夫する。</li> </ul> |  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が充分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が充分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系  | 評価原案                                      |   |  |
|---|---|---|--|
| 政策5:産業競争力の強化に向けた条件整備  |   |   |  |
| <p><b>施策番号11:経営力の向上と経営基盤の強化</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>中小企業等の経営力向上や農林水産業の生産・販売力強化のための経営支援体制を充実していくとともに、融資制度の充実など多様な資金調達環境の整備に取り組み、社会情勢の変化に的確に対応できる経営体の育成を目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 57.1%<br/>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 26.5%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>・「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく経営革新計画承認件数<br/>達成度B<br/>現況値 410件(平成21年度)<br/>目標値 445件(平成21年度)<br/>初期値 247件(平成17年度)<br/>・認定農業者数<br/>達成度B<br/>現況値 6,266経営体(平成20年度)<br/>目標値 6,589経営体(平成20年度)<br/>初期値 5,165経営体(平成17年度)</p> | <p>施策評価(総括)</p> <p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p>   | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等については目標未達の項目はあるものの、90%以上の達成率であり、おおむね順調に推移していると判断する。</li> <li>・県民意識調査については、施策に対して「不満、やや不満」の回答とともに「分からない」との回答も多く、施策のPRについてはより一層の取組が必要である。</li> <li>・社会経済情勢等については、世界同時不況や農林水産物の価格低迷など、事業者の経営環境の厳しさが増す中で、各経営体の経営力を向上し経営基盤の強化を図るため、事業計画策定の支援、資金面での支援など総合的な取組を実施している。</li> <li>・事業の実績及び成果等については、県中小企業支援センターが支援した企業社(者)数が目標を上回るなど、概ね順調に推移していると判断する。</li> <li>・以上の状況を総括し、商工業及び農林水産業全般に関して、経営力の向上と経営基盤の強化を図る取組については概ね順調に実施されたと判断する。</li> </ul> |
|   |   | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p>   | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工業と農林水産業に関して、経営力と経営基盤強化のための主要な事業が設定されており、現時点でただちに見直す必要性はない。</li> <li>・ただ、一部の事業については、経営環境が一段と厳しさを増しており、状況に応じた事業内容の見直し(拡充)も検討する必要がある。</li> </ul>   |
|   |   | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体として、事業や制度の周知を徹底し、利用促進につなげる必要がある。</li> <li>・県中小企業支援センターである(財)みやぎ産業振興機構の機能強化と、支援企業の掘り起こしが必要である。</li> <li>・平成22年度から戸別所得補償モデル対策が実施されるなど、農業を取り巻く状況は大きく変化している。その中で、認定農業者の経営改善計画の目標達成に向けた支援や、これまで設立した集落営農組織の早期に安定した経営体への移行に向けた取組が必要である。</li> <li>・国営土地改良事業負担金の金利負担軽減は、予定どおり順調に進んでいるが、その実施に当たっては、関係団体等との連携が重要であることから、密な連絡を取り合い、情報等を共有していくことが必要である。</li> <li>・「優良みやぎ材」の利用推進に向けた課題については、ユーザーのニーズである品質・価格・品揃え、量、納期に確実に対応する体制整備が必要である。</li> <li>・燃油価格の高騰や国際漁獲規制により漁船漁業操業計画の樹立ができなくなるなど、外的要因によって県施策への取組が中断されることのないよう、国に対してより一層の要請を行っていく必要がある。</li> <li>・本県中小企業再生支援協議会においては、1次対応の相談のみで対応しているものが多いが、厳しい経済情勢の折、適宜2次対応の比率も高めていく必要がある。</li> <li>・農林水産業者が資金を必要としている場合に、その目的に応じ制度資金が的確かつ有効に活用されるよう、制度の周知を積極的に行い利用促進を図っていく必要がある。既存の農林水産業融資制度に沿って、融資枠の確保及び農林漁業者が必要とする資金メニュー作りを行う必要がある。</li> </ul>   |  |
|   |   | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報チャネルの確保や地方機関との連携強化による施策・事業のPR強化を図る。また、国の機関や産業支援関係団体、学術研究機関等と連携し、企業の競争力強化につなげていく。</li> <li>・県中小企業支援センターである(財)みやぎ産業振興機構の取組について一層の充実が図られるよう支援していく。</li> <li>・認定農業者等(担い手)の育成を図るため、市町村等関係機関との連携を強化し、定期的に地域の集積活動状況や進行状況の一元的な把握に努め、課題解決に向けて適時適切な指導・助言等を実施する。戸別所得補償モデル対策が実施される中で、集落営農組織の特長を生かし、経営安定化に向け、引き続き組織の実態把握と実践プラン策定支援を行うことにより、組織の主体的活動の喚起と県内集落営農組織全体の底上げと意欲の向上を図る。また、兼業農家や高齢者等の農業に取り組む意欲の向上と所得の安定を図るため、地域の実情に応じた特色ある集落営農を育成し、経営の多角化と安定化を図る。</li> <li>・国営土地改良事業負担金の金利負担軽減についての必要な情報を地元関係団体等に提供すると共に説明会等も必要に応じ実施していくことが必要である。</li> <li>・「みやぎ材利用センター」の設立により、「市場が求める品質・性能の明確な製品の供給体制」が整いつつあり、その着実な推進が今後の県産材需要を左右するうえで極めて重要である。従って、「優良みやぎ材」の材料費支援も含め本事業を継続して推進することで、県内の住宅産業と連携し、「優良みやぎ材」の流通拡大を図っていくものである。</li> <li>・水産関係では、地域プロジェクト協議会において検討されている漁船漁業構造改革計画策定の支援を行うとともに、新たな地域プロジェクトの立ち上げを支援していく。</li> <li>・中小企業再生支援協議会に関しては、中小企業者に対して、県ホームページ、県政だよりにより利用促進に向けたPRを行うとともに、金融機関に対しては、金融制度説明会等での説明等を通じて一層の周知を図る。当該協議会においては、新聞広告のほか、ラジオ広告も行っていく。</li> <li>・制度融資については、漁船漁業構造改革に係る金融制度説明会によるPRや、農協や漁協等の融資機関や関係機関との連携による融資促進、資金需要の把握に努める。</li> <li>・農協・漁協をはじめとする融資機関や保証機関等の関係機関との連携により、迅速かつ適切な融資が図られるよう努める。また、農林水産関係団体の訪問や諸会議を通じて、制度資金の周知と農林漁業者がどのような資金を必要としているかの要望把握に努める。さらに、農林水産業者の要望や実績に応じて資金メニューの見直しを行い、また、需要が多く融資枠が不足する事業については、融資枠の拡大を検討する。</li> </ul> |  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が充分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が充分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

政策番号 5

| 施策体系  | 評価原案  |   |
|---|---|---|
| 政策5:産業競争力の強化に向けた条件整備  |   |   |
| <p><b>施策番号12:宮城の飛躍を支える産業基盤の整備</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>                     県内産業の飛躍のためには、その基盤となる交通・物流基盤の整備が不可欠です。そのため、空港・港湾の機能強化を進めるとともに、それらの活用促進を目指します。また、県内外の連携や交流促進のため高規格幹線道路をはじめとする広域道路ネットワークの整備を目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>                     ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合)<br/>                     66.6%<br/>                     ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合)<br/>                     42.8%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>                     ・仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量<br/>                     達成度B<br/>                     現況値 130,331TEU(平成21年度)<br/>                     目標値 140,000TEU(平成21年度)<br/>                     初期値 105,380TEU(平成17年度)<br/>                     ・仙台塩釜港(仙台港区)の取扱貨物量(コンテナ貨物除き)<br/>                     達成度C<br/>                     現況値 2,828万トン(平成21年度)<br/>                     目標値 3,470万トン(平成21年度)<br/>                     初期値 3,333万トン(平成17年度)<br/>                     ・仙台空港利用者数<br/>                     達成度C<br/>                     現況値 2,801千人(平成21年度)<br/>                     目標値 3,706千人(平成21年度)<br/>                     初期値 3,244千人(平成17年度)<br/>                     ・仙台空港国際線利用者数<br/>                     達成度C<br/>                     現況値 246千人(平成21年度)<br/>                     目標値 450千人(平成21年度)<br/>                     初期値 289千人(平成17年度)<br/>                     ・高速道路のインターチェンジに40分以内で到達可能な人口の割合<br/>                     達成度A<br/>                     現況値 95.4%(平成21年度)<br/>                     目標値 95.1%(平成21年度)<br/>                     初期値 94.2%(平成18年度)</p> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p>   | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等について、仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量及び貨物取扱量(コンテナ貨物を除く)は、世界的な経済不況の影響により目標値を下回った。また、仙台空港利用者数も新型インフルエンザの発生や世界的な経済不況により目標値を下回った。高速道路のインターチェンジに40分以内で到達可能な人口の割合は、新しいインターチェンジが開通したことにより、95.4%と目標値を達成している。</li> <li>・県民意識調査結果からは、「重視」の割合が概ね6割で推移しており、県民の関心が高いことがうかがえる。また、「満足」の割合は4割前後で推移しており、今後も産業基盤の整備を推進する必要がある。</li> <li>・社会経済情勢等からは、第二仙台北部中核工業団地にセントラル自動車(株)の工場が完成したほか、関連する企業などの立地が進んでおり、高速道路や広域道路ネットワーク、港湾・空港等の物流基盤の一体的な整備が求められている。仙台北部道路と東北縦貫自動車道が平成22年3月に富谷JCTで接続し、仙台都市圏における自動車専用道路の環状ネットワークが形成された。</li> <li>・事業の実績及び成果等からは、各事業とも施策実現のための必要性は妥当であり、一定の成果があったものと判断できる。</li> <li>・以上のことから、施策の目的である道路、港湾、空港等の物流基盤整備が進んでいると考えられるので、本施策の進捗状況は概ね順調であると判断する。</li> </ul> |
|   | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p>   | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の進捗状況は概ね順調であり、各事業の分析結果からも一定の成果が上がっていることから、今後も継続して推進していくことが必要である。</li> <li>・一部の事業は終了年度が近づいているが、現在の事業構成を継続する。</li> </ul>   |
|   | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>  | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の整備には多額の費用と多くの時間を要するとともに、緊縮財政の下で効率的な執行が求められている。</li> <li>・仙台塩釜港では、コンテナ貨物取扱量の増大に伴う既存施設の狭隘化などへ対応するためのコンテナターミナルの機能拡充や、完成自動車の取扱量の拡大に対応するための埠頭機能の拡充が求められている。</li> </ul>  |
|   | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の推進に当たっては、一層のコスト縮減と事業の効率化を図る。</li> <li>・仙台塩釜港については、平成20年度に改訂した港湾計画に基づき、計画的かつ段階的に整備を推進する。</li> </ul> |   |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

**【判定:概ね適切】**

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上で  
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・道路, 港湾, 空港等の施設の利用促進の視点も含めた産業基盤整備について、より具体的に課題等を整理し, 対応方針を示す必要があると考える。

2 安心と活力に満ちた地域社会づくり

政策番号 6

| 施策体系   | 評価原案  |   |
|--|---|---|
| <p><b>政策番号6:子どもを生み育てやすい環境づくり</b></p> <p><b>(政策の概要)</b><br/>                     子どもを取り巻く環境が大きく変化し、家庭や地域で子どもを育てる機能が低下していることから、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる地域づくりが必要である。また、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進し、出生率低下に歯止めをかけていくことも大切である。このためには、まず何よりも家庭の中で子どもを生み育てることに対する希望や喜びを社会全体として共有できるよう意識の醸成を図ることが重要である。<br/>                     また、男女の共同による子育て意識の定着を図り、夫婦が共に協力し合いながら、仕事と子育てが両立できるような社会環境の整備を促進する。同時に、男女が共にその個性と能力を発揮し、様々な分野で協力し合い支え合う男女共同参画社会の実現に向け、女性の就業率の向上などに取り組んでいく。<br/>                     さらに、周産期・小児医療体制の充実を図るとともに、市町村なども連携し、保育所の増設や一時保育など多様な保育サービスの充実を図る。また、行政と地域が連携し、児童虐待等の防止体制を強化する。</p> | <p><b>政策の成果(進捗状況)</b></p> <p>やや遅れている</p> <p><b>政策評価(総括)</b></p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを生み育てやすい環境づくりに向けて、2つの施策で取り組んだ。</li> <li>施策13については、目標指標等の状況を見ると、合計特殊出生率が全国平均値の1.37を0.08ポイント下回っており、順位は全国で39位、東北6県の中では最下位である。一般的に、合計特殊出生率は、大都市圏において低い傾向にあり、本県においても仙台市の合計特殊出生率は、例年、県平均を下回り、県全体の率を下げる状況になっている。こうした状況にありながらも、実績値は前年を0.02ポイント上回っており、初期値と比較して着実に向上している。また、一般事業主行動計画策定届出事業者数は目標値に対する達成率が273%であり着実に向上している。一方、育児休業取得率については、上昇傾向にはあるものの、目標値に達していない状況である。また、保育所入所待機児童数は、前年比139人の減少がみられるが、現況値は、1,131人(平成21年4月1日現在)であり、県民ニーズに十分応えきれていない部分もある。</li> <li>また、子育て支援や労働環境の整備に関連する事業を通じた仕事と生活の両立の促進とともに、ひとり親家庭への支援対策として児童扶養手当の給付、医療費の助成、電話相談事業などを実施したほか、子育てや小児医療に対する相談窓口の設置などにより、安心して子育てできる社会環境の整備が一定程度進んでいるものとみられる。</li> <li>したがって、次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくりについては、改善の方向に進んでいる目標指標等も見られるものの、県民のニーズに十分応えきれていない部分もあることから、進捗状況はやや遅れている。</li> <li>施策14では、県民意識調査において本施策に対する「満足」の割合が概ね4割と半数を下回っている。</li> <li>学校とNPO等との連携により、農業体験や環境学習等が実施されている。また、家庭・地域と学校による協働教育活動である「学社連携・融合」の取組を実施している学校が毎年増加しており、学社連携・融合が推進されている状況にある。</li> <li>協働教育に係る各種事業に一体的に取り組む、協働教育の意識や技能を高める研修、基本的な生活習慣の定着に向けた県民運動の展開、子育て中の親が抱える不安を解消するための子育てサポーターによる支援体制の充実などに努めている。</li> <li>こうした取組によって、家庭・地域の人々が学校教育活動に参画したり、子どもの生活習慣の改善や健全育成についての意識を高めるなど、これまでの成果が確実に現れてきており、進捗状況は概ね順調である。</li> <li>以上のことを総合的に考慮すると、本政策の進捗状況については、やや遅れているものと考えられる。</li> </ul> |
|  | <p><b>政策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>施策13の次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくりについて、仕事と生活の両立のための労働環境の改善に取り組む中小企業の数的大幅に増加させるためには、県の施策のみでは限界があることから、国の労働関係機関と連絡調整を緊密に行うとともに、市町村とも連携し、地域のニーズに対応した効果的な取組について検討する。</li> <li>特に、保育所待機児童の解消については、県民ニーズに十分応えきれていない部分があることから、厳しい財政状況に置かれている現状を踏まえながらも、「安心こども基金」等を活用し待機児童解消推進事業の実施等によって保育所等の整備促進を図るなど、子育て環境の改善に努める。</li> <li>また、今後とも、国、市町村、企業、関係団体等との連携を図りながら、少子化対策のための各種取組を総合的かつ着実に推進していく。</li> <li>さらに、子どもを生み育てることに対する希望や喜びを社会全体で共有し、次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを推進するため、県民、事業者及び行政機関などの各主体の協働による県民運動を展開していくなどの機運醸成を図っていく。</li> <li>施策14の家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成について、家庭と地域と学校が共に手を携えて教育の充実を図る協働教育が、全県下において活発かつ継続的・安定的に実施されるよう、協働教育に関わる人材の育成、ネットワーク及び仕組みづくり等の取組を一層進めていくため、協働教育に向けた意識や知識・技能を高める研修を継続的に実施していく。</li> <li>県民意識調査の本施策に対する満足度で、「わからない」と回答した割合が概ね3割で推移していることから、「社会の中でたくましく生きる子どもたちを地域全体で育てるため、地域と学校をつなぐ仕組みをつくり、家庭・地域・学校・行政が協働した教育活動」の展開を関係各課・室との連携を強めながら様々な機会や場を活用し、家庭・地域と学校の協働教育振興のため、広く県民に周知を図っていくことが重要である。</li> <li>本県では、宮城県教育振興基本計画における基本方向の一つとして「家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」を重点的に進めていくこととしており、本施策を効果的に展開していくため、県内の協働教育の実施状況や取組形態、成果と課題等についての情報交換や情報の共有を行い、協働教育振興のためのネットワークの構築を推進していく。</li> </ul>   |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系  | 評価原案   |   |
|---|--|---|
| 政策6:子どもを生み育てやすい環境づくり  |  |   |
| <p><b>施策番号13:次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>核家族化、少子化の進行など子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、安心して子どもを生み育てることができる地域社会と、すべての子どもがその個性を尊重され健やかに成長できる環境づくりを目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 87.4%<br/>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 41.5%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>・合計特殊出生率<br/>達成度A<br/>現況値 1.29(平成20年度)<br/>目標値 1.27(平成20年度)<br/>初期値 1.24(平成17年度)<br/>・従業員300人以下の中小企業における一般事業主行動計画策定・届出事業者数<br/>達成度A<br/>現況値 273事業者(平成21年度)<br/>目標値 100事業者(平成21年度)<br/>初期値 48事業者(平成17年度)<br/>・育児休業取得率(男性)<br/>達成度B<br/>現況値 4.1%(平成21年度)<br/>目標値 5.0%(平成21年度)<br/>初期値 1.2%(平成17年度)<br/>・育児休業取得率(女性)<br/>達成度B<br/>現況値 75.8%(平成21年度)<br/>目標値 80.0%(平成21年度)<br/>初期値 74.1%(平成17年度)<br/>・保育所入所待機児童数<br/>達成度C<br/>現況値 0人(平成21年度)<br/>目標値 1,131人(平成21年度)<br/>初期値 821人(平成18年度)</p> | <p>施策評価(総括)</p> <p>やや遅れている</p> <p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等の状況に関してみると、合計特殊出生率は全国平均値の1.37を0.08ポイント下回っており、順位は全国で39位、東北6県の中では最下位である。一般的に、合計特殊出生率は、大都市圏において低い傾向にあり、本県においても仙台市の合計特殊出生率は、例年、県平均を下回り、県全体の率を下げる状況になっている。こうした状況にありながらも、実績値は前年を0.02ポイント上回っており、初期値と比較して着実に向上している。また、一般事業主行動計画策定届出事業者数は目標値に対する達成率が273%であり着実に向上している。一方、育児休業取得率については、上昇傾向にはあるものの目標値に達していない状況にある。また、保育所入所待機児童数については、前年比139人の減少がみられるものの、現況値は、1,131人(平成21年4月1日現在)であり県民ニーズに十分応えきれていない部分もみられる。</li> <li>・県民意識調査からは、重視度について、「重視」の割合が9割弱で推移している一方、満足度について、「満足」の割合が5割を下回っており、重視度と満足度との乖離が大きいことから、県民の期待が非常に大きい分野であると考えられる。</li> <li>・社会経済情勢等からは、女性の就業率が上昇し夫婦共働き家庭が増えている中において、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消が課題とされていることなどから、子どもを生み育てやすい労働環境の整備による仕事と生活の調和実現の重要性がうかがえる。</li> <li>・また、ひとり親家庭への支援対策として児童扶養手当の給付、医療費の助成、電話相談事業などを実施し、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりに努めている。</li> <li>・施策を構成する事業の状況に関しては、子育て支援や労働環境の整備に関連する事業を通じた仕事と生活の両立の促進とともに、子育てや小児医療に対する相談窓口の設置などにより、安心して子育てできる社会環境の整備が一定程度進んでいるものとみられる。</li> <li>・以上のことから、本施策の進捗状況に関しては、改善の方向に進んでいる目標指標等も見られるものの、県民のニーズに十分応えきれていない部分もあることから、やや遅れているものと判断する。</li> </ul> |
|   |  | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>見直しが必要</p> <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民意識調査の結果では、優先すべき項目として、「育児休業取得の促進や職場復帰しやすい環境づくりなど、職場における仕事と子育ての両立支援策」の回答割合が高い。一方、県内の中小企業の両立支援に対する取組はまだ端緒にすぎたばかりであり、企業の両立支援を更に促進するための事業を充実させる必要がある。</li> <li>・また、各種施策が有機的に結合し、効果を発揮するためには、子育ての喜びや大切さを住民が感じられることが重要であることから、社会全体の意識改革のための県民運動を展開するなどの機運醸成が必要と考えられる。</li> </ul>   |
|   |  | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後クラブの運営費に対する県の補助については、県の厳しい財政状況から、市町村の要望に十分に答えられていない状況があるなど、住民サービスの向上のためには、多額の財源が必要となる事業がある。</li> <li>・働く女性の増加や都市部への人口集中により保育需要が増加しており、保育所入所待機児童の解消は喫緊の課題であるが、安心こども基金を活用した保育所整備事業については、実施期限が平成22年度末となっている。</li> <li>・少子化対策においては、児童福祉、母子保健、労働、医療、教育、生涯学習、住環境整備、安全対策、街づくりなど様々な分野の取組を総合的に推進するとともに、関係機関等との十分な連携が必要である。</li> </ul>   |
|   |  | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場における仕事と子育ての両立支援については、県の施策のみでは限界があることから、国の労働関係機関と連携調整を緊密に行うとともに、市町村とも連携し、地域のニーズに対応した効果的な取組について検討する。</li> <li>・住民サービス向上のための財源確保については他県でも苦慮しているところであり、また、国においても、新たな枠組みの構築の必要性についての認識も高まっていることから、様々な機会をとりえて国に早期の枠組み構築を要望していく。</li> <li>・特に、保育所入所待機児童の解消については、県民ニーズに十分応えきれていない部分があることから、厳しい財政状況に置かれている現状を踏まえながらも、待機児童解消推進事業の実施等によって保育所等の整備促進を図るなど、子育て環境の改善に努める。</li> <li>・また、今後とも、国、市町村、企業、関係団体等との連携を図りながら、少子化対策のための各種取組を総合的かつ着実に推進していく。</li> <li>・さらに、子どもを生み育てることに対する希望や喜びを社会全体で共有し、次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを推進するため、県民、事業者及び行政機関などの各主体の協働による県民運動を展開していくなどの機運醸成を図っていく。</li> </ul>  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり, 施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が十分であり, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系  | 評価原案                                  |   |  |
|---|---------------------------------------|---|--|
| 政策6:子どもを生み育てやすい環境づくり  |                                       |   |  |
| <p><b>施策番号14:家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>家庭、地域と学校の協働により、子どもの基本的な生活習慣の定着へ向けた運動を展開するとともに、教育に対する地域全体での支え合いを推進する組織体制の確立、子どもの多様な学習・体験機会の創出を目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 81.7%<br/>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 44.9%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>・朝食を欠食する児童の割合(小学5年生) 達成度B<br/>現況値 3.4%(平成21年度)<br/>目標値 2.0%(平成21年度)<br/>初期値 4.4%(平成17年度)<br/>・学校と地域が協働した教育活動(学社融合事業)に取り組む小・中学校の割合 達成度A<br/>現況値 66.0%(平成21年度)<br/>目標値 62.0%(平成21年度)<br/>初期値 53.7%(平成17年度)</p> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、学力・体力低下、いじめ、不登校、基本的な生活習慣の未定着など子どもを取り巻く教育課題が山積している。そのため、家庭・地域・学校がそれぞれ果たす役割を認識し、地域全体で子どもたちをはぐくむことが必要不可欠となっている。</li> <li>・目標指標等は、「朝食を欠食する児童の割合」と「学校と地域が協働した教育活動(学社融合事業)に取り組む小・中学校の割合」である。前者は目標に達しなかったが着実に減少しており、後者は目標を上回った。</li> <li>・県民意識調査からは、本施策に対する満足度では「満足」の割合が概ね4割と半数を下回っており、取組の成果を県民が実感できる積極的な事業展開が必要である。また、「重視」の割合が概ね8割と県民の本施策への高い期待をうかがい知ることができる。</li> <li>・学校とNPO等との連携については、農業体験や環境学習等において実施されている。また、家庭・地域と学校による協働の具体的な姿である「学社連携・融合調査」の結果から、学社連携・融合の取組を実施している学校が毎年増加し、学社連携・融合が推進されている。</li> <li>・教育庁関係各課・室の事業を一体的に取組、協働教育の意識や技能を高める研修、仕組みづくり、関連事業の拡大、協働教育実践で子どもたちに培われる情意面の育成等を目的とした「宮城県協働教育アクション・21」を策定し、平成21年度から事業に取り組むこととしている。</li> <li>・こうした取組によって、家庭・地域の人々が学校教育活動に参画したり、子どもの生活習慣の改善や健全育成についての意識が高めるなど、これまでの成果が確実に表れてきており、本施策は概ね順調に進められてきていると判断できる。</li> </ul> |  |
|   | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p> | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭と地域と学校が共に手を携えて教育の充実を図る協働教育が、全県下において活発かつ継続的・安定的に実施されるとともに、協働教育に関わる人材の育成、ネットワーク及び仕組みづくり等の取組を一層進めていくため、不可欠な現事業を、継続して実施する必要がある。</li> </ul>   |  |
|   | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民意識調査の本施策に対する満足度で、「わからない」と回答した割合が概ね3割となっているため、学校にとどまらず地域の教育力の向上や活性化など広範な協働教育の効果を更に広めていく必要がある。</li> <li>・協働教育を安定的・継続的に推進するために、市町村レベルで地域コーディネーター、支援ボランティア等を養成する各種研修会を積極的に展開し、学校のニーズに応じた人材の育成を図ることが必要である。</li> <li>・「学校や家庭が本当に必要としている支援は何か」「地域の教育力の向上につながるか」等の検証しながら、運営組織の構成を、それぞれの地域の特性に合わせた効率的な運営を検討していく必要がある。</li> </ul>   |  |
|   | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会の中でたくましく生きる子どもたちを地域全体で育むため、地域と学校をつなぐ仕組みをつくり、家庭・地域・学校・行政が協働した教育活動」の展開を関係各課・室との連携を強めながら様々な機会や場を活用し、家庭・地域と学校の協働教育振興のため広く県民に周知していくことで課題解決を図っていく。</li> <li>・協働教育に向けた意識や知識・技能を高める研修を継続的に実施していく。</li> <li>・本県では、宮城県教育振興基本計画における基本方向の一つとして「家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」を重点的に推進していくこととしており、それらも踏まえ、本施策を効果的に展開していくために、県内の協働教育の実施状況や取組形態、成果と課題等についての情報交換や情報の共有を行い、協働教育振興のためのネットワークの構築を推進していく。</li> </ul>  |  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:概ね適切】**

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で  
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・本施策の取組は、子どもたちが「生きる力」を身につけていく上で、重要な視点であり、  
極めて有効な手法でもあることから、対象を小中学校といった限定的なものとするのではなく、  
こうした取組を就学前、あるいは、高校生や就労者などにも広げ、今後、より広範  
な取組として展開していくことが必要であると考えます。

政策番号 7

| 施策体系   | 評価原案   |   |
|--|--|---|
| <p><b>政策番号7: 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり</b></p> <p><b>(政策の概要)</b><br/>                     宮城の確かな未来を構築していくためには、将来を担う子どもの能力や創造性を最大限に引き出す教育環境の整備が必要である。<br/>                     児童生徒が自らの進路実現に向けて、希望を達成できるような「確かな学力」の定着が求められる中で、我が県の児童生徒の学力は、他県と比較して低迷しているという調査結果もあることから、学力を向上させることが急務となっている。このため、学力の向上に重点を置き、教員の一層の指導力向上や、学校と家庭との連携などにより、確かな学力の定着に向けた実効ある方策を進めるとともに、社会の変化に対応した教育を推進する。<br/>                     また、地域社会との連携のもとで、公共心、健全な勤労観など、将来にわたり社会の中で生きていく力をはぐみ、児童生徒の道徳心などの豊かな心とたくましく健やかな体の育成を図る。</p> | <p><b>政策の成果(進捗状況)</b></p> <p style="text-align: center;">やや遅れている</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の宮城を担う子どもの教育環境づくりに向けて、3つの施策で取り組んだ。</li> <li>・施策15では、各事業とも概ね効率的に実施され、一定程度の成果はあったものの、本施策に対する県民の期待が大きいことや全国学力・学習状況調査において、中学生については一部を除き全国平均を上回ったが、小学生の平均正答率がすべての教科で全国平均を下回っていることや大学等への現役進学達成率の全国平均との乖離が目標を下回っていることなどから、本施策の進捗状況はやや遅れている。</li> <li>・施策16では、各事業とも概ね効率的に実施され、一定程度の成果はあったものの、本施策に対する県民の期待が大きいことや目標指標等の状況において、小・中学生の不登校在籍者比率は目標値に達しておらず、全国と比較しても高いことなどから、本施策の進捗状況はやや遅れている。</li> <li>・施策17では、県民意識調査の満足度が4割程度に留まっていること、「わからない」と回答した割合が3割に達していること、また、宮城県教育振興基本計画の策定等を踏まえ、今後事業の進捗が本格化するものもあるという状況ではあるが、各事業いずれも概ね効率的に実施され、所期の成果を挙げていることや、目標指標等については、外部評価を実施する小学校、中学校の割合をはじめ目標値を達成していることなどから、本施策は概ね順調に進捗している。</li> <li>・以上政策全体としては、施策15、16の進捗状況がやや遅れていることなどから、本政策の進捗状況はやや遅れていると考えられる。</li> </ul> |
|  | <p><b>政策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策15の「着実な学力向上と希望する進路の実現」については、小中学校段階での主体的な学習習慣形成と確かな学力の定着を図り、高校での学習にスムーズに繋げていくことが必要であることから、小・中・高各段階での取組をより一層強化する。また、学力の向上とともに、希望する進路達成のために、小・中・高の発達段階に応じた志教育の推進を図っていく。</li> <li>・施策16の「豊かな心と健やかな体の育成」については、不登校や問題行動等の防止策として、家庭・地域社会・教育委員会、専門家や関連機関との連携による問題の早期発見・早期対応、きめ細かな教育相談体制の確立を図るとともに、体験活動や心の教育などをさらに充実させる必要がある。</li> <li>・施策17の「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」については、宮城県教育振興基本計画等を踏まえ、時代や地域の要請に応える魅力ある学校づくりを主体的・継続的に進めていくための支援事業を展開するほか、特別支援教育に対する理解の促進と関係機関との連携・協力体制の構築及び校内支援体制の整備を図り、障害によって生じる教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を実施していく。</li> </ul>  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系   | 評価原案   |  |
|--|--|--|
| 政策7: 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり   |  |  |
| <p><b>施策番号15: 着実な学力向上と希望する進路の実現</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>児童生徒の学習習慣と確かな学力の定着に向けた取組を推進し、児童生徒が希望する進路の実現と地域社会を支える人材の育成を目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 75.0%</li> <li>満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 36.8%</li> </ul> <p><b>□目標指標等及び達成度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の家庭等での学習時間(小学5年生: 30分以上の児童の割合)<br/>達成度N<br/>現況値 - 目標値 75.0%(平成21年度)<br/>初期値 73.9%(平成18年度)</li> <li>児童生徒の家庭等での学習時間(中学2年生: 1時間以上の生徒の割合)<br/>達成度N<br/>現況値 - 目標値 65.0%(平成21年度)<br/>初期値 52.8%(平成18年度)</li> <li>児童生徒の家庭等での学習時間(高校1年生: 2時間以上の生徒の割合)<br/>達成度B<br/>現況値 14.5% 目標値 23.0%(平成21年度)<br/>初期値 12.7%(平成18年度)</li> <li>「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(小学5年生)<br/>達成度N<br/>現況値 - 目標値 78.0%(平成21年度)<br/>初期値 73.2%(平成18年度)</li> <li>「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(中学2年生)<br/>達成度N<br/>現況値 - 目標値 57.0%(平成21年度)<br/>初期値 55.7%(平成18年度)</li> <li>「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(高校1年生)<br/>達成度A<br/>現況値 45.1% 目標値44.0%(平成21年度)<br/>初期値 38.7%(平成18年度)</li> <li>学習状況調査での正答率60%以上の問題の割合(小学5年生)<br/>達成度N<br/>現況値 - 目標値 80.0%(平成21年度)<br/>初期値 72.2%(平成18年度)</li> <li>学習状況調査での正答率60%以上の問題の割合(中学2年生)<br/>達成度N<br/>現況値 - 目標値64.0%(平成21年度)<br/>初期値 50.0%(平成18年度)</li> <li>大学等への現役進学達成率の全国平均値との乖離<br/>達成度B<br/>現況値 -1.0ポイント(平成20年度)<br/>目標値 -0.8ポイント(平成20年度)<br/>初期値 -2.1ポイント(平成17年度)</li> <li>新規高卒者の就職決定率の全国平均値との乖離<br/>達成度N<br/>現況値 - (平成21年度)<br/>目標値0.300ポイント(平成21年度)<br/>初期値 0.2ポイント(平成17年度)</li> </ul> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>やや遅れている</p>   | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会経済情勢として、全国的に学力低下懸念が高まっている中、次代を担う児童生徒の着実な学力の向上と希望する進路の実現に対する期待は大変大きなものがある。</li> <li>また、県民意識調査からも、本施策に対する県民の期待は大きく、とりわけ教員の教科指導力・進路指導力の向上と進路指導体制の充実を求める意見が多い。それらに応えるべく、児童生徒の学力状況を的確に把握し指導の改善を図る事業や授業改善を進める事業、学年経営を強化し生徒の学習習慣形成や学力向上を図る事業、進学指導や就職指導の体制を強化し児童・生徒の進路実現を図る事業、情報化時代に対応した事業等13の事業を展開した。</li> <li>個別の事業については「概ね効率的」または「効率的」に実施され、「成果があった」「ある程度成果があがった」と分析している。</li> <li>目標指標等については、高校では、学力向上の成果指標である「授業が分かる」と答える児童生徒の割合は、目標値を上回り達成度Aとなっているものの、「児童生徒の家庭等での学習時間」「現役進学達成率の全国平均との乖離」については目標を下回り達成度Bとなった。</li> <li>小・中学校では、県調査を実施しなかったため達成度は判定できないが、他の平成21年度に文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査においては、本県中学生については、数学Aをのぞき全国平均を上回ったものの、小学生は平均正答率がすべての教科で全国平均を下回った。</li> <li>以上の結果を踏まえ、本施策の進捗状況については「やや遅れている」と評価した。今後小・中・高全ての段階において、学力向上、進路達成のための取組をなお一層強化しなければならない。</li> </ul> |
| <p><b>施策評価(総括)</b></p>   | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p>  | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本県の大学等への現役進学達成率及び新規高卒者の就職決定率、その他の目標指標は全体として改善傾向にあるものの、まだ低調にとどまっており、本施策を構成する各事業を継続して実施することが重要であると考える。</li> <li>平成25年度からの新学習指導要領の全面実施に向けて、必要な事業の見直しを行いつつ、本施策の全体としての事業構成については継続すべきと判断する。</li> <li>小・中・高とも学力向上並びに志教育の推進は喫緊の課題であり、県民の期待も大きいことから、関連事業について充実を図る。</li> </ul>   |
| <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>   | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校段階での主体的な学習習慣の形成、確かな学力の定着を図り、高校での学習にスムーズに繋げていくことが必要である。</li> <li>全県一学区移行を踏まえ、各地域の高校を十分に支援し、授業改善による学力向上、希望進路達成のための指導体制確立を図る必要がある。</li> <li>地域や時代の要請に応える人材育成のために、学力の向上とともに望ましい勤労観・職業観の育成が必要である。このことを踏まえ小・中・高校の発達段階に応じた志教育の一層の推進が必要である。また、地域の教育資源の有効活用を図るため、学校・行政と産業界との連携体制確立に向けた取組を進める必要がある。</li> <li>特に、職業に関する教科を学ぶ機会の少ない普通科高校の生徒については、外部の方から実社会についての話を聞き、多くの方々の勤労観・職業観・人生観に触れる機会を設ける等、社会への貢献と円滑な接続という観点からの取組を一層推進していく必要がある。</li> </ul> <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授業改善・指導力向上のための指導主事訪問や教員研修を積極的に行う。また、みやぎ学力状況調査や全国学力・学習状況調査の調査結果を指導に役立てる工夫・改善を行い、小中高各段階における学力向上と学習習慣の定着を目指す。</li> <li>小中学校では、義務教育課に設置されている学力向上支援チームを中心に、学校への直接的支援を行い、学習指導に関して学校が抱える課題を解決するとともに、児童生徒の一層の学力向上を図る。また、地域学習支援センターにおける成果を踏まえて、児童生徒の学習習慣形成の促進を図る。</li> <li>新しい学習指導要領の平成25年度からの全面実施に向けて、各高校の教育課程の編成・実施に向けた研究・研修を支援するよう取り組んでいく。</li> <li>高校においては、進学・就職関連の指定校の支援強化と、医師や地域のものづくり産業の担い手を志す生徒等の支援事業を展開し、県民や地域産業界のニーズに応える人材育成を推進する。</li> <li>圏域別人材育成プラットフォーム会議を定着させ、インターンシップ等の体験実習先や各種セミナーの講師等を紹介するコーディネート機能を強化し、各校の推進する志教育の取組を支援する。特に、NPO法人と連携し、普通科高校において社会人講師を活用したワークショップ形式のセミナーの開催を積極的に進める。</li> </ul> |  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:概ね適切】**

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で  
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・本県が実施している少人数学級の実現に向けた取組みは、着実な学力向上と希望する  
進路の実現に向けても、重要な視点であることから、その具体的な取組状況について  
も、対応方針に記載する必要があると考える。

| 施策体系   | 評価原案                                     |   |  |
|--|--|---|--|
| 政策7: 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり   |  |   |  |
| <p><b>施策番号16: 豊かな心と健やかな体の育成</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>いじめや不登校の未然防止, 早期発見, 早期解消を進め, 児童生徒の豊かな人間性をはぐくむための心の教育の充実, 子どもの体力・運動能力向上を目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合)<br/>81.6%<br/>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合)<br/>39.5%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>・不登校児童生徒の在籍者比率(小学校)<br/>達成度C<br/>現況値 0.34%(平成20年度)<br/>目標値 0.24%(平成20年度)<br/>初期値 0.32%(平成17年度)<br/>・不登校児童生徒の在籍者比率(中学校)<br/>達成度C<br/>現況値 3.17%(平成20年度)<br/>目標値 2.47%(平成20年度)<br/>初期値 2.77%(平成17年度)<br/>・不登校児童生徒の在籍者比率(中学校1年)<br/>達成度C<br/>現況値 2.20%(平成20年度)<br/>目標値 1.61%(平成20年度)<br/>初期値 2.00%(平成17年度)<br/>・児童生徒の体力・運動能力調査で過去7年間の最高値を超えた項目の割合<br/>達成度A<br/>現況値 52.5%(平成21年度)<br/>目標値 50.0%(平成21年度)<br/>初期値 17.6%(平成17年度)</p> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>やや遅れている</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民意識調査結果からは, 重視度について, 「重要」の割合が8割前後で推移していることから, この施策に対する県民の期待が非常に高いことがうかがえる。また, 満足度については「満足」の割合が4割前後で推移していることから, 今後事業内容の改善・充実を図る必要がある。</li> <li>・社会経済情勢等からは小・中・高校生に関する不登校やいじめ, 問題行動等への対応とともに, 子どもの生活習慣の形成や心身の健康増進, 安全対策等が喫緊の課題として対応が求められている。</li> <li>・目標指標等の状況については, 小・中学校において前年度より不登校出現率が増加し, 本県が設定している目標値に達していない。特に中学校における不登校出現率は, 全国に比べても高く, よい状況とはいえない。</li> <li>・事業の実績及び成果等については, 効率的な展開がなされているものの, 新体力テストの平均値など全国の状況と比べると劣っている部分があり, 努力を要する。</li> <li>・以上のことから, 施策の目的である「豊かな人間性, 基本的な生活習慣・規範意識の定着, いじめや不登校等問題行動の未然防止・減少, 体力・運動能力の向上」という姿にはまだ遠く, 本施策の進捗状況はやや遅れていると判断する。</li> </ul> |  |
|  | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p>    | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の進捗状況はやや遅れているが, 不登校児童生徒の復帰率は増加傾向にあるなど成果は出ており, 事業構成は維持していきたい。</li> <li>・志教育の推進, 問題行動等の未然防止策や児童生徒の人間関係構築力向上の観点からも本事業の継続は必要である。</li> <li>・県民意識調査では, 体験活動や心の教育の充実, 基本的な生活習慣の育成について優先すべきとする割合が高いので, 関連する事業の内容についてさらに充実させる必要がある。</li> </ul>  |  |
|  | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>         | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・よりよい体験活動の継続実施のためにも, 体験活動の改善と精選を検討しながら, 市町村教委や学校で事業を継続的に実施する必要がある。</li> <li>・重要課題である不登校や問題行動等の防止策として, 家庭・地域社会・教育委員会, 専門家, 関連機関との連携による問題の早期発見・早期対応, きめ細かな教育相談体制の確立を図っていかねばならない。</li> <li>・児童生徒・保護者には理解が深まってきているが, どの事業においても, 地域社会の協力が必要である。関係機関と連携を深めて, 各種企業や団体の活動を促し, 社会全体で取り組む体制を進めていくことが必要である。</li> <li>・現状の把握と体制の確立, 高校生への情報モラルの定着が急務である。</li> <li>・事業の成果を踏まえた研修を行い, 解決に生かすとともに, 課題に対応するための組織づくり, 各学校における健康教育の一層の充実を図る必要がある。</li> <li>・防犯に関する知識や団体との連携手法, 学校との関係保持についてはそれぞれのスクールガード(学校安全ボランティア)・リーダーに委ねられた状態である。</li> </ul>   |  |
|  | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・志教育との関連を図りながら体験活動や心の教育を充実させていくとともに, 関係各課と連携を十分に図り, 不登校児童生徒の減少につなげていく。具体的には, キャリアプロデューサーのコーディネートにより, 学校と地域社会・産業界との連携を密にし, 中学生の職場体験活動をより充実させていくとともに, プランに基づいた小・中・高等学校での「志教育」がより推進されるよう, 実践事例や子どもたちの取組を広く紹介していく。</li> <li>・「地域ネットワークセンター」での個別な訪問指導や体験活動を通じた人間関係の構築・心の開示等の効果による不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を進めるとともに, 不登校率・中途退学率の高い高校へのカウンセラーの傾斜配置をさらに進め, 学校組織とカウンセラーが有機的に結びついた効果的な教育相談体制を確立し, 不登校の未然防止と学校復帰につなげていく。</li> <li>・「みやぎっ子! 元気アップエクササイズ」等研修会の充実と成果情報の提供で各学校での実践につなげ, 児童生徒の体力向上につなげていく。</li> <li>・登下校時の児童・生徒の安全を確保するためスクールガードボランティア組織への支援とともに, ネットバトルスキルアップ研修会や県警からの講師派遣等で情報モラルの定着に努める。</li> </ul>               |  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり, 施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が十分であり, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系   | 評価原案                                  |   |
|--|---------------------------------------|---|
| 政策7: 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり   |                                       |   |
| <p><b>施策番号17: 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>児童生徒や保護者などの多様なニーズに応じた魅力ある学校づくり、地域から信頼される学校づくり、特別支援教育の充実、教員の資質向上、学校の耐震化など児童生徒が安心して学校生活を送れる教育環境づくりを目指します。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 73.8%</li> <li>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 38.7%</li> </ul> <p><b>□目標指標等及び達成度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(小学校)<br/>達成度A<br/>現況値 77.1%(平成20年度)<br/>目標値 58.0%(平成20年度)<br/>初期値 38.8%(平成17年度)</li> <li>・外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(中学校)<br/>達成度A<br/>現況値 74.7%(平成20年度)<br/>目標値 58.0%(平成20年度)<br/>初期値 38.9%(平成17年度)</li> <li>・外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(高校)<br/>達成度A<br/>現況値 100.0%(平成21年度)<br/>目標値 100.0%(平成21年度)<br/>初期値 59.3%(平成17年度)</li> <li>・特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合<br/>達成度A<br/>現況値 27.2%(平成20年度)<br/>目標値 27.0%(平成20年度)<br/>初期値 11.7%(平成17年度)</li> </ul> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会経済情勢及び県民意識調査からも、本施策に対する県民の期待は大きく、とりわけ学校の活性化や教員の資質向上を図るとともに、小・中・高校及び特別支援学校をスムーズに接続させ、地域や障害の有無など、子供たちの実情に応じたきめ細かな教育活動の充実を求める意見が多い。それらに答えるべく、時代のニーズや生徒の多様化・個性化に応じた魅力ある学校づくりを支援する事業、地域から信頼される特別支援教育の環境づくりを推進する事業、教員の資質向上や教育施設を整備する事業など20の事業を展開した。</li> <li>・各事業はいずれも概ね効率的に実施され、所期の成果を挙げていると判断される。</li> <li>・目標指標については、昨年度まで達成度Bであった外部評価実施の割合も含め、すべての指標で達成度Aである。</li> <li>・以上のことから、事業実績及び目標指標等については、期待される成果を概ね達成しているものの、県民意識調査の満足度が4割程度に留まっていること、「わからない」と回答した割合が3割に達していること、また、宮城県教育振興基本計画の策定等を踏まえ、今後事業の進捗が本格化するものもあることから、本施策の成果については、概ね順調に進んでいると判断するものである。</li> </ul>  |
|  | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p> | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県教育振興基本計画、新県立高校将来構想の策定、全県一学区制移行など、教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、県民の教育に対する期待度は高く、引き続き、児童や生徒、地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくりに向けた事業を展開していくことが必要である。</li> <li>・本施策を構成する諸事業は、学校の活性化や教員の資質向上を図るとともに、小・中・高校及び特別支援学校をスムーズに接続させ、地域や障害の有無などに関係なくきめ細かく質の高い多様な教育を享受できる環境を整備するものであり、本事業構成を継続するのが適切と判断する。</li> </ul>   |
|  | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県教育振興基本計画、新県立高校将来構想、全県一学区制への移行を踏まえた対策を進める必要がある。</li> <li>・学校評価を検証し、魅力ある学校づくりの実現に直接結びつけるなど、より実効性を高めていく取組が必要である。併せて、地域、生徒、学校関係者等間の連携と十分な情報発信が必要である。</li> <li>・児童・生徒ひとりひとりの特性に応じた指導の充実を目指し、特別支援教育に対する理解の促進を図る必要がある。</li> <li>・平成25年度入学者選抜から始まる新しい県立高等学校入学者選抜の実施に向け、円滑な制度移行となるよう、県教育委員会と各高校・中学校が一体となって、諸準備を行う必要がある。</li> <li>・実践的指導力と人間性を重視した教員採用方法改善や教員の資質向上のための取組が必要である。</li> <li>・平成24年4月供用開始予定の教育福祉複合施設整備に向けた関係諸機関の連携が必要である。</li> <li>・平成24年4月の仙台一高通信制の独立校化((仮称)美田園高校)に向けた準備を進める必要がある。</li> </ul> <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県教育振興基本計画等を踏まえ、各学校が時代や地域の要請に応える魅力ある学校づくりを主体的・継続的に進めていくための支援事業を展開していく。</li> <li>・学校評価を学校改善の推進役として有効に活用するため、学校評価研修会の内容を工夫改善し充実を図る。併せて結果の積極的な情報発信に努め、学校経営の透明性の確保と開かれた学校づくりを推進する。</li> <li>・特別支援教育に対する理解の促進と関係機関との連携・協力体制の構築及び校内体制整備の整備を図り、障害によって生じる教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を実施していく。また、特別支援学校のセンター的機能の強化及び特別支援教育コーディネーター研修の充実を図る。</li> <li>・県立高等学校の新入試制度導入学年となる生徒への新制度の浸透を図る。また、このことを踏まえ、指導に当たる中学校と入試を実施する高校の準備が円滑に進むよう支援していく。</li> <li>・優秀な人材確保のため、二次選考試験における面接体制の更なる充実をはじめとした選考方法の工夫改善に努め、教員採用試験の一層の充実を図る。また、リーフレットの作成配布や首都圏における選考試験の実施による出願者の確保を図る。</li> <li>・経験段階や職能に応じた研修、特定の課題に対応した研修等、教員の課題意識やキャリアに応じた資質向上につながる研修を、「宮城県教員研修マスタープラン」に基づき計画的に実施する。</li> <li>・教育福祉総合施設については、ハード面の整備のみならず、ソフト面での具体的な研修計画や相談業務のほか、組織体制の在り方を含め業務運営を円滑に実施できるよう、十分な準備をしていく。</li> <li>・(仮称)美田園高校開設準備室を設置し開校へ向けての準備を進める。</li> </ul> |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:概ね適切】**

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・ 特別支援学校の児童生徒の交流希望実績を加味しながら、成果を示していく必要があると考える。

**【判定:概ね適切】**

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・ 優秀な教員の人材確保のための個々具体の工夫改善のみならず、本県が進めている人材確保の基本的姿勢についても、具体的に示す必要があると考える。

| 施策体系  | 評価原案                                     |   |
|---|--|---|
| <p><b>政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築</b></p> <p><b>(政策の概要)</b><br/>                     生涯を安心して暮らすためには、生活を支えるための安定した経済基盤が必要である。このため就業意欲のある県民が一人でも多く就業できるよう富県宮城の実現により就業機会の確保に取り組む。<br/>                     特に団塊の世代が高齢期を迎えるこれからは、意欲や能力のある高齢者が仕事や地域活動などに活躍する機会を創出していくことが必要であり、企業・NPO・市町村とも連携しながら、こうした人々の就業機会の確保や社会貢献活動等に参加するための環境づくりを進める。<br/>                     また、障害者についても、障害による不便さを社会全体で補い、生活の場や自立した生活を送るための就労の場の確保などを進め、生きがいを持てる環境を整備する。<br/>                     一方、生涯現役でいきいきと暮らしていくためには、若い時から健康に対する意識を高めることが重要であることから、県民の心と体の健康づくりを進める。併せて、介護が必要になっても地域で生活ができるように支援機能の充実を図る。<br/>                     また、県内の各地域において、生涯を通じて必要な医療を受けることができる体制や、感染症の集団発生等に備えた健康危機管理体制、さらには体系的な救急医療体制を充実する必要がある。このため、医療機能の集約化、拠点化、地域間の役割分担等を進め、医師確保や医師の地域的偏在の解消を図る。<br/>                     県民一人ひとりが誇りをもち、自分らしい生き方を表現するためには、すべての人の人権が尊重されることが基本であることから、権利擁護のための体制整備や県民の意識啓発等を進める。<br/>                     また、生涯を通じて潤いのある生活を送れるよう、多様な学習機会や芸術文化・スポーツに親しめる環境整備を一層推進する。</p> | <p><b>政策の成果(進捗状況)</b></p> <p>やや遅れている</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯現役で安心して暮らせる社会の構築へ向けて、6つの施策に取り組んだ。</li> <li>・施策18では、事業の実績及び成果等からは、ほぼ目標どおりに実施し、その成果も着実に上げているが、社会経済情勢の悪化の影響もあり若年者の就業支援に関する取組については、事業内容の見直しを含め検討の余地があり、多様な就業機会や就業環境の創出はやや遅れていると判断される。</li> <li>・施策19では、救急医療等に従事する医師の勤務環境の改善に向けた動きや研修事業等の新しい取組もあり、施策は着実に推進されており、そうした取組の効果が期待されるものの、厳しい社会情勢や県民の高い期待の中、目標指標等や県民満足度の向上につながっていない状況にあるため、安心できる地域医療の充実はやや遅れていると判断される。</li> <li>・施策20では、目標指標等での3歳児の虫歯の平均むし歯数は、着実に減っており、事業の一定の成果があったと考えられるものの他の類似する調査等では、肥満者の増加やがん検診率の若干の低下等がみられている。県民意識調査でこの取組に対する重視度が高く、施策に対する期待度も高いことから、県民の満足を得にくいことから、満足度とのかい離があり、生涯を豊かに暮らすための健康づくりはやや遅れていると判断される。</li> <li>・施策21では、特別養護老人ホームの入所待機者解消に向けた施策については、さらに拡充していく必要があるものの、施策を構成する事業の実績及び目標指標等からは、期待される一定の成果を上げることができたことから、高齢者が元気で安心して暮らせる社会の構築は概ね順調と判断される。</li> <li>・施策22では、施策を構成する事業の実績及び成果等からは、ほぼ全ての事業で成果を上げ、目標指標等の4つの指標のうち3つの指標が達成度Aとなっていることから、概ね順調と判断する。パリアフリーの体制の整備指標の1つである「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合が増えることで、当施策の目標が達成されたかの目安となる。また、目標指標等「受入条件が整えば退院可能な精神障害者数」については、障害者が地域で安心して生活できる体制が整備されることにより、障害者の地域移行が可能となることから、指標の数値が減少するほど障害者の地域移行が進むことを意味している。つまり、年々数が減少しているということは、地域で精神障害者が生活できる地域社会に近づいたということになる。</li> <li>・施策23では、各種事業の参加者数が増加傾向にあるほか、多くの県民に身近に芸術文化に触れる機会を提供することができたなど、各事業の実績からいずれも一定の成果が得られ、3つの目標指標等では、目標を達成しているもの1つ、達成していないが目標値に近似しているもの2つとなっており、概ね順調と判断する。</li> <li>・以上のことから、事業の推進により、それぞれ一定の成果が認められるものの、県民の期待度は高いことから、実績と成果を総合的にみた場合、生涯現役で安心して暮らせる社会の構築はやや遅れていると考えられる。</li> </ul> |
|   | <p><b>政策評価(総括)</b></p>                   | <p>・政策19, 20, 21, 22の県民意識調査では、重視度が重要・やや重要が80%を超えており県民の重要度が高い事項となっている。しかし、各施策、事業を実施しているものの施策評価において「やや遅れている」が半数をしめ、さらなる政策の推進が求められている。</p> <p>・施策18の多様な就業機会や就業環境の創出について、県民意識調査の結果で「満足度」において「わからない」の割合が3分の1を超えていることから、事業内容の周知を図るほか、支援を必要としている方のニーズを的確に把握し、各関係機関との連携強化により、就職先や就業体験受入先企業の開拓に努める。また、雇用の安定化については、宮城労働局等関係機関と連携を密にしながら、これまでの取組の維持・拡大と緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を活用し雇用の創出を図る。</p> <p>・施策19の安心できる地域医療の充実については、地域医療計画の内容を踏まえ、関係機関・団体との協議や審議会などにおける検討を行いながら、地域医療再生計画の着実な推進を図り、施策のより一層効果的な実施方法を検討していく。特に、指標が悪化している救急については、より強力な取り組みが必要である。</p> <p>・施策20の生涯を豊かに暮らすための健康づくりについては、県民意識調査で満足度について「わからない」の割合が3割近くになっていることから、県民自らの健康意識の醸成、主体的な実践を促すため、平成22年度に実施する「県民健康・栄養調査」の結果を踏まえて、関係機関と連携しながら、啓発普及に関連する事業をより効果的に展開する。</p> <p>・施策21の高齢者が元気で安心して暮らせる環境づくりについては、県民意識調査の結果では重視度と満足度のかい離があるため、それを是正するために各取組の継続による成果の積み上げと県民ニーズに的確に対応しうる施策の検討が必要である。また、平成21年度に造成した基金も活用して、介護保険制度におけるサービス基盤の強化を図るため、特別養護老人ホームの新築・増築等を促進し、平成20年に7,061人の入所定員が平成25年までに9,272人となることを目標に整備を図っていく。また、介護サービスの質の充実については、関係者に対する研修などにより資質の向上に取り組んでいるところではあるが、今後も介護現場の実態把握に努めながら充実を図っていく。</p> <p>・施策22の障害があっても安心して生活できる地域社会の実現については、県民意識調査の「優先すべき項目」に関する結果等を踏まえて、それぞれの課題の解決のため関係機関との連携、制度の周知及び普及啓発に取り組む。</p> <p>・施策23の生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興については、県民意識調査の「優先すべき項目」に関する結果等を踏まえて、各分野において、各年代のニーズに対応できるサービスを提供するため、一層の事業推進及び周知に取り組む。</p>  |
|   | <p><b>政策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>         |   |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系  | 評価原案                                     |   |  |
|---|--|---|--|
| 政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築  |  |   |  |
| <p><b>施策番号18:多様な就業機会や就業環境の創出</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>働く意欲のある人が、いきいきと働くことができる就業の場の確保と就業しやすい環境整備に取り組むとともに、障害者等の就業に向けた相談・支援体制等の充実を目指す。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 70.9%</li> <li>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 31.7%</li> </ul> <p><b>□目標指標等及び達成度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規高卒者の就職内定率<br/>達成度C<br/>現況値 91.4%(平成21年度)<br/>目標値 98.0%(平成21年度)<br/>初期値 95.9%(平成17年度)</li> <li>・ジョブカフェ利用者の就職者数<br/>達成度A<br/>現況値 2,348人(平成21年度)<br/>目標値 2,000人(平成21年度)<br/>初期値 1,665人(平成17年度)</li> <li>・障害者雇用率<br/>達成度B<br/>現況値 1.57%(平成21年度)<br/>目標値 1.80%(平成21年度)<br/>初期値 1.51%(平成17年度)</li> </ul> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>やや遅れている</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等のうち、ジョブカフェ利用者の就職者数は2,348人で目標値を達成したが、新規高卒者の就職内定率(平成22年4月末現在)については、雇用情勢の悪化により、91.4%となり、目標値を6.6ポイント下回った。また、障害者雇用率についても、1.58%と前年度を0.01ポイント下回り、目標値を達成できなかった。</li> <li>・県民意識調査からは、「満足度」において、「不満」の割合が「満足」を上回っており、厳しい雇用情勢が影響したと思われる。</li> <li>・社会経済情勢からは、完全失業率が大幅に上昇、有効求人倍率が大幅に低下するなど、引き続き世界同時不況の影響が続いている。</li> <li>・事業の実績及び成果等からは、ほぼ目標とおりに実施し、その成果も着実に上げているが、若年者の就業支援に関する取組については、事業内容の見直しを含め再検討する必要がある。</li> <li>・以上のことから、施策目標である、「若年者の自己の進路や就職を主体的に選択し、自立した個人として社会に参加できる環境が整備され、ニート、フリーター率が全国平均を下回っている。」及び「企業等において、障害者の安定的な雇用が促進され、働く意欲と能力のある障害者の就業の場が増加している。」については、特に「目標とする宮城の姿」から離れており、施策全体としては、やや遅れていると判断する。</li> </ul> |  |
|   |  | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p>   | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な就業機会や就業環境の創出は、景気の変動に大きく影響されるが、厳しい雇用環境のもとにおいても、就業の場を確保するためには、個々のキャリア形成が必要不可欠である。</li> <li>・若年者を中心に、女性や障害のある方に対するキャリア形成支援を図る事業が設定されているため、現在のまま継続する。</li> </ul> |
|   | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>         | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民意識調査結果から見ると、「満足度」において、「わからない」の割合が1/3を超えていることから、事業内容のより一層の周知を図り、支援を必要としている方の掘り起こしが課題となっている。</li> <li>・就職面接会における企業と学生のミスマッチの解消、多様な職種や年齢層の社会人講師等の確保、障害者や若年無業者(ニート)等の一般就労に向けた就職先や就業体験受入先の開拓などが課題となっている。</li> <li>・世界同時不況による雇用情勢は引き続き大変厳しいことから、非自発的離職者の発生防止、離職者に対する再就職支援、新たな雇用・就業機会の創出など、雇用の安定化に向けた取組が必要である。</li> </ul>  |  |
|   |  | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県広報誌やホームページなど活用できるあらゆる媒体を通して、積極的に事業内容の周知を図る。</li> <li>・支援を必要としている方のニーズを的確に把握し、各種事業の開催時期や場所、就職面接会等における企業と学生のミスマッチの解消、社会人講師の確保など、必要な支援を必要な時期に提供する。</li> <li>・国や地方自治体、民間企業、NPOなど関係機関の連携強化により、就職先や就業体験受入先企業の開拓に努める。</li> <li>・雇用の安定化については、宮城労働局等関係機関と連携を密にしなが、これまでの取組の維持・拡大と緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を活用し雇用の創出を図る。</li> </ul>   |  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり, 施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

**【判定:概ね適切】**

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上で  
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・障害者雇用等については, 公的部門も含め, より具体的に課題等と対応方針に示すと  
ともに, その取組みの成果についても, 広く県民に周知していく必要があると考える。

政策番号 8

| 施策体系  | 評価原案                                     |  |  |
|---|--|--|--|
| 政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築  |  |  |  |
| <p><b>施策番号19:安心できる地域医療の充実</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>県内の各地域で生涯を通じて必要な医療を受けることができるよう、医療機能の集約化、拠点化、地域間の役割分担等を進め、医師確保や医師の地域的偏在の解消等を目指す。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 89.1%</li> <li>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 35.7%</li> </ul> <p><b>□目標指標等及び達成度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院(県立病院除く)の割合<br/>達成度B<br/>現況値 58.6%(平成20年度)<br/>目標値 74.0%(平成20年度)<br/>初期値 42.0%(平成17年度)</li> <li>・救急搬送時間<br/>達成度C<br/>現況値 37.0分(平成20年度)<br/>目標値 31.0分(平成20年度)<br/>初期値 34.3分(平成17年度)</li> <li>・がん患者の在宅看取り率<br/>達成度A<br/>現況値 10.83%(平成20年度)<br/>目標値 10.00%(平成20年度)<br/>初期値 7.87%(平成16年度)</li> <li>・病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の数<br/>達成度A<br/>現況値 1,208人(平成20年度)<br/>目標値 1,130人(平成20年度)<br/>初期値 854人(平成16年度)</li> <li>・認定看護師数(皮膚・排泄ケア認定看護師数)<br/>達成度B<br/>現況値 29人(平成21年度)<br/>目標値 37人(平成21年度)<br/>初期値 7人(平成18年度)</li> </ul> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>やや遅れている</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5つの目標値のうち、2つは目標値を達成しているが、残りの3つは未達成となっている。</li> <li>・県民意識調査からは、概ね9割が「重要」、「やや重要」と回答し、重視度が高いにも関わらず、満足度については、「満足」、「やや満足」をあわせて概ね3割台半ばに止まっている。</li> <li>・少子・高齢化、疾病構造の変化等の社会情勢や医師不足の深刻化等からみて、施策全体としては一定の成果を上げている。</li> <li>・救急医療等に従事する医師の勤務環境の改善に向けた動きや研修事業等の新しい取組もあり、施策は着実に推進されており、そうした取組の効果が期待されるもの、厳しい社会情勢や県民の高い期待の中、目標指標等や県民満足度の向上につなげていない状況にあるため、進捗状況はやや遅れていると判断した。</li> </ul> |  |
|   | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p>    | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療の充実については、診療報酬制度をはじめとして国の政策に大きく左右されるものであるが、本県の課題解決に向けて県として積極的に取り組んでいくことが求められており、県民の期待も高くなっている。こうした中、各事業は必要性、有効性が認められることから、基本的な構成は変更しないこととする。</li> </ul>  |  |
|   | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>         | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標を達成していない「医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院(県立病院を除く)の割合」、「救急搬送時間」、「認定看護師数」の3つの目標指標等の向上に向けて、関係医療機関・団体の理解・協力のもと、より一層効果的に事業を実施していく必要があり、特に指標が悪化している救急については、より強力な取組が必要である。また、救急搬送時間の短縮等には救急医療や救急車の適切な利用が重要であることから普及啓発に継続的に取組こと大切である。</li> </ul>   |  |
|   | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>         | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年4月に公示した地域医療計画の内容を踏まえ、医療従事者の確保や救急医療、小児救急、がん対策、リハビリテーション等の各分野において関係機関・団体との協議や審議会等における検討を行いながら、地域医療再生計画の着実な推進を図るとともに新規事業の実施や既存事業の統廃合・拡充を含めて施策の一層効果的な実施方法を検討していくとともに、昨年度に引き続き広報紙等により県民の普及啓発についても取り組んでいく。</li> </ul>  |  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:概ね適切】**

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・救急医療や医師確保、がん対策等について、その取組みや検討状況も記載するなど、より具体的に課題等と対応方針に示す必要があると考える。

| 施策体系  | 評価原案   |   |
|---|--|---|
| 政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築  |  |   |
| <p><b>施策番号20:生涯を豊かに暮らすための健康づくり</b></p> <p>(施策の概要)<br/>                 県民一人一人が生涯現役でいきいきと暮らしていけるよう、若い世代からの予防を重視した健康づくりを進めるとともに、新たな感染症などの流行に備えた感染症危機管理体制の構築を目指す。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 80.6%</li> <li>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 44.4%</li> </ul> <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肥満者の割合(30歳以上の男性)<br/>                     達成度N<br/>                     現況値 — (平成20年度)<br/>                     目標値 27.4%(平成20年度)<br/>                     初期値 31.0%(平成17年度)</li> <li>・肥満者の割合(40歳以上の女性)<br/>                     達成度N<br/>                     現況値 — (平成20年度)<br/>                     目標値 27.8%(平成20年度)<br/>                     初期値 32.2%(平成17年度)</li> <li>・がん検診受診率(胃がん)<br/>                     達成度N<br/>                     現況値 — (平成20年度)<br/>                     目標値 — (平成20年度)<br/>                     初期値 45.7%(平成17年度)</li> <li>・がん検診受診率(肺がん)<br/>                     達成度N<br/>                     現況値 — (平成20年度)<br/>                     目標値 — (平成20年度)<br/>                     初期値 61.6%(平成17年度)</li> <li>・がん検診受診率(大腸がん)<br/>                     達成度N<br/>                     現況値 — (平成20年度)<br/>                     目標値 — (平成20年度)<br/>                     初期値 43.0%(平成17年度)</li> <li>・がん検診受診率(子宮がん)<br/>                     達成度N<br/>                     現況値 — (平成20年度)<br/>                     目標値 — (平成20年度)<br/>                     初期値 38.2%(平成17年度)</li> <li>・がん検診受診率(乳がん)<br/>                     達成度N<br/>                     現況値 — (平成20年度)<br/>                     目標値 — (平成20年度)<br/>                     初期値 37.0%(平成17年度)</li> <li>・3歳児の一人平均むし歯本数<br/>                     達成度B<br/>                     現況値 1.52本(平成20年度)<br/>                     目標値 1.20本(平成20年度)<br/>                     初期値 1.93本(平成17年度)</li> </ul> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>やや遅れている</p>   | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本施策は「みやぎ21健康プラン」に示した目標を目標指標等に行っているが、調査頻度の都合上、3歳児の一人平均むし歯数以外は各年度の実績値を把握することができず、達成度から評価することが困難である。3歳児の一人平均むし歯数は減少しているものの目標値には達しておらず、市町村の老人保健事業における各がんの検診受診率はほぼ横ばい傾向にある。</li> <li>・県民意識調査の結果を見ると、「重視」の割合が、概ね8割程度で推移しており、県民のこの施策への期待感がうかがえるが、一方で、「満足」の割合は4割程度で推移している。全体的に、施策に対する重視度が高く、期待も大きいことから、県民の満足を得にくく、重視度と満足度との乖離が小さくならない状況にあるが、引き続き満足度の向上を図る必要がある。</li> <li>・本施策は10事業で構成され、事業ごとの活動指標や成果指標を見ると、「みやぎ21健康プラン推進事業」や「新型インフルエンザ対策事業」などの実績値はおおむね目標値前後の近い値であり、一定の成果があったと認められる。しかしながら、「感染症危機管理対策事業」や「歯科保健対策総合強化事業」などにおいて、実績値と目標値に大きな乖離が生じたものも見られた。</li> <li>・以上のことから、本施策は全体としてやや遅れていると判断される。</li> </ul> |
| <p><b>施策評価(総括)</b></p>  | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p>  | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業分析の結果を見ると、いずれの事業も、みやぎ21健康プランや宮城県がん対策推進計画などに基づく「生涯を豊かに暮らすための健康づくり」に向けた妥当な事業であり、効率的に実施して一定の成果を得ていることから、現在の方向性を継続する。</li> </ul>   |
| <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>  | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民意識調査では、満足度について「わからない」と回答している県民が3割近くとなっており、「みやぎ21健康プラン」の推進や新型インフルエンザ等の感染防止に対する意識啓発などについて、今後更なる周知を図り、県民一人ひとりが健康維持・増進について自覚を持ち、自ら健康管理を実践、実行させるような取組が必要である。</li> <li>・県における歯科保健推進のための計画である「改訂宮城県歯科保健構想」が平成22年度で終期を迎えるため、「みやぎ21健康プラン」の目標達成のためにも、後継計画の策定が必要である。</li> <li>・がん医療の均てん化(=全国各地でもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術等の格差の是正を図ること)を促進するには、がん診療連携拠点病院の機能強化と併せ、空白地域のがん診療機能充実促進や拠点病院との診療体制の構築が必要である。</li> <li>・県民の食に対する理解や関心が高まりつつあることから、「みやぎ食育コーディネーター」の活動を支援する環境づくりや、地産地消の普及については高校生や大学生などの比較的関心が薄いと思われる層への働きかけが必要である。</li> <li>・感染症対策や自殺対策、児童生徒の健康問題への対応等に関しては、専門家からの指導助言や連携、関係機関との調整など体制整備を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民自らの健康意識の醸成、主体的な実践を促すために、平成22年度に実施する「県民健康・栄養調査」の結果を踏まえて、関係機関と連携しながら、啓発普及に関連する事業をより効果的に展開する。</li> <li>・歯科保健推進については、22年度に「改訂宮城県歯科保健構想」を見直すこととしており、新たな構想に基づく効果的な事業を展開していく。</li> <li>・がん医療の均てん化に向けて、がん診療連携拠点病院を中心としたがん診療ネットワークの構築を進めていく。また、講演会や相談活動の支援、相談員等の研修を行い質の向上を図り、がん患者等の支援を充実していく。</li> <li>・食育活動報告会等を開催し、「みやぎ食育コーディネーター」の地域での活動促進を支援する。また、地産地消・食育を普及するため、22年度に高校生を対象とした新規事業を実施することから、その成果を検証しながら引き続き取り組んでいく。</li> <li>・感染症等の危機管理のための機器整備や薬品の備蓄等を行うとともに専門家や大学など関係機関との連携体制を整える。</li> <li>・地域における自殺対策や児童生徒への健康教育を推進するため、実務担当者への研修会等を開催し、資質向上を図る。</li> </ul> |   |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり, 施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が十分であり, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系  | 評価原案                                  |   |  |
|---|---------------------------------------|---|--|
| 政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築  |                                       |   |  |
| <p><b>施策番号21:高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>高齢者がその能力や経験を生かしながら、社会の一員として積極的に社会活動に参加できるような地域社会づくりや、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を送るための仕組みづくりを推進して、「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」の実現を目指す。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 83.1%<br/>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 38.6%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>・認知症サポーター数<br/>達成度A<br/>現況値 24,561人(平成21年度)<br/>目標値 20,000人(平成21年度)<br/>初期値 1,712人(平成17年度)<br/>・主任介護支援専門員数<br/>達成度A<br/>現況値 394人(平成21年度)<br/>目標値 300人(平成21年度)<br/>初期値 141人(平成18年度)<br/>・介護予防支援指導者数<br/>達成度A<br/>現況値 24人(平成21年度)<br/>目標値 24人(平成21年度)<br/>初期値 6人(平成18年度)</p> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等について、すべての項目で目標を達成することができた。特に、認知症サポーター数及び主任介護支援専門員数については順調に伸び、目標を上回る成果となった。</li> <li>・県民意識調査の結果からは、施策に対する重視度が高い一方で、施策の「満足」の割合が「不満」「やや不満」の合計割合よりやや高い程度であることから、施策の推進が必要である。</li> <li>・社会経済情勢からは、急速な高齢化の進展、認知症高齢者数の増加などが予測されており、引き続き「明るく活力ある長寿社会」の構築が求められている。</li> <li>・事業の実績及び成果等からは、認知症サポーターの多数養成など施策を構成する多くの事業で目標を達成しており、期待される一定の成果を上げることができた。一方、特別養護老人ホームの入所待機者解消に向けた施策については、さらに拡充していく必要がある。</li> <li>・施策の目的である、高齢者の「地域参画や元気な活動の推進」、「介護が必要になっても安心して生活できる環境づくり」、「権利擁護の体制整備」について、本施策の進捗状況は概ね順調と判断する。</li> </ul>                                |  |
|   |                                       | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p>   | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の進捗状況は順調であり、事業構成は維持したい。</li> <li>・県民意識調査結果では「認知症高齢者やその介護家族を支える総合的な支援」について優先すべきとの回答が比較的高いことから、認知症高齢者の早期発見や支援体制の整備を一層推進していきたい。</li> <li>・特別養護老人ホーム入所待機者の解消は喫緊の課題であることから、施設整備を一層促進していきたい。</li> </ul> |
|   | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の進捗状況は順調であるが、県民意識調査結果では、「重視」の割合(83.1%)に比較して「満足」の割合(38.6%)が低い結果となっている。このかい離を是正するためには、各取組の継続による成果の積み上げと県民のニーズに的確に対応しうる施策の検討が必要である。</li> <li>・事業によっては各市町村間で認知度や必要性等の認識に格差がみられ、県内全域での円滑な事業展開に向けた積極的な情報発信、啓発が必要である。</li> </ul>   |  |
|   |                                       | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年3月に策定された「第4期みやぎ高齢者元気プラン」に基づき、「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」の実現に向けて、市町村との連携を密にし、高齢者の生きがいがいづくりや地域活動参画の支援、あるいは、介護予防や権利擁護の推進をはじめ、認知症高齢者やその家族等を支えるための地域づくりを進めるほか、介護支援専門員の資質向上についても重点的に取り組んでいく。</li> <li>・特に特別養護老人ホームの入所待機者解消については、各市町村とも連携しながら、平成21年度に造成した基金も活用して効率的な整備促進を図るなど、重点的に取り組んでいく。</li> <li>・介護サービスの質の充実は従前からの基本課題であり、特別養護老人ホームのユニットケア研修や、介護職員を対象とした介護研修センターでの介護技術向上のための研修をはじめ、介護支援専門員や地域包括支援センター職員に対する研修等により資質向上に取り組んできたところである。今後も介護現場の実態把握に努めながら充実を図っていく。</li> <li>・平成24年度開催予定のねんりんピック宮城・仙台2012に向けて、円滑な大会運営を図るための準備を進めていく。</li> </ul> |  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

**【判定:概ね適切】**

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上で  
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくりのためには, 地域包括ケア推進の視点が重要なことから, その具体的な方針についても, 課題等と対応方針に示す必要があると考える。

| 施策体系   | 評価原案   |  |
|--|--|--|
| 政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築   |  |  |
| <p><b>施策番号22:障害があっても安心して生活できる地域社会の実現</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>障害のある人が地域で生活するために、障害のある本人、その家族、そしてこうした方々を取り巻く人々すべてが、いつでも安心して暮らせる社会を目指す。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 79.3%</li> <li>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 35.2%</li> </ul> <p><b>□目標指標等及び達成度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合<br/>達成度C<br/>現況値 7.2%(平成19~21年度)<br/>目標値 16.7%(平成19~21年度)<br/>初期値 11.6%(平成15~17年度)</li> <li>・グループホーム利用者数<br/>達成度A<br/>現況値 1,529人(平成21年度)<br/>目標値 1,480人(平成21年度)<br/>初期値 985人(平成17年度)</li> <li>・受入条件が整えば退院可能な精神障害者数<br/>達成度A<br/>現況値 1,163人(平成20年度)<br/>目標値 1,468人(平成20年度)<br/>初期値 1,662人(平成17年度)</li> <li>・重症神経難病患者のうち、訪問看護サービスを利用している患者の割合<br/>達成度A<br/>現況値 27.7%(平成20年度)<br/>目標値 24.3%(平成20年度)<br/>初期値 21.9%(平成17年度)</li> </ul> | <p><b>施策評価(総括)</b></p> <p>概ね順調</p>   | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等については、4つの指標のうち3つの指標が達成度Aとなっており、施策全体の目標指標等の達成度は概ね目標値を達成していると評価できる。目標指標等「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合については、目標を下回っているものの、適合証の交付件数は増加しており、バリアフリー社会の実現に向けた公益的施設の整備は一定程度進んでいると評価できる。目標指標等「受入条件が整えば退院可能な精神障害者数」については、障害者が地域で安心して生活できる体制が整備されることにより、障害者の地域移行が可能となることから、指標の数値が減少するほど障害者の地域移行が進むことを意味している。指標の数値をみると前年度から減少しており、また目標も達成している。したがって、障害者の地域移行が順調に進み、障害があっても安心して生活できる地域社会の実現に近づいていると評価できる。</li> <li>・県民意識調査結果からは、重視度が概ね8割で推移しており、この施策に対する県民の期待が高いことがわかる。また、満足度について、「満足」の割合が「やや不満・不満」の割合を上回っているものの、「わからない」の割合も大きい。引き続き、施策の推進により満足度を向上させ、県民の高い期待に応えていく必要がある。</li> <li>・社会経済情勢をみると、いわゆるバリアフリー新法や障害者自立支援法等が施行され、国の障害者基本法に係る重点施策5か年計画や宮城県障害福祉計画及び第2期宮城県障害福祉計画等が策定された。これらの法律、計画等に基づき、様々な事業を実施し施策の推進を図ってきた。</li> <li>・事業の実績及び成果等をみると、障害者就業・生活支援センター事業など、ほぼ全ての事業で成果を上げ、又はある程度の成果を上げており、施策の推進に寄与していると評価できる。</li> <li>・以上のことから、本施策の進捗状況については、概ね順調であると判断している。</li> </ul> |
|  |  | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>   |
|  | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益的施設への条例整備基準による「適合証」交付を推進するため、「適合証」について広く県民に周知する必要がある。</li> <li>・障害者の一般就労に向け選択肢を広げるため、就職先の開拓が必要である。</li> <li>・事業を効率的に推進するため、精神障害者自立生活支援事業の実施方法の改善が必要である。</li> <li>・難病相談・支援センター事業等については、事業や制度の周知により事業効果の向上が期待できることから、県事業の普及啓発をさらに行う必要がある。</li> </ul> <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発パンフレットの配布等により「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の趣旨や「適合証」について周知を図る。</li> <li>・障害者の就労支援のため、関係機関との連携を強化する。</li> <li>・精神障害者自立生活支援事業を効率的に進めるため、対象者の訓練などの個別支援に加えて、病院内での社会的入院者に対する退院意欲向上のための支援を実施する。</li> <li>・難病相談・支援等については、各種媒体を効果的に使用し普及啓発に努める。</li> </ul> |  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が充分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が充分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系   | 評価原案                                  |  |  |
|--|---------------------------------------|--|--|
| 政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築   |                                       |  |  |
| <p><b>施策番号23:生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>                     県民の学習活動への支援など、生涯学習社会の確立に向けて取り組むほか、生涯スポーツ社会の実現や競技スポーツの競技力向上に向けた環境の充実を目指す。また、文化芸術活動の振興のため、文化財の保存・活用、文化芸術活動を生かした地域づくりや交流の活性化を目指す。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 52.5%</li> <li>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 32.0%</li> </ul> <p><b>□目標指標等及び達成度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立図書館における県民1人当たりの図書資料貸出数<br/>                         達成度B<br/>                         現況値 3.7冊(平成20年度)<br/>                         目標値 4.0冊(平成20年度)<br/>                         初期値 3.6冊(平成17年度)</li> <li>・総合型地域スポーツクラブの創設数<br/>                         達成度B<br/>                         現況値 28クラブ(平成21年度)<br/>                         目標値 36クラブ(平成21年度)<br/>                         初期値 17クラブ(平成17年度)</li> <li>・みやぎ県民文化創造の祭典参加者数(うち出品者・出演者等の数)<br/>                         達成度A<br/>                         現況値 1,025(23)千人(平成21年度)<br/>                         目標値 969(39)千人(平成21年度)<br/>                         初期値 941(38)千人(平成17年度)</li> </ul> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3つの目標指標等の現状は、目標を達成しているもの1つ、達成していないが目指すべき方向に推移しているもの2つとなっている。</li> <li>・県民意識調査からは、施策に対する満足度や事業の周知度が低いことがうかがわれ、これまで以上の事業の推進と周知が必要と考える。</li> <li>・情報化、少子高齢化の進展などによる社会経済情勢からは、多様なニーズに対応した学習機会の提供、スポーツに親しめる環境づくり、文化芸術活動に対するニーズは高まっていくと考える。</li> <li>・生涯学習の推進の面では、みやぎ県民大学推進事業において、大学・高等学校・社会教育施設の開放講座及び市町村やNPO等との連携協力による各種講座の実施を通じて、学習機会の確保と提供をすることができた。</li> <li>・また、スポーツの振興の面では、スポーツ選手強化対策事業の実施等を通じて、国民体育大会の総合成績で過去3年間ともに10位台を維持することができた。</li> <li>・さらに、文化芸術の振興の面では、みやぎ県民文化創造の祭典(芸術銀河)事業において、少人数体験型事業(ワークショップ等)の参加者数が増加傾向にあるほか、多くの県民に身近に芸術文化に触れる機会としてイベント集客型の事業も導入し、いずれも一定の成果が得られている。</li> <li>・以上のことから、本施策の進捗状況は概ね順調に進んでいると判断する。</li> </ul>     |  |
|  | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p> | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の進捗状況は概ね順調で、今後も高齢社会の進展など取り巻く社会情勢を踏まえれば、生涯学習活動やスポーツ、文化芸術活動などへの住民の多様なニーズに応えることのできる環境整備により努めていく必要があることから、施策目的達成のために現在の事業構成を継続して展開していく。</li> <li>・また、県民意識調査結果からは、「スポーツに親しめる環境づくり」の分野において優先すべきとする割合が高いので、今後も引き続き対応する事業に取り組んでいく必要がある。</li> </ul>  |  |
|  | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた予算でいかに効果的に県民のニーズに対応し、サービス向上を図るか、また、各分野において、いかに各年代のニーズに対応できるようなサービスを提供するかが課題と考える。</li> <li>・県民意識調査結果からは、この施策に対する重視度においては、「重視」の割合が概ね5割で推移しており、他の施策と比較すると総じて低く、また、満足度においては、「満足」の割合が概ね3割と低く、「わからない」と回答した割合が4割以上もあることから、今後、より一層の事業の推進と周知に努める必要があると考える。</li> </ul>   |  |
|  | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民意識調査結果からは、本施策に対する「重視度」及び「満足度」とも総じて低いことが伺えるが、生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進を図るため、関連事業の質的な向上に努めていくとともに、県民の関心を高めるため、これまで以上に、県の広報媒体等を活用し、積極的にPRしていく。</li> <li>・生涯学習の振興の面では、生涯学習関連講座については、ニーズに対応した講座を開設するため、講座内容の見直しなどを行い、より良い学習機会の提供に努める。また、講座開催の周知についても工夫しながら、より一層の受講機会の拡大に努める。</li> <li>・スポーツの振興の面では、総合型地域スポーツクラブの育成・支援については、県及び広域スポーツセンターによる巡回訪問を実施し、事業の啓発と取組への指導に努める。また、スポーツ選手強化対策事業においては、成績が下降傾向にある競技団体等に対して、団体ごとの強化計画等の見直しを行い、巡回督励を実施するなど、引き続き競技力の維持・向上に努める。</li> <li>・文化芸術の振興の面では、「みやぎ県民文化創造の祭典」については、市町村・関係団体との連携を更に強化し、体験型事業中心の取組に加えてイベント型事業等により実施成果のPRなども積極的にいながら、文化芸術振興の取組への参加を拡大していく。また、地域文化の継承においては、貴重な文化遺産の保存管理を図りつつ、各地域の特徴を活かした地域の文化資源としての活用を努める。</li> </ul> |  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:概ね適切】**

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で  
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・スポーツ振興については、その裾野を広げ、より一層の振興を図る観点から、本県における競技スポーツの魅力についても、効果的に県民に情報発信していく必要があると考える。
- ・文化芸術の振興については、好立地にある宮城県民会館を核とした文化振興のあり方を検討するなど、本県独自の取組みが必要であると考ええる。

| 施策体系   | 評価原案                                  |   |
|--|---------------------------------------|---|
| <p><b>政策番号9:コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実</b></p> <p><b>(政策の概要)</b><br/>                     人口が減少し少子高齢化が進む中で、既存の社会資本を有効活用するほか、公共交通機関と合わせて公共施設を再編・配置するなど、従来の拡大基調からの転換を図り、高齢者をはじめだれもが暮らしやすいコンパクトで機能的なまちづくりを促進する。<br/>                     さらに、公共的施設や集客施設をはじめ、まちづくり・施設整備にあたっては、民間とも連携し、一層のバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインの普及に力を入れる。<br/>                     一方、就業の機会や所得水準をはじめ多くの点で、仙台都市圏と他の地域の格差がみられる。しかし、各地域には、豊かな自然環境や独自の伝統文化など、誇りうる多くの地域資源が存在していることから、グローバル化や情報化が進む中、そうした様々な資源を発掘し、国内外に通用するものとして質的向上を図り、地域を均一化させることなく、その特性を生かした集客交流や産業振興を行うことなどにより地域間格差の是正を図り、活力に満ちた地域社会を実現していく。<br/>                     また、県内すべての地域で、医療、教育、交通、情報通信基盤など、県民生活に欠かせない基礎的な機能を維持確保していく必要があることから、市町村や企業等とも連携し、地域内での拠点化、集約化、機能分担や連携等を行うことにより、必要なサービスが提供できる体制整備を図る。</p> | <p><b>政策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実に向けて、1つの施策で取り組んだ。</li> <li>・良好な市街地の形成に向け、関係市町村と連携しながら、都市計画区域変更素案等の作成、高架化工事、市街地再開発事業への支援などを行い、順調に進捗している。</li> <li>・バリアフリー・ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、バリアフリー新法に基づく鉄道駅舎の改修が、市町村・鉄道会社と協力して整備が図られている。</li> <li>・中心市街地や商店街の活性化に向けて、中心市街地活性化基本計画の策定予定の市町村等に支援を行い、平成22年3月に石巻市が県内では初めて計画が認定された。</li> <li>・地域生活交通の維持確保に向けて、市町村や事業者への支援を行い、地域住民の移動手段(バス、鉄道、船)の確保は確実に実施されている。</li> <li>・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。</li> </ul>           |
|  | <p><b>政策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画の決定・変更手続きを進めるには、まちづくりの主体である市町村との相互協力関係の構築が不可欠であり、円滑な手続きが進むよう、県の工程を示して市町村の理解と協力を得ていく。</li> <li>・中心市街地活性化基本計画の策定に当たって、市町村は地元事業者、住民等との間で具体的な事業計画策定に係る合意形成に多くの時間を要することから、様々な機会を捉えて情報提供や必要な助言を積極的に行う。</li> <li>・地域生活交通の維持には、地域住民を含めた多様な主体が関わる必要があり、市町村主催の地域交通に関する検討会等に地域住民が主体的に参画する体制づくりを促進する。</li> <li>・県内には、公共交通機関や公共等施設、商店街等が整備され、ある程度の人口規模を持った都市部と、都市周辺地域や過疎化により公共交通機関や商店街等の維持などが困難な地域があることから、それぞれの地域の実情に応じて、まちづくりの主体である市町村と協力・協調しながら、適切な事業の実施に努めていく。</li> </ul> |

## 評価原案に係る行政評価委員会の意見

### 【判定:要検討】

評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

・目標指標等が施策目的を必ずしも反映するものとは言えぬことに加え、施策目的と構成事業の整合性に問題があるとともに、施策の方向性に一貫性が見受けられない。政策の成果においては、各取組みの状況をできるだけ具体的に記載するなどし、政策の目的や方向性、成果を分かりやすく示す必要があると考える。

### 【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・本政策を推進するためには、各取組みの不断の見直しが必要である。まず人口減少や財政事情等の現実を直視した上で、県としてのコンパクトシティに対するビジョンを明確にする必要がある。また、将来的なマスタープランを作成した上で、具体的な施策に反映させることが重要であると考える。

| 施策体系   | 評価原案                                  |  |
|--|---------------------------------------|--|
| 政策番号9:コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実  |                                       |  |
| <p><b>施策番号24:コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>都市計画により、市街地における適切な土地利用の誘導、公共公益施設の配置、バリアフリーなどに配慮した施設整備を目指す。また、医療・教育・交通・情報通信基盤など、生活に必要なサービスの確保に取り組むとともに、各地域の特性を生かした産業振興を行うなど、活力に満ちた地域社会の実現を目指す。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 65.4%</li> <li>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 30.4%</li> </ul> <p><b>□目標指標等及び達成度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街の空き店舗率<br/>達成度C<br/>現況値 14.6%(平成21年度)<br/>目標値 10.7%(平成21年度)<br/>初期値 12.7%(平成18年度)</li> <li>・「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合<br/>達成度C<br/>現況値 7.2%(平成19～21年度)<br/>目標値 16.7%(平成19～21年度)<br/>初期値 11.6%(平成15～17年度)</li> <li>・医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院(県立病院除く)の割合<br/>達成度B<br/>現況値 58.6%(平成20年度)<br/>目標値 74.0%(平成20年度)<br/>初期値 42.0%(平成17年度)</li> <li>・公立図書館における県民1人当たりの図書資料貸出数<br/>達成度B<br/>現況値 3.7冊(平成20年度)<br/>目標値 4.0冊(平成20年度)<br/>初期値 3.6冊(平成17年度)</li> <li>・県内移動における公共交通の利用率<br/>達成度A<br/>現況値 19.1%(平成19年度)<br/>目標値 19.0%(平成19年度)<br/>初期値 17.5%(平成16年度)</li> </ul> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等について、県内移動における公共交通の利用率は、公共交通機関利用者の増加や自家用車利用の減少により、目標値を上回った。他の目標指標等は、長引く経済不況の影響等による商店の廃業や施設改修の抑制などにより、目標値を下回った。</li> <li>・県民意識調査結果からは、「重視」の割合が概ね6割で推移しており、県民の関心が高いことがうかがえる。また、「満足」の割合が3割程度で推移していることから、引き続き満足度の向上を図る必要がある。</li> <li>・社会経済情勢等からは、郊外型大型店の進出による中心市街地の衰退や空き店舗等による空洞化という問題が深刻化している。また、高齢者や障害者など、だれもが円滑に移動できる環境整備が求められている。さらに、路線バスの廃止・縮小、地域鉄道や離島航路事業の経営悪化が進行しており、地域生活交通の確保が求められている。</li> <li>・事業の実績及び成果等からは、まちづくりの主体である市町村と連携・協力しながら、市街地の再開発事業や商店街振興策への支援、地域生活交通の確保のための助成、高齢者や障害者等に配慮した駅舎改修への補助などを行い、一定の成果があったものと判断できる。</li> <li>・以上のことから、施策の目的である機能的なまちづくりと地域生活の充実に向けて進んでいるものと考えられるので、本施策の進捗状況は概ね順調であると判断する。</li> </ul>   |
|  | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>見直しが必要</p>  | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの主体である市町村と連携・協力して各種事業に取り組んでいるところであるが、施策の目的である機能的なまちづくりと地域生活の充実を図るため、部分的に事業構成を見直したい。</li> </ul>   |
|  | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画の決定・変更手続きを進めるには、まちづくりの主体である市町村との相互協力関係の構築が不可欠である。</li> <li>・駅舎のバリアフリー化は、市町村負担が大きく、整備に積極的な市町村が少ない。また、設置駅の選定や施行は、駅の管理者、所有者である鉄道会社の整備計画に左右される。</li> <li>・中心市街地活性化基本計画の策定に当たって、市町村や地元事業者、住民等との間で具体的な事業計画策定に係る合意形成に多くの時間を要している。</li> <li>・独自の交通手段を持たない地域住民にとって、地域生活交通の維持は欠かせないものであり、地域住民も含めた多様な主体が地域交通の維持に関わることが求められている。</li> </ul> <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な都市計画決定・変更手続きが進むよう、県の工程を示して市町村の理解を求め、協力を得ていく。</li> <li>・市町村及び鉄道会社に対してバリアフリー化促進の重要性を周知し、整備促進を図る。</li> <li>・中心市街地や商店街の活性化に向けて、具体的な事業計画策定のための合意形成に対して支援を行うとともに、様々な機会を捉え、関係市町村等に情報提供や必要な助言を積極的に行う。</li> <li>・地域生活交通の維持確保に向けて、市町村主催の地域交通に関する検討会等に地域住民が主体的に参画する体制づくりを促進する。</li> <li>・県内には都市部、都市周辺部、過疎化が進んでいる地域などがあり、それぞれの地域の実情に応じて、まちづくりの主体である市町村と協力・協調しながら、事業を実施していくこととし、本施策を構成する事業を第2期行動計画(平成22年度～平成25年度)では見直しを図った。</li> </ul> |

## 評価原案に係る行政評価委員会の意見

### 【判定:要検討】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

・目標指標等が施策目的を必ずしも反映するものとは言えぬことに加え、施策目的と構成事業の整合性に問題があることから、施策の成果が見えてこない。各取組みの状況をできるだけ具体的に記載するなどし、施策の目的や方向性、成果を分かりやすく示す必要があると考える。

### 【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・本施策を推進するためには、各取組みの不断の見直しが必要である。まず人口減少や財政事情等の現実を直視した上で、県としてのコンパクトシティに対するビジョンを明確にする必要がある。

・行政コストの面からも、ある程度の選択と集中が必要になることから、将来的なマスタープランを作成した上で、それと整合的な構成事業を組み立てることが重要であると考えらる。

| 施策体系   | 評価原案                               |   |
|--|------------------------------------|---|
| <p><b>政策番号10:だれもが安全に, 尊重し合いながら暮らせる環境づくり</b></p> <p><b>(政策の概要)</b><br/>                     様々な凶悪犯罪の発生などにより, 県民は治安に対し不安感を持っている。警察や関係行政機関と地域社会の連携, さらに住民による自主防犯組織との連携により, 治安日本一を目指す。<br/>                     また, 日本人と外国人が互いの文化や習慣の違いを認め合いながら, 地域社会の一員として共に安心して生活していけるよう, 市町村, 関係機関とも連携し, 外国人に対する相談体制や情報提供体制等の充実を図る。加えて, 留学等で県内に居住する外国人が, 卒業後も県内を舞台として活躍できる環境の整備を図る。</p> | <p><b>政策の成果(進捗状況)</b></p>          | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・だれもが安全に, 尊重し合いながら暮らせる環境づくりに向けて, 2つの施策で取り組んだ。</li> <li>・施策25では, 目標指標等の一つである「安全・安心まちづくり地域ネットワーク数」が目標としたモデル地域の指定数に達しなかったが, 県民大会, フォーラム及びリーダー養成講座の開催など県民運動の気運醸成に向けた事業を着実に実施し, また, 子どもの見守り活動, 女性の安全対策, その他一般県民を対象とした相談対応の事業などもそれぞれ概ね順調に進捗している。</li> <li>・施策26では, 目標指標等の柱である「多文化共生推進施策を実施している県内市町村の割合」が県内全市町村での実施という目標に僅かに達しなかったが, 未実施は1町のみであり順調に推移している。地方自治体の財政難や新型インフルエンザの世界的流行の影響等によって, 目標指標等の一つである「国際交流事業で海外と往来した延べ人数」が低下したことなどはあるが, 施策全体としては着実な進展が見られた。</li> <li>・以上のことから, 本政策の進捗状況は概ね順調であると判断した。</li> </ul> |
|  | <p><b>政策評価(総括)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>政策を推進する上での課題等と対応方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策25では, 県民運動としての安全・安心まちづくりを展開していくための県民への啓発・周知及び市町村や活動団体の活動支援の充実を図るとともに, 引き続き子どもの見守り活動や幅広い県民を対象とした各種相談体制の整備等を推進する。さらに, 平成22年度から開始される「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」の見直し審議を踏まえ, 事業内容の一層の充実を図る。</li> <li>・施策26では, 多文化共生の地域づくりに関し, より多くの団体や県民が参加できる工夫・仕掛けや関係機関による連携と協働のネットワーク整備が必要なことから, 関係機関や地域と連携して地域課題に則したテーマでシンポジウムを開催するとともに, 教育や防災など特定分野で抱える課題解決に向けて「宮城県多文化共生社会推進連絡会議(仮称)」を設置する。</li> </ul>  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系  | 評価原案  |   |  |        |        |  |
|---|---|---|--|--------|--------|--|
| 政策番号10:だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり  |   |   |  |        |        |  |
| <p><b>施策番号25:安全で安心なまちづくり</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>豊かで潤いのある生活を営むことができる社会の実現は県民共通の願いであることから、だれもが安心して安全に暮らせる社会の実現を目指す。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合)<br/>75.6%<br/>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合)<br/>41.1%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>・県民の体感治安(治安が良いと感じる県民の割合)<br/>達成度N<br/>現況値 - (平成21年度)<br/>目標値 83.9%(平成21年度)<br/>初期値 83.5%(平成18年度)<br/>・安全・安心まちづくり地域ネットワーク数<br/>達成度B<br/>現況値 10(平成21年度)<br/>目標値 13(平成21年度)<br/>初期値 0(平成18年度)</p> | <p>施策評価(総括)</p> <p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>   | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="654 259 794 320">施策の成果(進捗状況)</th> <th data-bbox="794 259 1468 320">評価の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="654 320 794 828">概ね順調</td> <td data-bbox="794 320 1468 828"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等のうち「県民の体感治安」については、平成21年度の実績値を把握できないが、本県の刑法犯認知数が減少するなど治安は回復基調と考えられる。また、「安全・安心地域ネットワーク数」については、平成21年度末での指定数が10地域となり、目標値の13地域に達しなかったが、モデル地域では、各活動団体の連携による防犯パトロールが開始されるなど、安全・安心なまちづくり活動を普及する上で模範となる活動の展開もみられる。</li> <li>・県民意識調査結果からは、施策満足度の質問に対して「わからない」との回答3割以上を占めていることから、安全・安心まちづくりに関する県民大会やフォーラムを開催するなど、県民への施策周知を図っている。</li> <li>・社会経済情勢からは、県内でDV事案に起因した殺人等事件が発生したことから、治安に対する県民の不安を取り除くため、ストーカー・DV被害防止対策の強化が求められている。</li> <li>・以上のとおり、喫緊に対応すべき課題等も生じているが、安全・安心まちづくりに関する県民運動の気運醸成、子どもの見守り活動、女性の安全対策、その他一般県民を対象とした相談対応の事業などを目的とした各事業について、いずれも着実に進行していることから、施策の目的である「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守る」という防犯意識の向上、犯罪の起きにくい安全・安心な地域社会の形成に向けて、着実に前進していると判断した。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> | 施策の成果(進捗状況)  | 評価の理由  | 概ね順調   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等のうち「県民の体感治安」については、平成21年度の実績値を把握できないが、本県の刑法犯認知数が減少するなど治安は回復基調と考えられる。また、「安全・安心地域ネットワーク数」については、平成21年度末での指定数が10地域となり、目標値の13地域に達しなかったが、モデル地域では、各活動団体の連携による防犯パトロールが開始されるなど、安全・安心なまちづくり活動を普及する上で模範となる活動の展開もみられる。</li> <li>・県民意識調査結果からは、施策満足度の質問に対して「わからない」との回答3割以上を占めていることから、安全・安心まちづくりに関する県民大会やフォーラムを開催するなど、県民への施策周知を図っている。</li> <li>・社会経済情勢からは、県内でDV事案に起因した殺人等事件が発生したことから、治安に対する県民の不安を取り除くため、ストーカー・DV被害防止対策の強化が求められている。</li> <li>・以上のとおり、喫緊に対応すべき課題等も生じているが、安全・安心まちづくりに関する県民運動の気運醸成、子どもの見守り活動、女性の安全対策、その他一般県民を対象とした相談対応の事業などを目的とした各事業について、いずれも着実に進行していることから、施策の目的である「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守る」という防犯意識の向上、犯罪の起きにくい安全・安心な地域社会の形成に向けて、着実に前進していると判断した。</li> </ul> |
|   |   | 施策の成果(進捗状況)   | 評価の理由  |        |        |  |
|   |   | 概ね順調  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等のうち「県民の体感治安」については、平成21年度の実績値を把握できないが、本県の刑法犯認知数が減少するなど治安は回復基調と考えられる。また、「安全・安心地域ネットワーク数」については、平成21年度末での指定数が10地域となり、目標値の13地域に達しなかったが、モデル地域では、各活動団体の連携による防犯パトロールが開始されるなど、安全・安心なまちづくり活動を普及する上で模範となる活動の展開もみられる。</li> <li>・県民意識調査結果からは、施策満足度の質問に対して「わからない」との回答3割以上を占めていることから、安全・安心まちづくりに関する県民大会やフォーラムを開催するなど、県民への施策周知を図っている。</li> <li>・社会経済情勢からは、県内でDV事案に起因した殺人等事件が発生したことから、治安に対する県民の不安を取り除くため、ストーカー・DV被害防止対策の強化が求められている。</li> <li>・以上のとおり、喫緊に対応すべき課題等も生じているが、安全・安心まちづくりに関する県民運動の気運醸成、子どもの見守り活動、女性の安全対策、その他一般県民を対象とした相談対応の事業などを目的とした各事業について、いずれも着実に進行していることから、施策の目的である「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守る」という防犯意識の向上、犯罪の起きにくい安全・安心な地域社会の形成に向けて、着実に前進していると判断した。</li> </ul> |        |        |  |
|   |   | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="654 828 794 889">事業構成の方向性</th> <th data-bbox="794 828 1468 889">方向性の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="654 889 794 1198">見直しが必要</td> <td data-bbox="794 889 1468 1198"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の事業構成については、平成20年度の県民意識調査で優先すべき項目として回答が多かった安全・安心まちづくりの県民運動、子どもの見守り活動、女性や高齢者の安全対策に資する各種相談事業などが網羅されていることから、現行事業の継続・拡充を基本的な方向とし、実施方法の改善等で施策効果を一層高めることが適当である。また、ストーカー・DV事案の相談件数の増加や同事案に起因する事件の発生によって、防犯対策の強化など被害者支援等と連動した対策が必要である。</li> <li>・平成23年度中に次期「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」の策定が予定されており、平成22年度から現行計画の見直しを開始されることから、この任に当たる「安全・安心まちづくり委員会」の審議を踏まえ、平成23年度の事業構成を見直す場合がある。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>  | 事業構成の方向性   | 方向性の理由 | 見直しが必要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の事業構成については、平成20年度の県民意識調査で優先すべき項目として回答が多かった安全・安心まちづくりの県民運動、子どもの見守り活動、女性や高齢者の安全対策に資する各種相談事業などが網羅されていることから、現行事業の継続・拡充を基本的な方向とし、実施方法の改善等で施策効果を一層高めることが適当である。また、ストーカー・DV事案の相談件数の増加や同事案に起因する事件の発生によって、防犯対策の強化など被害者支援等と連動した対策が必要である。</li> <li>・平成23年度中に次期「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」の策定が予定されており、平成22年度から現行計画の見直しを開始されることから、この任に当たる「安全・安心まちづくり委員会」の審議を踏まえ、平成23年度の事業構成を見直す場合がある。</li> </ul>  |
| 事業構成の方向性  | 方向性の理由  |   |  |        |        |  |
| 見直しが必要  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の事業構成については、平成20年度の県民意識調査で優先すべき項目として回答が多かった安全・安心まちづくりの県民運動、子どもの見守り活動、女性や高齢者の安全対策に資する各種相談事業などが網羅されていることから、現行事業の継続・拡充を基本的な方向とし、実施方法の改善等で施策効果を一層高めることが適当である。また、ストーカー・DV事案の相談件数の増加や同事案に起因する事件の発生によって、防犯対策の強化など被害者支援等と連動した対策が必要である。</li> <li>・平成23年度中に次期「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」の策定が予定されており、平成22年度から現行計画の見直しを開始されることから、この任に当たる「安全・安心まちづくり委員会」の審議を踏まえ、平成23年度の事業構成を見直す場合がある。</li> </ul> |   |  |        |        |  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が十分であり, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

**【判定:概ね適切】**

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上で  
の課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・安全で安心なまちづくりを実現するためには, 犯罪に関する教育の機会を有しない青少年に対しても犯罪防止の観点から組織横断的に取り組む必要があると考える。

| 施策体系  | 評価原案                           |  |
|---|--------------------------------|--|
| 政策番号10:だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり  |                                |  |
| <p><b>施策番号26:外国人も活躍できる地域づくり</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>多言語による相談体制や情報提供体制を整備するとともに、今後の取組を総合的、計画的に行うための計画を作成し、外国人県民も地域の一員として共に安心して生活できる社会の構築を目指す。また、さまざまな分野の国際交流を促進・支援するとともに、留学生などが卒業後も県内で活躍できる環境整備を目指す。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合)<br/>45.6%</li> <li>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合)<br/>26.1%</li> </ul> <p><b>□目標指標等及び達成度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生推進施策を実施している県内市町村の割合<br/>達成度B<br/>現況値 97.1%(平成21年度)<br/>目標値 100.0%(平成21年度)<br/>初期値 47.2%(平成18年度)</li> <li>・日本語講座開講数(市町村数)<br/>達成度B<br/>現況値 15市町村(平成20年度)<br/>目標値 17市町村(平成20年度)<br/>初期値 14市町村(平成17年度)</li> <li>・日本語講座開講数(箇所数)<br/>達成度C<br/>現況値 25箇所(平成20年度)<br/>目標値 30箇所(平成20年度)<br/>初期値 26箇所(平成17年度)</li> <li>・国際交流事業で海外と往来した延べ人数<br/>達成度C<br/>現況値 2,227人(平成21年度)<br/>目標値 4,000人(平成21年度)<br/>初期値 3,340人(平成17年度)</li> </ul> | <p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p> | <p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等の「多文化共生推進施策を実施している県内市町村の割合」については、平成21年度は目標を僅かに下回ったが、全体的に順調な推移を示しており、対象の35市町村に対して残り1町の状況である。「日本語講座開講数(市町村数及び箇所数)」は、目標値を下回っているものの、前年度に比べ市町村数は増加しており、講座開設を検討している団体もあることから今後は増加が見込まれる。また、「国際交流事業で海外と往来した延べ人数」は、経済情勢及び風評等の影響を受け6割弱の実績にとどまった。</li> <li>・県民意識調査結果からは、「満足」の割合が、「不満」の割合より上回っており、一定の評価を得られていることがうかがえる。</li> <li>・社会経済情勢等については、県内に暮らす外国人の増加とともに、日常生活上の悩みを抱える外国人も増加していることから、平成21年3月に策定した「宮城県多文化共生社会推進計画」により、引き続き施策を推進していく。</li> <li>・多文化共生シンポジウムや各種研修会においては、参加者アンケートから好評を得ているとともに、事業の実績及び成果等においては、必要性、有効性、効率性とも特段の問題は見られず、概ね順調に事業が進捗していると認められた。</li> <li>・以上のことから施策の目的にあるような外国人も生活しやすい、そして活躍できる環境の整備や国際交流活動が、一步一步ではあるものの着実に進められていると判断されるので、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。</li> </ul> |
|   |                                | <p>事業構成の方向性</p> <p>見直しが必要</p>  |
|   | <p>施策を推進する上での課題等と対応方針</p>      |  |

評価原案に係る行政評価委員会の意見

**【判定:適切】**

評価の理由が充分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

**【判定:適切】**

内容が充分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

3 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり

政策番号 11

| 施策体系   | 評価原案                               |   |
|--|------------------------------------|---|
| <p><b>政策番号11:経済・社会の持続的発展と環境保全の両立</b></p> <p><b>(政策の概要)</b><br/>地球温暖化や資源・エネルギーの枯渇、希少生物の絶滅進行や生態系の破壊など、環境悪化が地球規模での深刻な問題となっている。健全で豊かな環境は、生活を支える基盤であり、生存の基盤でもあることから、県民やNPO、企業、市町村等と連携を図りながら、経済や社会の発展と両立する環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築しなければならない。</p> <p>また、こうした社会への転換に向け、県民や事業者が、将来世代の持続性を考えて環境に配慮した行動・活動を促す意識啓発等に取り組む。</p> <p>さらに、環境に配慮した製品や事業者が、消費者に選ばれる市場を形成するため、県として率先してグリーン購入などに取り組むほか、環境技術の高度化に向けた支援を行う。</p> <p>加えて、環境保全への配慮とエネルギーの安定供給との調和を図るとともに、温室効果ガス排出の抑制に向け、省エネルギー及び自然エネルギー等の導入促進に向けた取組を推進する。</p> <p>一方、廃棄物対策は身近で重要な課題であり、3R(発生抑制、再使用、再生利用)を推進するほか、不法投棄の防止など廃棄物の適正処理を一層推進するため、排出事業者及び廃棄物処理業者等への啓発活動や監視指導を強化する。</p> | <p><b>政策の成果(進捗状況)</b></p>          | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済・社会の持続的発展と環境保全の両立に向けて、2つの施策で取り組んだ。</li> <li>・施策27については、県のすべての機関からの温室効果ガス排出量は、平成16年度と比較して平成20年度は7.6%削減されており、環境負荷低減に向けた県の率先垂範は順調に進んでいる。</li> <li>・県内における自然エネルギー等の導入量については、当初バイオマス等により順調に増加し、その目標値に対し平成19年度末において8%上回っていたが、平成20年度には1%上回るにとどまり、更に平成21年度には4%下回り、目標値をクリアしていない。</li> <li>・施策28については、県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量及び産業廃棄物排出量については、当該年度の目標を達成しており、概ね目指す方向に推移しているが、一般廃棄物リサイクル率及び産業廃棄物リサイクル率については、当該年度の目標を若干下回った。</li> <li>・以上から、本政策の進捗状況は概ね順調と評価した。</li> </ul>  |
|  | <p><b>政策評価(総括)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>政策を推進する上での課題等と対応方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策27の環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献については、「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議の組織力を活かし、産業、運輸、民生及び家庭部門における一体的及び効果的な地球温暖化対策を、県民総ぐるみの運動へと加速させていくとともに、環境に関する情報発信と、家庭、学校、地域社会や職場などで環境について学ぶ機会の充実を図る施策展開を推進していく。また、平成21年度に「クリーンエネルギーみやぎ創造プラン」や「くろかわ地域循環圏創造プラン」といった先駆的なアクションプログラムを策定し、クリーンエネルギー関連産業部門への支援や環境共生を目指した取組の緒についたところであるが、今後更なる「環境立県みやぎ」の推進を目指し、積極的な施策展開を図っていく。</li> <li>・施策28の廃棄物の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進については、天然資源の消費を抑制し、バランスのとれた循環システムの構築を目指して、特に、廃棄物の発生を減らす取組を中心に展開していくこととし、企業や市町村に対する技術的・経済的な支援を行うとともに、新たな事業の必要性を含めて構成事業の検討を行うこととする。</li> </ul> |

## 評価原案に係る行政評価委員会の意見

### 【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・構成施策27については、目標指標等「県のすべての機関からの温室効果ガス年間排出量(二酸化炭素換算)」が、県全体の排出量の一部しか捉えておらず、施策の成果が分かりにくいので、県全体の温室効果ガス排出量(メタンを含む)を踏まえて、評価する必要があると考える。
- ・構成施策28については、目標指標等の変化要因の分析を行った上で、その内容を具体的に記載するなどし、施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

### 【判定:要検討】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

- ・環境分野においては、二酸化炭素とリサイクルとの関係のようなトレードオフ(複数の条件が同時に満たすことができないような二律背反的な関係)が多く存在するため、関係機関との連携を十分に図り、大局的な立場から総合的に判断していく必要があると考える。
- ・構成施策27については、温室効果ガス排出量が増加傾向にある中で、その対策を効果的なものとするために、総合的な取組みが必要となることから、県民の合意形成を得たマスタープランを整備する必要があると考える。
- ・構成施策28については、本施策を的確に推進するために、経済的インセンティブの活用という視点も必要と考える。また、効果的に施策を進めていくためには、市町村との役割分担にも配慮しながら、県全体の調整を行うことが必要と思われる。
- ・本政策の成果は経済状況の影響を受けやすく、二酸化炭素やゴミ排出量が減少したとしても、それが政策によるものか、景気低迷の結果なのか判別が難しいことも踏まえて、課題等と対応方針を具体的に示す必要があると考える。

| 施策体系  | 評価原案   |  |
|---|--|--|
| 政策番号11:経済・社会の持続的発展と環境保全の両立  |  |  |
| <p><b>施策番号27:環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献</b></p> <p>(施策の概要)<br/>地球温暖化に代表されるように、地球規模での環境変化が深刻な問題となっている。将来にわたって持続可能な地域社会を実現するため、環境と産業や社会との良好な関係の構築を目指す。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 75.8%</li> <li>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 38.2%</li> </ul> <p><b>□目標指標等及び達成度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県のすべての機関からの温室効果ガス年間排出量(二酸化炭素換算)<br/>達成度A<br/>現況値 80.4千トン(平成20年度)<br/>目標値 84.0千トン(平成20年度)<br/>初期値 87.0千トン(平成16年度)</li> <li>・県内における自然エネルギー等の導入量(原油換算)<br/>達成度B<br/>現況値 642千kl(平成21年度)<br/>目標値 670千kl(平成21年度)<br/>初期値 495千kl(平成17年度)</li> </ul> | <p><b>施策評価(総括)</b></p> <p>概ね順調</p>   | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2つの目標指標等のうち、県のすべての機関からの温室効果ガス排出量については、平成16年度と比較して平成20年度は7.6%削減しており、環境負荷低減に向けた県の率先垂範は順調に進んでいる。一方、県内における自然エネルギー等の導入量については、当初バイオマス等により順調に増加し、その目標値に対し平成19年度末において8%上回っていたが、平成20年度には1%上回るにとどまり、更に平成21年度には4%下回り、目標値をクリアしていない。</li> <li>・事業の実績及び成果等からは、みやぎe行動(eco do!)宣言登録、グリーン購入セミナー、エコドライブセミナーなどの普及啓発活動により、環境負荷低減に向けた取組の普及についてある程度の成果があった。また、環境に配慮した農業についても、肥料や農薬の使用を半分以上削減した栽培への取組農家や認定エコファーマー数の増加等、環境に配慮した農業生産活動は着実に進展している。</li> <li>・低炭素社会構築の観点から、木質バイオマス利活用推進対策についても、資源の有効利用と地球温暖化防止を推進しようとする意識の高まりや、積極的な実証施策により、順調に推移している。</li> <li>・県民意識調査からは、重視度については、「重視」の割合が概ね75%で推移していることから、この施策に対する県民の期待が高いことがうかがえる反面、満足度については、「満足」の割合が約4割弱、「不満足」の割合が3割弱、「わからない」の割合が3割を越えている。また、満足度を「わからない」とする回答が3割を占めており、個々の事業について継続して広報に努める必要がある。</li> <li>・社会経済情勢等からは、平成21年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催されたCOP15(第15回気候変動枠組条約締約国会議)におけるコペンハーゲン合意に基づき、我が国は1990年(平成2年)の基準年に比して2020年(平成32年)までに温室効果ガスの排出を25%削減するという意欲的な目標を掲げているが、本県の現況(2006年(平成18年)時点)とえば、1990年(平成2年)比でむしろ24.7%増加しており、ますます地球温暖化対策は喫緊の課題として迫り、早急な対策を求められるのは必至な状況にある。</li> <li>・以上から、目標指標等の状況、個々の事業の実績及び成果等としては概ね順調と評価した。</li> </ul> |
|   |  | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>   |
|   | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県における温室効果ガス排出量は増加傾向にあり、特に二酸化炭素排出量の多い産業・運輸部門、増加が著しい民生業務・民生家庭部門における対策が急務となっている。</li> <li>・二酸化炭素の排出は、県民の日常生活、通常の事業活動におけるエネルギーの使用等に起因するものであり、県民、事業者等の行動に環境配慮が織り込まれるよう、効果的な対策を諸種施策と連携の上、横断的及び一体的に講じる必要がある。</li> </ul>   |  |
|   | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献に資すべく、「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議の組織力を活かし、産業、運輸、民生及び家庭部門における一体的及び効果的な地球温暖化対策を、県民総ぐるみの運動へと加速させていく。併せて、環境に関する情報発信と、家庭、学校、地域社会や職場などで環境について学ぶ機会の充実を図る施策展開を推進していく。</li> <li>・平成21年度に「クリーンエネルギーみやぎ創造プラン」や「くろかわ地域循環圏創造プラン」といった先駆的なアクションプログラムを策定し、クリーンエネルギー関連産業部門への支援や環境共生を目指した取組の緒についたところであるが、今後更なる「環境立県みやぎ」の推進を目指し、積極的な施策展開を図っていく必要がある。</li> </ul> |  |

## 評価原案に係る行政評価委員会の意見

### 【判定:要検討】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

・「県のすべての機関からの温室効果ガス年間排出量(二酸化炭素換算)」なる目標指標は県全体の排出量の一部しか捉えておらず、たとえば実態が同じでも業務の外注等により、みかけ上の排出量が下がることも考えられることから、適切な評価結果が得られない。施策の成果が分かりにくいので、県内の温室効果ガス排出量(メタンを含む)など県全体の状況を踏まえて、評価する必要があると考える。

### 【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・温室効果ガス排出量が増加傾向にある中で、その対策を効果的なものとするためには、エネルギーの産出・消費の各段階にわたる総合的な取組みが必要となる。また、経済の低迷が排出抑制に貢献した側面も否定できない。現在の取組みは縦割りの傾向があるので、県民の合意形成を得たマスタープランの策定が重要であると考えます。

| 施策体系  | 評価原案                                  |   |  |
|---|---------------------------------------|---|--|
| 政策番号11:経済・社会の持続的発展と環境保全の両立  |                                       |   |  |
| <p><b>施策番号28:廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進</b></p> <p>(施策の概要)<br/>                     大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来社会のあり方は、廃棄物排出量の増大や環境汚染などさまざまな環境問題を発生させている。県は、適正処理の推進にとどまらず、資源を有効に活用し、廃棄物をリサイクルして環境にできるだけ負担をかけない循環型社会の実現を目指す。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 82.0%</li> <li>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 43.2%</li> </ul> <p><b>□目標指標等及び達成度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量<br/>達成度A<br/>現況値 966g/人・日(平成20年度)<br/>目標値 1,032g/人・日(平成20年度)<br/>初期値 1,104g/人・日(平成16年度)</li> <li>・一般廃棄物リサイクル率<br/>達成度B<br/>現況値 25.9%(平成20年度)<br/>目標値 26.7%(平成20年度)<br/>初期値 19.5%(平成16年度)</li> <li>・産業廃棄物排出量<br/>達成度A<br/>現況値 11,260千トン(平成20年度)<br/>目標値 11,983千トン(平成20年度)<br/>初期値 12,114千トン(平成16年度)</li> <li>・産業廃棄物リサイクル率<br/>達成度B<br/>現況値 29.4%(平成20年度)<br/>目標値 30.8%(平成20年度)<br/>初期値 29.3%(平成16年度)</li> </ul> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4つの目標指標等のうち、「1. 県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量」及び「3. 産業廃棄物排出量」について、当該年度の目標を達成しており、概ね目指す方向に推移しているが、「2. 一般廃棄物リサイクル率」及び「4. 産業廃棄物リサイクル率」については、当該年度の目標を若干下回った。</li> <li>・県民意識調査結果からは、「重視」の割合は概ね8割を超えて推移しており、県民の期待が高かった。「満足」の割合は50%に達しなかった。(参考:50%以上の評価を受けている取組は、33のうち2つ。)</li> <li>・社会経済情勢等からは、全国的に循環型社会の形成に向けた様々な取組を行っているところであり、本県でも、「みやぎの循環型社会」の形成に向けて、積極的に事業を展開している。</li> <li>・事業の実績及び成果等からは、13事業のうち5事業において実績値が成果目標値に達したが、残る事業においては成果目標値の達成に向け引き続き積極的な事業を展開していく必要がある。</li> <li>・以上のことから、施策の目的である「循環資源の重要性や3Rに対する意識」が、目標指標等の状況から見ても県民や事業者に浸透してきており、施策の進捗状況は全体として概ね順調であると判断した。</li> </ul> |  |
|   | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>見直しが必要</p>  | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策を構成する事業は、「宮城県循環型社会形成推進計画」に基づく各種事業をベースとしており、施策の成果(進捗状況)は、「概ね順調」であるが、今後、更に施策を推進するためには、現在、課題となっている事項の対応に力を入れて取組を進める必要がある。</li> </ul>  |  |
|   | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の3Rについては、廃棄物のリサイクルが進んでいる一方で、再資源化に課題のある廃棄物の存在や、リサイクル品の活用が十分に進まない現状、リサイクルがシステムとして完成していないものがある等の課題がある。</li> <li>・一般廃棄物の3Rについては、市町村間において取組に差があり、リサイクル率や排出量が県平均値と大きくかい離している市町村が見られる。</li> </ul>   |  |
|   | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の課題等を踏まえ、天然資源の消費を抑制し、バランスのとれた循環システムの構築を目指して、特に、廃棄物の発生を減らす取組を中心に展開していくこととし、企業や市町村に対する技術的・経済的な支援を行うとともに、新たな事業の必要性を含めて構成事業の検討を行うこととする。</li> </ul>   |  |

## 評価原案に係る行政評価委員会の意見

### 【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・目標指標等の変化には経済状況の寄与が無視できないと思われるので、要因分析が必要である。経済的インセンティブの積極的評価やリサイクル率の地域差等の内容を具体的に記載するなどして、施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

### 【判定:要検討】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

・本施策を的確に推進するためには、経済的インセンティブの活用という視点も必要と考える。また、廃棄物処理の当事者の多くが市町村や一部事務組合であることを考慮すれば、県の役割としては施策の方向付けと、市町村等の円滑な施策遂行に資するための調整機能が重要だと思われる。こうした視点を踏まえて、課題等と対応方針を具体的に示す必要があると考える。

| 施策体系   | 評価原案                      |   |
|--|---------------------------|---|
| <p><b>政策番号12:豊かな自然環境, 生活環境の保全</b></p> <p><b>(政策の概要)</b><br/>                     陸中海岸国立公園や栗駒, 南三陸・金華山, 蔵王の各国立公園及びラムサール条約の登録湿地に指定されている伊豆沼・内沼や蕪栗沼とその周辺水田など, 県内の豊かで多様な自然環境と生態系を守り, 次世代に引き継いでいくことは極めて重要であり, 積極的にその保全に取り組むとともに, 社会資本の整備手法についてもより一層環境と調和したものにする。<br/>                     また, 安全できれいな空気や水, 土壌など, 県民の健康的な暮らしを支える良好な生活環境を守り, 改善していく。</p> | <p><b>政策の成果(進捗状況)</b></p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境, 生活環境の保全に向けて, 1つの施策で取り組んだ。</li> <li>・目標指標等の達成度で, 閉鎖性水域の水質(伊豆沼, 松島湾(甲, 乙, 丙))の達成度がCだが, これは昨年度に極端に水質が悪化したということではなく, 平成21年度現況値そのものは, 過去10年におけるCODの実績値の範囲内の数値である。このことは, 閉鎖性水域は水の出入りが少ないため, 水質汚濁が進行すると容易には水質改善を図ることが難しいことを示しているものと考えている。他方, 閉鎖性水域の水質以外の目標指標については, 達成度がAとなっており, 順調であることを示しているものと判断する。</li> <li>・施策29を構成する事業の分析結果は, 施策を構成する各事業において, 事業の有効性を「成果があった」又は「ある程度成果があった」としている。</li> <li>・以上のことから政策の成果(進捗状況)を考えると, 閉鎖性水域(伊豆沼及び松島湾)の水質についての指標の達成度はCであるものの, それ以外の指標の達成度がAであることや当施策を構成する各事業の進捗状況などを総合的に評価すれば, 一部事業の進捗にやや課題があるとしても, 概ね順調と判断される。</li> </ul> |
|  | <p>概ね順調</p>               | <p>・施策29で実施している自然環境の保全再生の推進や健全な水循環の推進等の事業については, 複雑多様な連鎖や因果関係により成立し, いまだ未知の部分も多い広大な自然を対象にしている事業である。そのため, 事業の実施に当たっては, その事業を実施するとどのような効果が発揮できるのか, 自然環境にどのような影響を与えるのか等について, 学術調査等の科学的知見なども踏まえながら十分検討した上で事業実施計画を策定しなければならないとともに, 事業実施中も継続的なモニタリング調査などを実施していくことが求められる。このため, 事業の実施中や実施後においては, 事業効果の科学的な検証と評価を綿密に実施していくとともに, 今後新たに計画する事業については, モニタリングで得られたデータを詳細に分析し, それを計画内容に的確に反映しながら, 効果的な事業の実施に取り組む。</p>   |
|  | <p>政策評価(総括)</p>           |   |
|  | <p>政策を推進する上での課題等と対応方針</p> |   |

## 評価原案に係る行政評価委員会の意見

### 【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・構成施策に設定されている目標指標等は断片的であり、これのみで政策の成果を正確に把握することは困難である。施策を構成する具体的事業が、広範な政策目的のどの部分に寄与するのかを明確にし、かつ、評価する上で不可欠と思われるデータを補完した上で、政策の全体的な成果を分かりやすく示していく必要があると考える。

### 【判定:要検討】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

・政策の名称に掲げている「生活環境の保全」という視点や、また、「豊かな自然環境」に含まれる生物多様性の視点が欠落していると思われるので、それらの視点を踏まえながら、課題等と対応方針を示す必要があると考える。

| 施策体系   | 評価原案  |  |
|--|---|--|
| 政策番号12:豊かな自然環境, 生活環境の保全  |   |  |
| <p><b>施策番号29:豊かな自然環境, 生活環境の保全</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>                     県内の豊かで多様な自然環境を積極的に保全し、将来の世代に健全な姿で引き継いでいくことや、きれいな空気や水、土壌など、県民が健康で安心して暮らすことができる生活環境の保全を目指す。また、その取組に向けて、地域の人材育成や体制整備を目指す。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>                     ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 73.3%<br/>                     ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 41.5%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>                     ・豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合<br/>                     達成度A<br/>                     現況値 26.06% (平成21年度)<br/>                     目標値 25.96% (平成21年度)<br/>                     初期値 25.96% (平成18年度)<br/>                     ・協働推進組織が主体となって地域の農村環境保全等の活動を実施した組織数<br/>                     達成度A<br/>                     現況値 13組織 (平成21年度)<br/>                     目標値 12組織 (平成21年度)<br/>                     初期値 0組織 (平成18年度)<br/>                     ・松くい虫被害による枯損木量<br/>                     達成度A<br/>                     現況値 14,963m<sup>3</sup> (平成21年度)<br/>                     目標値 17,000m<sup>3</sup> (平成21年度)<br/>                     初期値 18,817m<sup>3</sup> (平成17年度)<br/>                     ・閉鎖性水域の水質 (COD)伊豆沼<br/>                     達成度C<br/>                     現況値 9.9mg/l (平成21年度)<br/>                     目標値 5.0mg/l (平成21年度)<br/>                     初期値 9.8mg/l (平成17年度)<br/>                     ・閉鎖性水域の水質 (COD)松島湾・甲<br/>                     達成度C<br/>                     現況値 3.7mg/l (平成21年度)<br/>                     目標値 3.0mg/l (平成21年度)<br/>                     初期値 3.0mg/l (平成17年度)<br/>                     ・閉鎖性水域の水質 (COD)松島湾・乙<br/>                     達成度C<br/>                     現況値 2.3mg/l (平成21年度)<br/>                     目標値 2.0mg/l (平成21年度)<br/>                     初期値 2.0mg/l (平成17年度)<br/>                     ・閉鎖性水域の水質 (COD)松島湾・丙<br/>                     達成度C<br/>                     現況値 3.0mg/l (平成21年度)<br/>                     目標値 2.0mg/l (平成21年度)<br/>                     初期値 2.5mg/l (平成17年度)</p> | <p><b>施策の成果 (進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p> <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全再生の推進においては、複雑多様な連鎖、因果関係で成立している自然を対象とすることから、科学的知見とそれに基づくシナリオ(何を行えば、何がどう変わるか)の検討を充分行い、事業に着手した後もモニタリングを継続して実施し、その結果を科学的に評価し、それを事業内容にフィードバックさせる順応的な方法により進める必要がある。また、そのようなことを実施した上で自然環境の回復には相当の期間を必要とするが想定される。</li> <li>・野生生物の保護管理の推進においては、イノシシ及びニホンジカの個体数調整について計画を上回る捕獲数となっているが、捕獲の担い手である狩猟者が減少傾向にあり、狩猟者の確保と一斉捕獲技術等の開発、普及が課題となっている。また、被害防除対策及び生息環境の整備も推進する必要がある。一方、ツキノワグマは、生息環境の悪化により生息数が減少する恐れがあり、早期に特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数の安定的な維持を図りつつ、農業被害や人身被害を軽減していく必要がある。</li> <li>・自然環境の保全及び活用に関する活動の推進においては、農業・農村を活用した環境教育面で、活動主体と行政機関との間で活動趣旨に対する認識が一致していない場合があり、また、地域リーダーが不在のため、行政主導から脱却できない地域がある。</li> <li>・みどり空間の保全については、森林育成事業において平成22年度以降の間伐の実行量を確保するため、従前より計画的な事業推進が必要であり、また松くい虫被害対策においては、新たな防除技術開発による被害終息は困難となっており、沈静化を図る施策の継続が必要である。一方、みどり空間の創出については、県民や企業と協働した森づくりを県内に広めるためにも、活動の場となる適地を掘り起こして、計画的に事業展開していく必要があるが、みやぎの里山林協働再生支援事業については、活動フィールドとなる里山林を確保していくため、市町村や森林組合等からの情報と所有者へのアプローチが重要であり、関係機関の理解と協力が必要になる。</li> <li>・健全な水循環の推進については、伊豆沼の水質保全において、導水路整備や水利権の取得が課題である。また、松島湾の水質保全においては、水質浄化のための海藻(アカモク)の藻場を造成する場所の確保が漁業権のある養殖域との関係で難しい。</li> </ul> <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全再生の推進においては、伊豆沼・内沼自然再生事業では、今まで実施してきた基礎調査等のデータを十分検討した上で自然再生事業実施計画を策定し具体的な事業に着手するとともに、蒲生干潟自然再生推進事業では事業効果を科学的に検証、評価し、今後実施する施設整備内容に反映させていく。</li> <li>・野生生物の保護管理の推進においては、イノシシ及びニホンジカについて引き続き捕獲による個体数調整、被害防除対策及び生息環境の整備を推進し、新規事業として捕獲及び防除研修会を行う。また、ツキノワグマについては、「宮城県ツキノワグマ保護管理計画」を策定し、保護管理事業を行う。</li> <li>・自然環境の保全及び活用に関する活動の推進においては、地域が主体となって活動を展開している事例を研究しながら地域の合意形成を図るほか、将来的に地域リーダーになり得る人材を発掘し、育成するための研修を行い、効果的な事業推進を図る。</li> <li>・みどり空間の保全については、森林育成事業において森林の施業履歴等に基づき、間伐が必要となっている森林所有者に対し、関係機関と連携し普及啓発を強化するほか、松くい虫被害対策では第3次松くい虫被害対策事業推進計画(平成19～23年度)に則した事業を継続実施する。また、みどり空間の創出については、県民や企業等と協働した森づくりについて、各市町村との連携により、活動フィールドの確保と継続的な事業実施を図り、みやぎの里山林協働再生支援事業については、関係機関との連携強化を図り、企業等への広報宣伝を拡充する。</li> <li>・健全な水循環の推進については、伊豆沼の水質保全において試験導水路等を実施し、水質と湖沼生態系の回復状況などの検証を行う。また、松島湾の水質保全については、水質モニタリングや藻場の分布調査を実施する。</li> </ul> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等の状況では、閉鎖性水域の水質の達成度がCとなっているが、閉鎖性水域は水の出入りが少ないため水質汚濁が進行すると容易に水質改善を図ることが難しいことを示している。他の目標指標等については達成度はAである。</li> <li>・県民意識調査結果からは、施策の重視度が約73%とかなり高くなっているが、満足度は約41%にとどまっている。これは「わからない」という回答が約35%あることが影響していると考えられる。</li> <li>・社会経済状況では、平成22年3月に生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本計画である「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定され、また10月には日本で生物多様性条約第10回締約国会議が開催される予定であることから、生物多様性の認知度が高まることが期待される。また、地球温暖化防止のため、森林の持つ多面的な機能の向上が期待されており、社会的な関心も高く、健全な森林を育成する事業への評価は高い。</li> <li>・事業の実績及び成果等では、施策を構成する各事業において「成果があった」、「ある程度成果があった」としている。</li> <li>・以上のことから、閉鎖性水域の指標の達成度はCではあるものの、それ以外の指標や施策を構成する事業の実施状況等から、本施策の進捗状況は概ね順調と判断する。</li> </ul> <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の分析結果からは、各事業とも必要性・有効性・効率性に大きな問題はなく、事業構成を大幅に見直す必要はないが、同一趣旨でありながら手段の違いにより個別に実施してきた「田んぼの楽校協働推進体制整備支援事業」、「みやぎの田園環境教育支援事業」、「水土里の路ウォーキング支援事業」については、総体的に進めることで一層の相乗効果を見込めることから統合する。</li> <li>・県民意識調査で優先すべき項目として回答があった項目では、「自然環境の保全再生」、「自然環境の賢明な活用」、「身近にあるみどり豊かな空間の保全と自然環境保全意識の醸成」、「流域の特性を活かした水にまつわる環境の保全」及び「公害に対する調査研究・技術開発」の各項目についての回答割合が14.2%～17.6%とあまり差がない状況であり、今まで取り組んできた各事業を着実に進めていく必要があると考える。</li> </ul> |

## 評価原案に係る行政評価委員会の意見

### 【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・設定されている目標指標等は断片的であり、施策の成果を正確に把握することは困難である。当該指標等を補完できるようなデータを用いて成果の把握に努めるとともに、施策の広範な目的と事業等の現実的手段との関係を明確化することにより、施策の全体的な成果を分かりやすく示す必要があると考える。

### 【判定:要検討】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

・施策の名称に掲げている「生活環境の保全」という視点や、また、「豊かな自然環境」に含まれる生物多様性の視点が欠落していると思われるので、それらの視点を踏まえながら、課題等と対応方針を示す必要があると考える。

政策番号13:住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成

| 施策体系  | 評価原案                                  |   |
|---|---------------------------------------|---|
| <p><b>政策番号13:住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成</b></p> <p><b>(政策の概要)</b><br/>                     昭和40年代以降、大幅に投資拡大を図り整備してきた社会資本は、今後維持更新の時期を迎える。厳しい財政状況、人口減少が見込まれる中で、これまでの「新規の建設・整備を中心とした方向」から「維持管理を重視し、既存施設の保全と有効活用を図る方向」へと政策の重心を移し、長期的な視点に立った社会資本の整備を推進する。<br/>                     また、道路や河川堤防など、地域に根ざした身近な社会資本の整備、維持管理にあたっては、住民と行政が連携し、地域と一体で取り組む体制づくりを推進する。<br/>                     さらに、都市や農山漁村においては、住民と協働のもとで、地域の自然、歴史、文化等や人々の生活、経済活動、さらには農地や森林が持つ水土保全機能など、多様な要素を生かした景観の保全と整備を促進するとともに、美しい景観を生かした地域づくりを推進する。</p> | <p><b>政策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成に向けて、1つの施策で取り組んだ。</li> <li>・アドプトプログラム認定団体数が増え、参加するボランティアの数も増えたことにより、道路や河川など身近な社会資本施設の整備、維持管理を、住民と行政が連携しながら取り組むことについて順調に推移している。</li> <li>※アドプトプログラム:アドプトとは「養子縁組」をするという意味で、地域の人々が道路や河川などの公共スペースを我が子のように面倒を見ることから命名、住民と行政とが役割分担の下で、継続的に清掃・美化を進めるもの。</li> <li>・豊かな自然や美しい景観の保全に向け、集落の協定に基づく農業生産資源や環境資源の保全向上活動が、着実に実施されている。</li> <li>・景観シンポジウムの開催(約250人参加)や「景観百選」の紹介等により、景観に関する意識醸成や普及啓発が図られている。また、景観行政団体への移行を県内各市町村に働きかけを行い、平成21年4月に松島町が景観行政団体に移行した。</li> <li>・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。</li> </ul>   |
|   | <p><b>政策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的なストックマネジメント構築に向けて、点検体制及び様々な対応方法等、調整を進めていく必要があることから、各社会資本分野の点検や計画策定を行い、効果的なストックマネジメントを構築して実践に努める。併せて、広く県民への周知を図り、住民協働(コラボ)事業の促進やアドプトプログラムによる施設管理の参加拡大を促していく。</li> <li>※ストックマネジメント:新たに建設する施設を含めた公共土木施設等全般について、保有する機能を最大限活用できるよう総合的な事業管理を行うこと。</li> <li>・農村では、高齢化の進展や後継者不足等に伴い、集落活動の減退が懸念されるとともに、農業者のみによる生産資源や環境資源の維持・保全が困難になっているため、他の農村振興施策との連携、非農家の参画による地域活性化も想定しながら、農村振興を検討する第三者委員会に諮問するとともに、一般県民への事業PRに努める。</li> <li>・景観に関する意識醸成は十分とは言えないことから、「新・宮城県景観形成指針」及び「宮城県美しい景観の形成に関する条例」に基づき、市町村への支援や普及啓発など各種施策・事業を継続的・効率的に実施していく。</li> <li>・都市景観については、県内の主要な都市景観である仙台市街地を有する仙台市と、広域的な景観の形成を担う県の立場から必要な連携を図っていく。</li> </ul> |

## 評価原案に係る行政評価委員会の意見

### 【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・本政策は社会資本整備への住民参画を謳うが、計画段階からの参画が含まれないという意味で限定的である。
- ・予算の大部分を占める農業振興関係の事業が目標指標等に反映されない等、政策目的と目標指標等との関連が分かりにくい。各年度の取組みの状況や成果を具体的に記載する等の工夫が必要である。

### 【判定:要検討】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

- ・社会資本整備には、計画・実施・管理の各段階における住民参画が望ましいが、本政策における参画は管理面のボランティア活動に限定されており、予算的裏づけも脆弱である。
- ・「良好な景観」には農村景観も含まれるが、本政策は予算的に農業振興に偏りすぎており、戸別所得補償制度等との整合性も考慮されていない。
- ・政策目的を踏まえて、課題等と対応方針を再検討し、施策内容に反映させるべきだと考える。

| 施策体系  | 評価原案                                  |   |  |
|---|---------------------------------------|---|--|
| 政策番号13:住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成  |                                       |   |  |
| <p><b>施策番号30:住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>道路や河川などの身近な社会資本について、住民と協働し、地域と一体になった整備と維持管理体制を構築するとともに、長期的視点に立った社会資本の整備を目指す。また、農山漁村が持つ豊かな自然環境の維持保全活動や、良好な景観づくりへの支援を行うなど、住民との協働による美しい地域づくりを目指す。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 60.4%</li> <li>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 31.7%</li> </ul> <p><b>□目標指標等及び達成度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドプトプログラム認定団体数<br/>達成度A<br/>現況値 309団体(平成21年度)<br/>目標値 272団体(平成21年度)<br/>初期値 161団体(平成17年度)</li> </ul> <p>※アドプトプログラム:アドプトとは「養子縁組」をするという意味で、地域の人々が道路や河川などの公共スペースを我が子のように面倒を見ることから命名。住民と行政とが役割分担の下で、継続的に清掃・美化活動を進めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地や農地の保全活動に参加する団体数<br/>達成度A<br/>現況値 770団体(平成21年度)<br/>目標値 703団体(平成21年度)<br/>初期値 253団体(平成18年度)</li> <li>・景観行政団体数(市町村)<br/>達成度B<br/>現況値 2団体(平成21年度)<br/>目標値 5団体(平成21年度)<br/>初期値 0団体(平成18年度)</li> </ul> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等について、アドプトプログラム認定団体数は、市民活動の広がりや企業の地元への貢献などの意識の高まりにより、認定を受ける団体等が増えたため目標値を上回った。中山間地や農地の保全活動に参加する団体数も、目標値を上回っている。景観行政団体数は、県内各市町村に働きかけを行い、1団体(松島町)が移行したが、目標値を下回った。</li> <li>・県民意識調査結果からは、「重視」の割合が概ね6割で推移しており、県民の関心が高いことがうかがえる。また、「満足」の割合は概ね3割で推移していることから、引き続き満足度の向上を図る必要がある。</li> <li>・社会経済情勢等からは、道路、河川等の社会資本への清掃や緑化などのボランティア活動や市民活動への参加が拡大している。また、国が策定した「食料・農業・農村基本計画」では、農地・農業用水等の資源について、保全のための施策の構築が位置付けられた。さらに、「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」が、議員発議により制定され、平成22年1月から施行となった。</li> <li>・事業の実績及び成果等からは、アドプトプログラム認定団体数が増え、参加するボランティアの数も増えたことにより、道路等の良好な維持管理を保つことができたこと、農作物の生産資源等の保全活動に地域ぐるみで取り組んだこと、景観シンポジウムの開催(約250人参加)や「景観百選」の紹介等により、景観に関する意識醸成や普及啓発を図ったことなどから、一定の成果があったものと判断できる。</li> <li>・以上のことから、施策の目的である住民参画型の社会資本整備と良好な景観の形成に向けて進んでいるものと考えられるので、本施策の進捗状況は概ね順調であると判断する。</li> </ul> |  |
|   | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p> | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の進捗状況は概ね順調であり、各事業の分析結果からも一定の成果が上がっていることから、今後も継続して推進していくことが必要である。</li> <li>・一部の事業では、他の事業との統合や廃止との分析が行われているが、現在の事業構成を継続し、事業効果を発現させるよう努める。</li> </ul>   |  |
|   | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的なストックマネジメント構築に向けての点検体制及び様々な対応方法等、調整を進めていく必要がある。また、県民の理解向上のため、より一層の情報発信や住民対話を行っていく必要がある。</li> <li>・アドプトプログラムによる認定団体の拡大に向けて、活動のPRや啓発への取組が必要である。また、活動時における安全確保と関係市町村との連携も不可欠となっている。</li> <li>・農村では、高齢化の進展や後継者不足等により、集落活動の減退が懸念されるとともに、農業者のみによる生産資源や環境資源の維持、保全が困難になってきているため、これらの活動への非農家の参画促進が課題である。</li> <li>・景観に係る問題の顕在化が認められないこともあり、全体として、市町村、県民ともまだ意識醸成は十分とは言えない。</li> </ul>  |  |
|   | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストックマネジメント行動方針に基づき、各分野の点検や計画策定を行い、効果的なシステムを構築して実践に努める。また、広く県民への周知を図り、住民協働(コラボ)事業の促進やアドプトプログラムによる施設管理の参加拡大を促していく。</li> <li>・県のホームページ等を活用して事業の普及啓発を図り、アドプトプログラム認定団体の拡大に努める。また、活動時の安全確保のため、安全作業講習会の開催や傷害保険加入に加入し万が一の事故に備える。</li> <li>・他の農村振興施策との連携、非農家の参画による地域活性化も想定しながら、農村振興を検討する第三者委員会に諮問するとともに、一般県民への事業PRに努める。</li> <li>・指針及び条例に基づき、県の景観行政に係る各種施策・事業を平成21年度及び平成22年度の事業内容、成果の検証と併せて、継続的、効率的に実施していく。</li> </ul>   |  |

## 評価原案に係る行政評価委員会の意見

### 【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・施策の目標指標等は団体数を用いているが、必ずしも活動の実態を表すものではなく、また数値が固定化しているものが含まれる。各年度の取組みの状況や成果を具体的に記載するなどし、施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。
- ・「中山間地域等直接支払交付金事業」と「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」の2事業が本施策予算の大半を占めるが、これらが目標指標等に反映されず、予算措置と施策の目標指標等との間にずれがある。特に予算化された事業については適切にモニターした上で、成果を評価していく必要があると考える。

### 【判定:要検討】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

- ・財政事情を考慮すれば、施策の遂行にボランティアを活用することはやむを得ないが、計画段階からの住民参画とはなっていない。構成事業の過半数が非予算的手法となっているが、維持・管理について雇用対策事業としての実施も検討すべきだと考える。
- ・施策の目的を踏まえ、事業構成の方向性等について、再検討する必要があると考える。

| 施策体系   | 評価原案                                  |   |
|--|---------------------------------------|---|
| <p><b>政策番号14:宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり</b></p> <p><b>(政策の概要)</b><br/>                     近い将来、発生が確実視されている宮城県沖地震をはじめとする大規模災害に備え、市町村や関係機関と連携しながら被害を最小限にする県土づくりに取り組む。<br/>                     地震、津波などに対しては観測体制を強化し、その情報を県民等に迅速に提供することにより被害の軽減を図る。<br/>                     また、早急に学校をはじめとする公共施設の耐震化について取り組むとともに、住宅等についても耐震化を促進する。<br/>                     津波に対しては、水門等の施設整備などを順次進めていく。同時に、住民や観光客等が速やかに避難できるような広報・避難誘導態勢を整備するなど、ソフト対策も進め、総合的な津波対策を推進する。<br/>                     一方、洪水及び土砂災害に対しては、県民への防災情報をより迅速かつ的確に提供するなどのソフト対策と合わせ、自力での避難が困難な災害時要援護者の入居施設や二次被害の防止を目的とした避難所、避難経路など、より効果的な施設整備を計画的に進める。<br/>                     また、災害に対しては県民一人ひとりの防災意識の向上が特に重要であるため、平常時からのきめ細かな情報提供を行うとともに、企業に対するBCP(緊急時企業存続事業計画)策定の啓発及び県民への防災教育の普及促進を図る。<br/>                     災害発生時の対応は、行政だけでは限界があり、地域住民との連携が必要である。このため、住民による自主防災活動と、企業による地域防災活動を促進するほか、これらの活動のリーダーとなる人材育成を行うなど体制整備を推進する。<br/>                     さらに、地域の中で災害時要援護者の安全が確保されるよう、避難体制や避難所の環境整備などについて、市町村や関係機関との連携を強化するとともに、自主防災組織への情報提供を図る。<br/>                     加えて、被災後の県民の不安を軽減するため、正確な情報提供体制の整備を図るとともに、適切な被災者救済を行う。</p> | <p><b>政策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくりに向けて、3つの施策で取り組んだ。</li> <li>・施策31では、各施設における耐震化が順調に進捗しているとともに、津波に備えた体制づくりが構築されつつあることから、宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実が順調に進捗していると判断する。</li> <li>・施策32では、施策の対象範囲が広範かつ大規模ではあるが、各事業における実績や成果の状況から判断して、概ね順調に洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進が図られていると判断する。</li> <li>・施策33では、ソフト対策が中心であることから、どの程度地域防災力が向上したのか一概に判断することは難しい面もあるが、各事業の実績や成果の状況から判断して、概ね順調に地域ぐるみの防災体制の充実化がなされていると判断する。</li> <li>・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。</li> </ul> |
|  | <p><b>政策評価(総括)</b></p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくりに取り組んでいくためには、限られた予算の中、各事業における優先順位に従い、ハード対策を出来るだけ前倒して実施していく必要がある。</li> <li>・また、大規模災害に対する被害を最小限にするためには、ハード対策のみに終始することなくソフト対策も同時に推進することで、より大きな減災効果を生むことから、引き続き更なる政策の推進に努めていく必要がある。</li> </ul>  |

## 評価原案に係る行政評価委員会の意見

### 【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・構成施策32については、設定されている目標指標等「今後の河川整備等により、洪水による浸水から守られる住宅戸数」が、特定河川のみを対象としており、単年度での施策の成果が見えにくいことから、評価にあたっての工夫が必要であると考ええる。

・構成施策33については、目標指標等に使用されている「自主防災組織」の定義が曖昧であり、その組織率を過信することの危うさを感じる。

また、目標指標等の「防災リーダー研修受講者数」は、施策の成果を評価するデータとしては不十分であり、防災訓練への参加人数等、実働可能な人数で評価するなどの工夫が必要である。

なお、洪水や土砂災害に関しては、ある程度の事前予測に基づく対応が可能であるが、震災については不可能に近い点に配慮が必要である。

### 【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上で課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・構成施策31については、宮城県沖地震に備えた建築物やライフラインの耐震化に関し、県内市町村や公益事業体との連携が重要であり、全体の進行状況と県の寄与分との峻別が必要である。また、減災には情報ネットワークの充実が有効であるが、市民レベルに達する双方向的な整備に心掛ける必要がある。

・構成施策33については、防災体制の充実、とりわけ発生地域及び時間帯の特定が難しい地震に対応するために、自主防災組織の実態把握に加えて、地震発生の時間帯別シミュレーションを通じて課題等を整理し、対応方針を示す必要があると考ええる。

| 施策体系   | 評価原案                                |   |   |
|--|-------------------------------------|---|---|
| 政策番号14:宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり  |                                     |   |   |
| <p><b>施策番号31:宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>宮城県沖地震に備え、各種施設の耐震化や津波・高潮対策等に取り組むとともに、観測体制を強化し、各情報を迅速かつ的確に伝達するネットワーク化を目指す。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 91.5%<br/>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 49.6%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>・緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了率 達成度A<br/>現況値 93.6%(平成21年度)<br/>目標値 92.5%(平成21年度)<br/>初期値 84.5%(平成18年度)<br/>・緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了率 達成度A<br/>現況値 58橋(平成21年度)<br/>目標値 57橋(平成21年度)<br/>初期値 40橋(平成18年度)<br/>・県有建築物の耐震化率 達成度A<br/>現況値 73.0%(平成21年度)<br/>目標値 72.0%(平成21年度)<br/>初期値 51.0%(平成18年度)</p> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等について、県有建築物の耐震化率、緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数及び緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了率ともに「みやぎ発展税」等の活用により、計画を前倒しし、目標を上回った。3つの目標指標等がともに目標を達成している。</li> <li>・県民意識調査結果からは、33ある施策のなかで「重視」の割合が最も高いことから、この施策に対する県民の期待が非常に高いことがうかがえる。</li> <li>・社会経済情勢等からは、宮城県沖地震の発生から30年以上が経過し、再来の切迫性が増している。</li> <li>・事業の実績及び成果等からは、各事業とも着実に進捗しており、施策の成果の発現へ向け、概ね達成していると判断される。</li> <li>・以上のことから、施策の目的である「主要な防災拠点の耐震化」や、「総合的な津波対策」が図られつつあると考えられるので、本施策の進捗状況は順調であると判断する。</li> </ul> |   |
|  |                                     | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p>   | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本施策については、各種建築物への耐震化や津波対策などのハード対策を中心とした事業構成となっているが、これらの整備には県民の期待も高く、目的達成に向けて着実に進捗していることから、今後も継続して実施していくこととする。</li> <li>・また、「震災時の早期復旧体制づくり」を求める意見も多いことから、防災関係機関との連携強化等のソフト対策にも引き続き取り組み、一層の充実を図る必要がある。</li> </ul> |
|  | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>    | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近い将来高い確率で発生が予想される宮城県沖地震に備えるためには、限られた予算の中、用途や規模などを考慮した優先順位に基づき、各種震災対策事業を実施し、早期に耐震化を図ることにより、県民の満足度を高めていく必要がある。</li> </ul>   |   |
|  |                                     | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災対策事業の行動計画である「第2次震災対策アクションプラン」を着実に推進していくとともに、社会情勢の変化や技術の進歩にも適切に対応していく。</li> <li>・また、各種震災対策事業の取組状況等について、ホームページや広報紙等を活用することにより、県民の理解・満足の向上に努めていく。</li> <li>・今後も効率性等を考慮しながら、国や市町村等と連携を深めながら進めていきたい。</li> </ul>   |   |

## 評価原案に係る行政評価委員会の意見

### 【判定:適切】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

### 【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・宮城県沖地震に備えた建築物やライフラインの耐震化には、県内市町村や公益事業体との連携が重要であることから、構成事業の評価に際しては、全体の進行状況と県の寄与分を分けて記載すべきであると思われる。
- ・減災には情報ネットワークの充実が有効であるが、市民レベルに達する、双方向的なものとして整備される必要がある。
- ・構成事業には震災対策との関連が希薄なものも見られるので、施策目的に照らして課題等を整理する必要があると考える。

| 施策体系   | 評価原案                                  |  |
|--|---------------------------------------|--|
| 政策番号14:宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり  |                                       |  |
| <p><b>施策番号32:洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>洪水被害や土石流、地滑り、がけ崩れなどの土砂災害・山地災害を防ぐため、危険度・優先度の高い箇所を明確にして、計画的かつ効果的な施設整備を目指す。また、洪水や土砂災害に関する防災情報を、より迅速かつ的確に県民へ提供するなどのソフト対策の推進を目指す。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 85.8%<br/>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 42.9%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>・洪水ハザードマップ作成市町村数<br/>達成度A<br/>現況値 30市町村(平成21年度)<br/>目標値 30市町村(平成21年度)<br/>初期値 15市町村(平成18年度)<br/>・洪水ハザードマップ市町村作成率<br/>達成度A<br/>現況値100.0%(平成21年度)<br/>目標値100.0%(平成21年度)<br/>初期値 50.0%(平成18年度)<br/>・今後の河川整備等により、洪水による浸水から守られる住宅戸数<br/>達成度A<br/>現況値 12,000戸(平成21年度)<br/>目標値 12,000戸(平成21年度)<br/>初期値 0戸(平成18年度)<br/>・土砂災害危険箇所における対策実施箇所数(ハード対策箇所数及びソフト対策箇所数)<br/>達成度B<br/>現況値 1,627箇所(平成21年度)<br/>目標値 1,640箇所(平成21年度)<br/>初期値 1,054箇所(平成17年度)<br/>・地すべり、急傾斜地崩壊等から守られる住宅戸数<br/>達成度B<br/>現況値 13,150戸(平成21年度)<br/>目標値 13,205戸(平成21年度)<br/>初期値 12,478戸(平成17年度)</p> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標指標等については、洪水ハザードマップ作成や施設整備により保全される人家戸数等について、事業は順調に進捗しており、目標を達成した。土砂災害危険箇所の対応については、平成20年度岩手・宮城内陸地震の影響により実施できなかった出前講座を平成21年度に実施し概ね目標を達成した。</li> <li>・県民意識調査結果からは、施策の重視度が8割超を維持している反面、満足度が4割程度となっており、今後も、県民の生命・財産を守る上から着実な事業の推進を図っていく必要がある。</li> <li>・社会経済情勢等からは、全国的に異常気象等に伴う水害、土砂災害等が多発していることに加え、来る宮城県沖地震による被害等を勘案すると、当該施策の早急な推進が必要である。</li> <li>・事業の実績及び成果等からは、各事業とも概ね順調に進捗しており、期待される成果を概ね達成していると判断される。</li> <li>・以上のことから、本施策の目的であるハード・ソフト両面による大規模自然災害対策は着実に進行しており、県民全体の減災への意識も着実に向上していると考えられ、本施策の進捗状況は、概ね順調であると判断する。</li> </ul> |
|  | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p> | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施策の対象は非常に広範かつ大規模であり、対策工事等のいわゆるハード対策のみでは、来る災害には対応が困難であることから、ハザードマップ作成や出前講座等のソフト対策を事業群に加え、総合的な大規模災害対策を推進すべく事業構成し、今後も現在の事業構成で継続していく。</li> </ul>  |
|  | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップや河川情報システムによる情報提供等について、災害発生時等に情報が効果的に活用されるよう、避難体制の拡充を検討していく必要がある。</li> <li>・県内に8千箇所以上ある土砂災害危険箇所に対するソフト対策・ハード対策の両輪による総合的な土砂災害対策ならびに治山事業については、限られた予算の中、着実に事業を推進できるよう効率的な実施計画を検討していく必要がある。</li> </ul>   |
|  | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト対策をより効果的に行なうため、今後も継続して、ハザードマップの更新を進めるとともに、河川情報システムによる河川水位等のデータを県民及び市町村へ提供する。</li> <li>・総合的な土砂災害対策等について、砂防えん堤や急傾斜地崩壊対策施設、地すべり防止施設等のハード対策は、多額の費用を要することから限られた事業箇所しか対策できないため、出前講座や土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策によって、県民及び市町村への避難意識の向上に努める。</li> </ul>   |

## 評価原案に係る行政評価委員会の意見

### 【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- 設定されている目標指標のうち、土砂災害に関するものは適切であると判断できるが、「今後の河川整備等により、洪水による浸水から守られる住宅戸数」は、特定河川のみを対象としており、単年度での施策の成果も見えにくいことから、より適切な評価を行うためには、県全体での浸水危険戸数に対する比も用いる必要があると考える。
- また、ハザードマップについては全市町村で完成しているが、大規模河川改修や気候変動に伴う降水パターンの変化があった場合には、現況との齟齬が生じることから、定期的な見直しの視点を踏まえて評価する必要があると考える。

### 【判定:適切】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

| 施策体系   | 評価原案                                  |   |  |
|--|---------------------------------------|---|--|
| 政策番号14:宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり  |                                       |   |  |
| <p><b>施策番号33:地域ぐるみの防災体制の充実</b></p> <p><b>(施策の概要)</b><br/>災害発生時の減災には、地域防災力の強化・向上が重要であることから、住民の自主防災活動と企業の防災活動等を促進するとともに、これらの活動のリーダーとなる人材育成や関係団体との連携強化を行うなど防災体制の充実を目指す。</p> <p><b>□県民意識調査結果</b><br/>・重視度(「重要」・「やや重要」の割合)<br/>81.8%<br/>・満足度(「満足」・「やや満足」の割合)<br/>42.1%</p> <p><b>□目標指標等及び達成度</b><br/>・自主防災組織の組織率<br/>達成度B<br/>現況値 85.0%(平成21年度)<br/>目標値 90.0%(平成21年度)<br/>初期値 81.0%(平成18年度)<br/>・防災リーダー研修受講者数<br/>達成度A<br/>現況値 1,678人(平成21年度)<br/>目標値 1,500人(平成21年度)<br/>初期値 34人(平成18年度)</p> | <p><b>施策の成果(進捗状況)</b></p> <p>概ね順調</p> | <p><b>評価の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の組織率は目標を下回ったが、防災リーダー研修受講者数は、予定を上回る受講申込があり、目標を達成した。今後、組織率を高めていくことに加え、防災リーダー研修も併せて実施することで、自主防災組織活動の充実が図れるものと考えている。</li> <li>・企業防災の推進についても、防災リーダーの養成や、BCPの策定が進んできている。</li> <li>・県民意識調査結果からは、施策の重視度が8割を超えているが、満足度が4割と低く、また、「わからない」という回答も3割を超えていることから、更なる事業の推進と周知を図る必要がある。</li> <li>・社会経済情勢としては、「岩手・宮城内陸地震」や「チリ中部沿岸地震に伴う津波」の発生により、自主防災組織や地域ぐるみの防災体制の必要性が強く認識されている。また、県内企業におけるBCP(事業継続計画)の認知度は、徐々に高まっている。</li> <li>・事業の実績及び成果等からは、各事業とも概ね成果を挙げつつあり、地域ぐるみの防災体制の充実化に寄与しているものと判断される。</li> <li>・以上のことから、施策の目的である自主防災組織の活動の活性化と、地域防災力の向上が図られつつあるので、本施策の進捗状況は概ね順調であると判断する。</li> </ul> |  |
|  |                                       | <p><b>事業構成の方向性</b></p> <p>現在のまま継続</p>   | <p><b>方向性の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の進捗状況は概ね順調に進捗していると判断するが、施策を構成する事業はソフト対策が中心であり、県全体の地域防災力の底上げを図っていくためには、息の長い継続した取組が必要であることから、本事業構成を維持して継続する。</li> </ul> |
|  | <p><b>施策を推進する上での課題等と対応方針</b></p>      | <p><b>【施策を推進する上での課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみの防災体制を充実するには、「防災意識の高揚」が欠かせないものであり、地域住民だけでなく企業や事業所等も含めた防災活動の促進が必要である。</li> </ul>  |  |
|  |                                       | <p><b>【次年度の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県沖地震が切迫していることから、県民総ぐるみで地震に立ち向かう気運を更に高めていく必要があり、今後、企業のBCP(緊急時企業存続事業計画)作成支援や、防災リーダーとなる「宮城県防災指導員」の養成を継続していくほか、地域防災力の向上に向け、自主防災組織のみならず幅広い人材育成について、スピード感を持って取り組んでいく。</li> <li>・震災対策事業の行動計画である「第2次震災対策アクションプラン」を着実に推進していく。</li> </ul>  |  |

## 評価原案に係る行政評価委員会の意見

### 【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・目標指標等に使用されている自主防災組織は定義が曖昧であり、その組織率を過信することの危うさを感じる。
- ・目標指標等の「防災リーダー研修受講者数」は施策の成果を評価するデータとしては不十分であり、防災訓練への参加人数等、実働可能な人数で評価するなどの工夫が必要である。なお、洪水や土砂災害に関してはある程度の事前予測に基づく対応が可能であるが、震災については不可能に近い点に配慮が必要である。

### 【判定:要検討】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

- ・防災体制の充実、とりわけ発生する地域及び時間帯の特定が難しい地震に対応するためには、自主防災組織の実態把握に加えて、時間帯別の被災や動員可能人員に関するシミュレーションを行うなど、より具体的な対策を行う必要があると考える。
- ・また、先の「チリ中部沿岸地震」に伴う津波の際の、防災リーダーや災害時通訳ボランティアなどの機能についての検証が、今後の体制づくりに有用であると考えられる。